

# 会報

第47号

国立大学協会

昭和45年2月

# 会 報

(第 47 号)

## 目 次

- 施政権返還と琉球大学……………池原貞雄…(1)  
断片的所感……………飯島宗一…(6)

### A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(9)
  - (1) 理事会 (11, 22) ……(9)
  - (2) 理事会 (12, 19) ……(15)
  - (3) 第45回総会 (第1日) (11, 24) …(19)
  - (4) 第45回総会 (第2日) (11, 25) …(26)
  - (5) 第12回事務連絡会議 (11, 26) ……(34)
  - (6) 第1常置委員会 (11, 22) ……(39)
  - (7) 全国普通科高等学校長会大学入学試験  
制度委員会と第2常置委員会との  
懇談会議事要録 (10, 4) ……(40)
  - (8) 第2常置委員会 (11, 11) ……(42)
  - (9) 第3常置委員会 (10, 17) ……(43)
  - (10) 第3常置委員会 (11, 22) ……(45)
  - (11) 就職問題打合会 (文部省主催)  
(10, 23) ……(46)
  - (12) 第4常置委員会 (10, 23) ……(48)
  - (13) 第4常置委員会 (11, 22) ……(49)
  - (14) 第5常置委員会 (10, 1) ……(50)
  - (15) 第5常置委員会 (11, 22) ……(53)
  - (16) 第7常置委員会 (10, 14) ……(54)
  - (17) 第7常置委員会 (11, 10) ……(55)
  - (18) 第7常置委員会 (11, 23) ……(58)
  - (19) 教養課程に関する特別委員会  
(10, 23) ……(58)
  - (20) 医学教育に関する特別委員会  
(10, 23) ……(59)
  - (21) 図書館特別委員会 (11, 10) ……(60)

- (22) 図書館特別委員会 (12, 15) ……(62)
  - (23) 大学運営協議会 (11, 21) ……(65)
  - (24) 第3回研究部会全体会議  
(10, 27) ……(68)
2. 諸会合……………(70)
  3. 第44回総会国立大学協会事業報告書…(71)

### B 要望書

1. 大学設置基準の改訂について  
(44, 11, 25) ……(76)

### C 資 料

1. 各大学における大学問題の改革につ  
いての申し合わせについて……………(77)
2. 各常置委員会の教員委員 (1名) 増  
員について……………(80)
3. 国立大学協会の総会公開および常置  
委員会の教員委員増員等の要望に関  
する審議経過……………(80)

### D その他

1. 学長・役員等の異動について……………(82)
2. 寄贈図書……………(83)
3. 窓  
単科大学の教授会……………(75)  
社会調査費……………(81)  
学問教育の地——湯島——……………(84)

# 施政権返還と琉球大学

池 原 貞 雄

1969年11月21日、佐藤総理とニクソン大統領の3日間にわたる会談が終わった。その会談の結果、沖縄に対するアメリカの施政権が、1972年中に日本に返還されることになった。会談後、佐藤総理はナショナル・プレス・クラブの演説で、「沖縄の返還によって名実ともに戦後の時代に終止符を打った。」と述べ、「太平洋新時代」に入ることを宣言した。

アメリカの極東戦略体制の『かなめ石』の役割を果たしてきた沖縄が、太平洋新時代の中で、どのような役割を負わされるのか、それについての具体的な構想は示されていない。これからつくられる返還協定や復帰後の沖縄の青写真によって、70年代の日本の命運と太平洋新時代における日本の進路を占うことができると思うので注目していきたい。

ところで、沖縄の復帰準備事務は、72年を目途にして急ピッチで進められつつあるが、沖縄における高等教育の一体化施策についても当然検討されなければならない。現在、沖縄には大学が5校あって、3校は4年制大学、2校は2年制の短期大学である。琉球大学は、沖縄における唯一の政府立大学として、この地域の学問研究と教育の中心的機関としての役割をになってきた。したがって、琉球大学の整備を推進することは、本土と沖縄の教育の格差を解消していくための重要課題とされ、本土の国立大学の水準に達するようその整備がはかられてきた。しかしながら、その整備の実情は、施設設備の面においても、また教員の充実等教育研究体制の面においても相当の立ち遅れがある。それゆえ、復帰の際に国立大学への移行を望む琉球大学としては、復帰までに国立大学の水準に達することを目標にして年次計画をたて、本土政府の復帰準備事務を軌道に乗せ、その実現を期して努力していきたい。

ところで、琉球大学の現体制と国立大学の組織・制度にもっていくためには、琉球大学の管理・組織・制度などの面の一部を改める必要がある。琉球大学は、日本とアメリカの大学制度のよさをとり入れ、これに地域の特殊性を加味した独自の体制をつくりあげてきた。本土の国立大学と比較して、琉球大学の特色と思われる若干の事項をとりあげて、簡単な説明を加えてみよう。

大学の自治を尊重するとともに公正な民意を反映させ、琉球大学の適正な管理をはかるため、法によって琉球大学委員会が設けられている。大学委員会は、行政主席が立法院の同意を得て任命する5人の学識経験者、職責委員として中央教育委員会の委員1人、および文教局長の7人の委員をもって構成される。大学委員会の職務権限は、①琉球大学の管理に関する一般方針、②施設及び管理に関する立法案の提出、職員の任免その他人事、③入学学生数の決定、④予算見積りの承認、⑤授業料・登録料・検定料の額の決定、⑥財産の取得管理及び処分、⑦寄附募集の許可及び寄附金の受入れ、⑧その他法令によりその権限に属させられた事項、となっている。しかし、大学委員会は、学長の助言と推薦がなければ、前述の事務を行なうことができない。委員会への議題の提出権は学長が保有し、委



琉球大学長池原貞雄氏と琉球大学の全景

員会みずから発議することはできない。委員は非常勤である。

学科の内部は、講座制や学科目制によって区分されていない。したがって、職別定員による教員の縦の系列はなく、全学科教員をもって一つの教学の単位を構成している。教授はほぼ学科教官定員の半数を目途にしているが、助教授と講師については、明確な職別定員の設定はしていない。教官の昇任は、研究および教育上の業績を点数化し、一定基準以上に達した者について、教授会で審議し投票で決める。

教育科目の提供は学期制を原則にし、特殊の科目についてのみ通年制を適用している。開設される専門科目は学期ごとに更新をはかり、バラエティーのある講義を準備し、マンネリズムに陥ることを避けている。しかし、一般教育科目の場合には、逆に、前期と後期に同種類の科目が繰り返し提供される。それによってクラス・サイズを小さくして学生との接触度を深め、受講生の更新を行なうことによってより多くの学生と接触するように配慮している。教科目の提供が学期制になっているので、10月にも正式の卒業式を挙行し、その月の日付で卒業証書を授与している。10月卒業生の数は、年によって変動があるが、20～30人程度が従来の実績である。

学生みずから学ぶ自律性を考慮して、画一的なカリキュラム編成を避け、選択の自由を拡大するよう努めている。学生はみずから受講したい科目を選び、それに登録することによって受講する権利を取得するのである。学生は在学中であっても、正当な理由もないのに定められた期間内に登録しない場合は除籍される。除籍された者で、理由を付して再入学を願い出た者は、教授会がその理由を検討し、正当と認めた場合は、次の学期から登録することを許可する。学生は大学の提供するどの教育科

目にも登録することができる。必修科目、選択必修科目を除く教科目は、どの学部どのの教科目に登録してもよい。したがって、学生の受講時間割は、学生個人によって異なるといってもよい。

1 個学期当たり18単位に達するよう教科目を選んで登録させるのを原則としている。もし、これをこえて登録を希望する者は、学部長の許可を必要とする。学部長は、その者の学業成績や事情を調べて、適当と認めた場合は基準単位をオーバーして登録することを許可する。学期末テストの結果、9 単位未満の単位取得者は、原則として除籍される。もし、9 単位未満取得者が、事由を付して除籍猶予を願い出て、教授会がそれを認めた場合は、次の学期の登録を許し、成績回復の機会が与えられる。9 単位以下取得した学期は、在学した学期数に算入されない。2 個学期連続して9 単位未満の場合は、理由のいかんを問わず除籍される。この場合には、除籍されて1 年以後でなければ再入学を願い出ることはいない。

一般教育を担当する部局として、制度上正式に認められた教養部があり、学部にあらずる処遇が与えられている。一般教育が責任をもって有効に行なわれるよう、一般教育を担当する実質的責任教官を定め、連絡のため専門学部の教官を加えて、一般教育の管理・運営にあたる教養部運営委員会の設置が法制化されている。一般教育科目は4 年間にわたって履習してもよいので、教養課程において留年という現象は起らない。学生の履習の実態はいわゆる「くさび型」になっている。なお、専門学部は、一般教育科目を担当する義務を負っている。

教員養成制度は機構からも、また機能上からも、伝統的に複雑な問題を持っている。年を追って教員免許取得希望者が減少しつつあるとはいえ、卒業生の50%以上が教員免許を得て教職に就くことを希望している。このような学生の要望にこたえるため、教育学部が中心にはなっているが、全学が教員養成に積極的に協力している。教育学部は、教育学科・心理学科・初等教育科・音楽科・体育科・技術教育科をもって構成されている。教育学科と心理学科は教員養成を目的とする学科ではなく、それぞれの分野の学問研究と教育を行ないつつ、全学の教員免許取得希望者に、教職科目を提供する。教育学部の教官定員で提供できない専門科目は、他学部で開設するものを選んで受講しなければならない。

琉球大学では、アメリカのランド・グラントカレッジの理念を建学の精神としているので、地域社会への奉仕は大学の重要な使命の一つだと考えられてきた。現在でも農学部で普及施設の部門を設け、若干の専任普及教官を置き、学部教官と協力して農業普及事業および生活改善指導を行なっている。また、学生部の教務課に普及講座係を置き、一般成人向けの英語講座・教養講座・現職教員再教育講座などを開設し、テストに合格したものに対しては、普及単位を与えている。普及単位は、通常の大学単位としては認められていない。

給与制度については、地域社会における特殊事情に対する配慮に基づいて、一般職の職員の給与法の特例法として琉球大学教員の給与に関する立法が制定施行されている。教員に適用される現行給与表は、学長・教授、助教授、講師、および助手の4つの等級構造をとり、かつ、講師以上の等級においては通し号給制が採用されている。助手の等級については独自の給与曲線を採用している点などが、琉球大学教員の給与制度の特異性として指摘されよう。そのほか、給与表の各等級における号給

構成、給与額、および昇給期間等については、国立大学教官の給与制度にほぼ対応する措置がとられているといえよう。

琉球大学の創立と同時に、布令第50号によって「琉球大学財団」と称する法人団体が設立された。この財団は、個人または団体からの金品の寄附を受けたり、投資や事業を行なって利益をあげ、大学や学生に対して資金援助を行なうことを目的としている。学長、大学事務局長を含む11人の理事が管理し、その事務は琉球大学に委嘱され、職責理事である大学事務局長が幹事になる。財団は米人向け貸住宅や職員のためのアパートの経営、企業への投資などを行ない、それらからの収益金は、学生への奨学資金・教官の研究助成費・職員の短期研修・国際学会への出席旅費・学生への短期貸付けなどに充てられる。アジア財団、個人や会社からの資金が、直接大学内の個人に支給されないよう、すべて財団が受領し、大学の意見に従って支出される。この財団は、琉球大学の公予算でカバーできない運営上必要な資金を援助する重要な制度となっている。

以上、琉球大学の現体制における特色と思われる事項のうちの主なものである。これらの事項は、いくたびか改善が加えられて今日に至ったものであるが、変貌を続ける社会情勢と学問の進歩にそぐわない事項もでてきたので、その改善を目ざして検討を進めている。

沖縄返還が実現する72年に、琉球大学が国立大学になるかどうかは、未確定である。しかし、琉球大学は国立移行を希望し、文部省もその希望の線に沿って、琉球大学の整備拡充の面で指導助言を与えてきたと理解している。したがって、琉球大学が国に移管される可能性はきわめて大きいと思う。ところで、国立大学移行の際に問題になると思われるのは、琉球大学の機構と国立大学の現体制との間の相違点である。「石の上にも三年」といわれているが、長い年月をかけてつくりあげてきた制度を、一挙に大幅な改革を行なうことは、並大抵のことではない。

ときあたかも、大学制度の改革が国家的課題にとりあげられ、国内の各方面で検討が進められている。そして、すでに多くの改革案が提示される段階にまでできているので、もはや現行大学制度の改革は時間の問題といえよう。こういう情勢のもとで、改革されようとする大学制度を、琉球大学にもち込むことは、果たして賢明な策といえるだろうか。現行大学制度を琉球大学にとり入れたとしても、日ならずして再び制度の改革を余儀なくされることは明らかである。しかも、多くの改革案に現われている事項の中には、すでに琉球大学で実施されているものもかなり含まれている。したがって、琉球大学を国立大学に移行させる手続きは、前向きの弾力的な措置をとるよう配慮し、無益な混乱を避けるよう努めるべきであろう。

琉球大学では、従来の実績をふまえ、琉大の置かれている立地条件を生かし、広く国内および国際的広域社会における学術文化の向上に寄与できる大学を構想し、その具体的施策を検討しつつある。その結果できあがる琉球大学像が、必ずしも現行大学制度のわく組みの中に納まるものとなるとは限らない。もしそうなったとしても、国家は、新しい大学制度のテストケースとして、琉球大学の構想を最大限に尊重して、強力にバックアップするよう期待したい。

それに関連して思うことは、現在検討されている新しい大学制度は、財政措置に必要な最少限の法令化にとどめ、各大学で構想された大学像を包含できるものであるのが望ましいということである。

法令によって大学の類型化をはかっても、学問や社会の進歩の度合いからみて、遠からず再検討の必要性が生じてくるであろう。時代にふさわしい大学づくりは、結局は、大学自身の倦まない自己改革の努力の積み重ねにまつほかないであろう。

全国国立大学では、琉球大学の教育・研究を援助するために、これまで多くの教官を派遣し、また、多数の琉大教官の研修を引受けてきた。この機会に、全国の国立大学に対して、深じんなる謝意を表すものである。あわせて、今後も琉球大学の発展に力をかしていただきたく、とくに、琉球大学が、国立大学協会の正式のメンバーになれるよう、国大協の格別のご配慮をお願いしたい。

(琉球大学長)

# 断片的所感

—大学改革をめぐって—

飯 島 宗 一

現在の日本の大学、および大学をふくむ学術研究体制ならびに教育体系には批判検討の余地が多く、改革を要する問題が山積していることを否定しえない。大学改革は、1970年代の日本のもっとも重要な課題のひとつであろう。しかもそれが、単なるスローガンや、流行模索の域に止まらないで、生むべきものを生み、創るべきものを創り上げてゆくためには、強大なエネルギー、透徹した文化史的視野、根気づよい努力の積み重ねとともに、およそ『ものをつくってゆく』ための手順そのものについてのわれわれの反省、およびその反省にもとづく『手順の創造』が要求されるように思われる。もともと、今の時点で、大学改革という形で問題が提起されるようになったひとつの原因は、戦後20年の経過の中で、大学の不断の発展的対応ないし自己創造が、何らかの形で閉塞したことにある。あるいはこの『閉塞』は、社会の側でのものごとの変遷推移が異常に加速されたため、『ひびみ』として相対的に生じた『閉塞』であつたという見方もできるが、それにしても対応不全の事実とそれがふくむ問題性をこの見方で消し去ることはできない。相対的にせよ、絶対的にせよ大学の生理的な創造的対応を閉塞せしめたものが何であつたかの追究なしに、改革の出発はあり得ないのではないか。

このことは、実は大学問題に限ったことではないので、公共投資の立遅れ、農業問題、公害問題、住宅問題、交通問題など、より一般的に、いわば、規制的行政から創造的行政へとでもいうべき課題をふくむと思われる。これらの問題領域での行政のあり方は、今までのところ、『さわぎがおこって始めて対処する』という共通傾向があつて、つまりは日常における創造的対応の制限ないし閉塞の表現である。と同時に、長期的視野の欠乏の問題でもあつた。その他この種の不全現象の病因はおそらく多元的であつて綿密な組織的分析を必要とするであろう。大学問題に限って見れば、行政と大学の間で、相互に責任のなすりあいがおこなわれている形跡がある。あるいは、相互不信、相互非難とすらいい場面がある。これを権力と学問の対立ととらえるのもひとつの公式であるし、また、国家社会における教育機能のあり方、それにかかわる行政の筋道と大学の責任という高次の視野で、批判を加えることも可能である。しかし、実感に即していえば、行政と大学の間には、断絶と癒着とが奇妙に共存しているというのが現実である。この現実はいろいろな意味でかなり日本的な現象であつて、それを直視してみる必要があるのではないか。そして、このような両者の関係の正しい意味での克服なしには、新しい教育体系、あたらしい大学の創造は現実化しえないと言わなくてはならないのである。

この種の『閉塞』の追究にあたって必要なことのひとつは、ごく些細に見える日常的な手続き、あるいは慣習のひとつひとつについても、それらを軽く見すごさないで再点検するということである。ここにはその一々の事例を列挙することを省略するが、おしなべて、一見つまらぬ事柄を事態に即し



て検討し、それを確実につみ上げてゆくことを怠れば、改革というようなものも所詮は表向きの衣裳替えに終り、新制度は新制度として再び硬直化するであろう。けだし、ごく平凡な手続き的事象が、設計を日常の現実 に 投影し、また日常の現実を設計に反映してゆく媒介者として作用するからである。それだけに、このごく日常的なものごとの処理の仕方、すすめ方のもつ効果は、目に見えないように実はきわめて大きく、わるい意味の官僚主義ないし官僚支配はまさにこの点にその支点をおいているとってよい。そして、わるい官僚主義は、どのような政治体制下においても発生しうることには留意しなくてはならないし、またもちろん行政官庁に発生するのみでなく、大学にもそれが発生する可能性が十分に存在するのである。ことに東洋の風土を源流とする官僚主義は、不死身ともいえる程に根づよいものであって、改革を論じ、近代主義をぶちまくる人間といえども、その汚染を必ずしもまぬがれていないということが問題なのである。むしろ、「モダンな官僚こそコンピューターがお好き」かも知れない。

大学の改革が実現するか否かは、以上のように高次、低次種々のレベルを包含する、広義の『行政』の創造的能力に係る部分が少くないと考えられるが、さらに大学問題、教育問題が、産業の問題、物的公共投資の問題とその本質において異なる課題をふくむのは、それがすぐれて一義的に人間にかかわり、またいわば文化的な価値の認識に直接にふれざるを得ないという点にある。その意味で、創造的行政が期待され、必要であっても、それだけがこの場合万能ではない。万能であろうとすることがむしろ危険である。上述の低次の日常的手続きの点検も、かなり『リーチ』の長い、ものの本質についての展望に支えられていなくてはならず、その『リーチ』の長さは、電算機に依存して機械的にのばせばそれで足りるといった底のものではない。そこで、大学改革への認識の本質が問われるのであって、その認識が、現実の末端にまで有効に作用しうするためには『歴史的』な重みに徹する必要があるのである。大学は、『生きもの』であって単なる『もの』ではない。しかも歴史の中に生れて、歴史を創る、いきの長い有機体である。混沌に似ており、混沌が気に入らぬからといってあまり賢くいじりすぎると死んでしまうであろう。むしろ殺してしまえという立場もあるかも知れないが、それはある意味では、すべての人間の中に内在するあるものをも同時に殺してしまうかも知れないのである。その意味で、大学の改革と創造には、単なる反射的思考をこえた、ふかい文化的・政治的洞察が必要であり、その『ふかさ』は歴史に対して責任を負うところに出発するものでなくてはならない。

以上は、当面の大学改革についての、ごく断片的な所感である。断片的という意味は、堂々たる大学改革論からは洩れてしまうような問題点に、非体系的にかかわっているということである。何故そこにかかわるかといえば、いうところの大学改革が、日本の現実の中で、いかにして「事実」になりうるかを、切実に思うからである。整然とした大学改革案を起草することは必ずしも難事ではないが、それが「実現」され、しかも現実には誤らないため、何が必要であるか。ここには差当って大学改革の基礎理念が、歴史の中での必然性を包摂することにより、はじめて保証されるところの歴史的現実性の問題と、それに対応して理念と設計を具現するための、広義の行政的創造力の検討の問題の2点にふれた。この指摘は一見抽象的にうけとられるかも知れないが、そうではない。現に大学に席をおき、大学改革に責任を負わねばならぬ立場からの切実にして具体的な提案のつもりである。このと

ころ、大学改革案はむしろ汎濫しているが、テヒノクラートのなたくみさ、思想の衰弱を補う饒舌、それぞれの自己責任回避の傾向はないか。それぞれに切実であり、真面目であろうとすることを疑わないが、われわれの精神にズシリとひびくものがもうひとつ要るのではないか。そして「行政」の衝に当る人々も、このズシリとしたところに対し敬虔にことに当るという気持が要るのではないか。

(広島大学長)

# A 事業報告

## 1. 諸会議議事要録

### (1) 理事会議事要録

日時 昭和44年11月22日(土) 午前10時~午後2時  
場所 東京大学附属図書館集会室  
出席者 奥田会長, 和達副会長  
堀内(代, 伴), 柳川, 秋月, 加藤(代向坊), 小塚, 宮島(代, 綿貫), 馬場,

今西, 藤本, 稲荷山, 坂本, 前川, 田中, 広田各理事  
井上(第3), 近藤(第6), 鎌田(第7)  
各常置委員長  
横田監事

奥田会長主宰の下に開会。

会長より, 開会の挨拶があって後, 代理出席の伴教授(北海道大学), 向坊教授(東京大学), 綿貫教授(東京教育大学)の紹介と前理事会以後の理事, 常置委員長の異動について, つぎのとおり報告があった。

役職名	旧	新
理事 同 第4常置委員長	村松裕次(一橋大)	馬場啓之助(同大事務取扱)
	梶田茂(島根大)	坂本四郎(同大事務取扱)
	太田敬三(東京医歯大)	柳川昇(弘前大)

なお, 欠員中の「医学教育に関する特別委員会」の委員長には, 清水東京医科歯科大学長事務取扱が選任された旨報告があった。

ついで, 丁子主事から, 本日の会議資料の説明があり, 続いて, 二宮主事前回の議事要録を朗読し, 承認され, 議事に入った。

### 1. 会務報告

#### (1) 要望書の提出等について

下記の要望書を去る10月11日 文部, 大蔵両大臣ならびに日本育英会々長に提出し, その際, とりあえず書面をもって各学長宛にその旨を報告し, ご了承を願ったが, 本日改めて追認を願いたい。何れ詳細はあとで関係常置委員長より, ご報告願う予定であるのでお合

み願いたいと述べられ, 承認された。

- ① 昭和45年度予算に関する要望書
- ② 大学保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについての要望書
- ③ 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

#### (2) 大学問題の調査研究について

このことについては, 前総会において従来の大学問題研究部会を改組し, 新たに設けられた第1, 第2, 第3の各研究部会において泊りこみ作業を行ない集中的に審議を行なうなどして, この程ある程度のとおりまとめが出来たので, 昨21日に大学運営協議会を開き各研究部会から中間報告があった。この報告

は、各研究部会が現在までに行なった調査研究の結果を一応とりまとめて報告したものであり、まだ確定的な成案というべきものではなく、各大学の改革案の方向を追いながら、現在の問題点を一応指摘するという意味での中間まとめに止まり今後も事態の推移により修正補充されるべきものであることをお含み願いたい。

なお、予めご了解を得ておきたいことは、学生の地位、参加等学生問題については、各研究部会で関係項目についてそれぞれ或る程度のことは触れているが、さらに補足すべき問題点が残っているので、これらについては各研究部会に第3常置委員会および第4常置委員会から委員長、専門委員等の参加を願って目下検討中であり、この意見がまとめれば今回の報告に追加補充するつもりであるのでお含みおき願いたい。

なお、大学改革案に関する各大学間の連絡強化の件については、各大学のご協力により今日までに15大学から22種の大学改革案等の資料をお送り願ったので、大学運営協議会より大学問題検討資料として、その都度これらを各大学へ送付し、大学間の連絡強化につとめている旨報告があった。

続いて、各研究部会長より、資料7および8により、それぞれ審議経過と概要について、つぎのとおり報告があった。

#### 1) 第1研究部会（柳川部会長報告）

第1研究部会は、管理運営部門を担当し、主として「人事」と「学内機関」について検討を続け、最近一応のまとめはついたが、なお、学生問題に関する検討が不十分であるので、この点について目下第3、第4各常置委員会の協力を得て、学生問題合同研究部会を

つくり検討中である。

なお、研究部会の差し当たっての中間報告は、12月20日頃を目標としてまとめる予定であるが、学生問題を含めての中間報告は、明年1月末頃となる見込である。

#### 2) 第2研究部会（小塚部会長報告）

第2研究部会は、研究と教育方面の部門を担当し、各大学の改革案等も考慮に入れ検討を重ねてきた結果、この程一応の中間報告案がまとまった。

報告案は、つぎの三案に分けて検討したものである。

A案 一般大学の構想

B案 専門大学の構想

C案 現行制度下の大学改革案

なお、学生問題に関する問題は、必ずしも各研究部会にとり入れるものばかりでもないもので、どう扱うか学生問題合同研究部会で目下検討中である。

その他特別委員会で検討の一般教育や大学院の問題も参考として取り入れ検討したい。

#### 3) 第3研究部会（部会長に代わり、秋月委員報告）

第3研究部会の担当部門は「大学と社会」であって、検討を重ねた結果、つぎの4項目に大別して一応の中間報告案をまとめた。

- ① 総説（現代社会と大学、社会的存在としての大学）
- ② 大学の制度
- ③ 大学における研究（産学協同、地域社会への奉仕、特許権、研究資金、施設の開放）
- ④ 大学における教育（大学教育の多様化、大学教育の目的と内容、大学における職業教育、大学教育の開放、教育方法、大学教

官の国際交流、大学教育改革の方途)

なお「学生問題」については、他部会と同様合同研究部会で目下検討中である。

- (3) 「各大学における大学問題の改革についての申し合わせ」について

(配布資料19)

会長より、大学制度の検討に関連して別紙資料(19)のとおり、或程度全国立大学としての態度について申し合わせをしておく必要があると考え、昨日の大学運営協議会で協議願ったが、これを総会に諮りたいと思う旨述べられ、事務局より、現在大学問題の改革については各大学においてそれぞれ自主的に行なわれているが、その中には各大学に共通する問題など、問題の性質によっては国立大学として対外的にも同一歩調をとることが望ましいし、またむしろ必要ではないかという事で、只今会長のご説明にもありましたように、基本的な大筋について、別紙配布資料(19)のように申し合わせをしておいた方がよいのではないかと考えにより、昨日開催された大学運営協議会で検討された結果了承を得たので、本日の理事会にお諮りしてご承認を得れば、明後日の総会において、審議を願い承認を得れば、全国立大学の申し合わせということになる等その趣旨の説明があり、会長より、具体的な方法は後で話し合えばならぬが、今日はこれを明後日の総会に取り上げるかどうかについて諮られ、大学固有の問題とはどういう問題かなど質疑応答があって、結局、総会において話し合うことに了承された。

- (4) 事業報告について

丁子主事より、配布資料(9)により前総会より今総会までの間に主として次の事業を

行なった旨を報告し、その大要の説明があった。

- ① 諸会合(総会、理事会、事務連絡会議、常置委員会、特別委員会、大学運営協議会その他) 88回
- ② 要望書等対外諸活動その他 7件  
(要望書・会長談話等)
- ③ 会報発行 45号、46号
- ④ その他文部当局との懇談、大学間連絡強化(資料交換)等

## 2. 協議事項

- (1) 第45回総会の日程について

事務局より、11月24、25の両日にわたり学士会館で開催される第45回総会の日程について、別紙日程(案)により説明があり、承認された。

なお、総会日程と関連し、今総会の際開催する国立大学長懇談会について次のとおり説明があり、協議の結果承認された。

- (2) 国立大学長懇談会について

事務局より、別紙配布資料11の(1)および(2)によって第40回総会の決定にもとづく国立大学長懇談会の運営について説明があり、さらに総会決定によれば「総会を2日目の午前中に閉会し、午後を国立大学長懇談会にあてることとなっているが、今回の国立大学長懇談会は、特に文部省の都合で総会第1日目の午後に繰りあげることに変更したい旨説明があり、了承された。

- (3) 総会の公開その他の要望について

初めに、事務局より、前総会(8月)の際、東北地区国立大学教官団連合より、総会の公開についての申し入れがあったので、これを直ちに総会に諮った。同総会は、大学立法に対処するための臨時総会であったため次

回総会までに理事会で検討してもらい、次の総会で態度を決めることになっていたが、その後10月17日付で東北大学の広中教授よりこれに関連した意見の申し出があった。

以上の申し入れおよび意見次の①および②は44年8月協会受付、③および④は44年10月協会受付)は大体において

- ① 総会は国立大学教官に対し、公開さるべきである。
- ② 公開の形式としては、例えば学長のほかに各大学1, 2名の教官をオブザーバーとして出席させる等の形も考えること。
- ③ 常置委員会の教員委員は、各大学から1名ずつ出すものとする(各常置委員会に適任者を配置することができるよう理事会において配慮する)。
- ④ 常置委員会の教員委員は総会に出席することができるものとする(その資格はオブザーバーとするのが妥当である)。

の四つの問題に絞られると思う旨説明があり会長より、この問題については、総会までに検討することになっていて、昨日の運営協議会でも意見を伺ったがどう処置すべきかについて諮られ、なお、事務局長より参考のため配付資料12(1), 12(2), 12(3) (特に朗読し)によって今までのやり方、方針、いきさつならびに昭和40年会則大改正当時の経緯等について詳細にわたり説明があり審議に移った。

審議の初めに、公開する場合、現在の制度とくらべどのような利害得失があるかとの質問があったが、これに対して、事務局より現行会則改正当時その審議にあたった「組織整

備特別委員会における公開・非公開等に関する意見」等従来の事情を説明した。

また、教員委員増員の意見に関連し、次のような質疑応答が行われた。

○ 常置委員会の教員委員は、現行規程では学長委員の $\frac{1}{2}$ 以内となっていて、現在常置委員会の学長委員は10名乃至11名で、教員委員は3名までおくことが出来るようになっている。しかし、現員は2名で1名は増員できる。

○ 現在各委員会に学長以外の教官で参加している数は、延人員約65名である。

以上の資料および意見交換にもとづき、さらに協議した結果、総会公開の問題は、従来どおり非公開の方針で運営することとし、また、常置委員会への教員委員の増員については、学長委員の $\frac{1}{2}$ までは可能であるので、次のとおり現在の2名を3名とし得ることに異議なく承認された。

「各常置委員会において、必要ある場合は会則第22条第2項第2号の委員を3名置くことができる。

ただし、次期改選日までの間は、地区選出の割当等については考慮しない。」

会長より、今決定された結論は、第45回総会に報告し、総会で了承を得れば、このように決定したい旨を特に発言して了承された。

(以上で午前の会議終了)

(午後1時再会)

(4) 特別委員会委員の補充について

下記のとおり委員の補充を行なった。

委 員 会 名	退 任 委 員	補 充 委 員
1) 新設大学拡充特別委員会	水戸部 (横浜国立大)	越 村 (横浜国立大)

2) 教養課程に関する特別委員会	黒崎(大阪教育大) 忽那(熊本大)	山崎(大阪教育大) 六反田(熊本大)
3) 科学技術行政特別委員会	梶田(島根大) 妻木(九州工業大) 町野(鹿児島大)	坂本(島根大) 葛西(九州工業大) 中村(鹿児島大)
4) 図書館特別委員会	本城(大阪大) 長谷川(徳島大)	釜洞(大阪大) 鈴木(徳島大)
5) 研究所特別委員会	谷口(九州大)	入江(九州大)
6) 医学教育に関する特別委員会	太田(東京医歯大) 本城(大阪大) 町野(鹿児島大)	清水(東京医歯大) 釜洞(大阪大) 中村(鹿児島大)
7) 入試期特別委員会	城戸(名古屋工大) 谷口(九州大) 妻木(九州工業大) 忽那(熊本大)	山田(名古屋工大) 入江(九州大) 葛西(九州工業大) 六反田(熊本大)

(5) 各委員会委員長報告

① 第1常置委員会(小塚委員長報告)

第1常置委員会では、前総会で昨年7月25日付で行なったアンケートの結果を集計検討して作成した「大学院問題に関する第一次アンケートについて」の調査経過を口頭をもって一応報告しておいたが、その後さらに検討の結果、別紙資料13「大学院制度の改善について」のとおり、第1次中間報告として意見をとりまとめた。十分な検討時間の余裕が無かったので、できれば、これを各大学に送付してさらに意見を聞いて検討したい。

② 第2常置委員会(秋月委員長報告)

入試期特別委員会は、前総会で報告されたとおり入試期(1期・2期の振分け)決定の具体的方策を検討してきたが、いろいろと問題があって意見の一致を見ることができなかった。その後大学紛争その他の情

況の変化により、第2常置委員会で抜本的に入試制度全般(特にその方法)を検討することになり、入試期特別委員会は一時休止することになった。本委員会では前総会以後、高校長側との懇談会を開いて意見の交換を行なったり、また、東京大学の「入試制度委員会」の改善案などについても説明を願ったりして検討しているが、未だ具体的意見はまとまらないので近く「入試改善のアンケート」を、各大学へ送って意見をききたいと思っている。お認め願えれば明後日の総会にアンケートを出してよいかどうかをお諮り願いたい。

③ 第3常置委員会(井上委員長報告)

第3常置委員会では、目下つぎのことを検討中である。

- 1) 文化系サークル部室の新営に関する基準(案)の設定について別紙配付資料14のとおり一応の案としてまとめたので、

その大要を報告したい。

2) 卒業予定者の就職推せん時期の問題について

この問題は、例年のことながら、求人側と大学側との申し合わせが守りきれない状態なので、本年は特に申し合わせ違反の実例などを調査したところ、かなり多くの違反があることがわかった。(配付資料15)

その後、第3常置委員会で検討したところ、新年度からは事務開始も推せん開始も事務系、技術系を問わず、総べて6月からとしてはどうかとの意見があったので、改めて来年度の推薦選考開始時期について各大学にアンケートし調査したところ、大学からは6月に統一することについて既に賛成の意見もあり、集計を急ぎたい。

なお、私立大学側では、7月以降としたい意見が多かった。

④ 第4常置委員会(柳川委員長報告)

第4常置委員会では、前総会後次の事項について要望書を提出した旨報告、追認された。

1) 保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについて

(資料4)

2) 奨学制度の拡充について (資料5)

なお、この外単位不足学生に対する奨学金停止の問題について善処方を、その他「学生災害保険制度」について、各大学にアンケートして検討を進め、「学寮」の問題についても第3常置とも連絡をとり、検討をすすめていきたい旨報告。

⑤ 第5常置委員会(委員長未決定のため丁

子主事報告)

初めに、欠員中の委員長は、本日午後開催する委員会において決定する旨を報告の後、第5常置委員会としては、前総会后、つぎの問題について検討中である旨報告。

1) 大学間の協力の問題(自由討議の段階)

2) 留学生教育の改善(文部省側より説明を聞くなどして検討中)

3) 文献センターの利用、周知方について  
東大の文献センターを見学するなどして検討中である。

⑥ 第6常置委員会(近藤委員長報告)

第6常置委員会としては、先程読みあげたつぎの要望書を文部、大蔵両省へ提出し説明要望した旨報告、追認された。

昭和45年度予算要望書(別紙配付資料3の(1))

なお、国立大学教官の定員削減がさらに強化されるやに解される記事が一部新聞紙上に登載されたことについては、早速調査の上、別紙資料3の(2)のとおり各大学長にお知らせした。

⑦ 第7常置委員会(鎌田委員長報告)

第7常置委員会では、前総会后、引続いて教員養成大学のあり方について自由討議の形で検討してきたが、未だ検討中であり結論は得られないが、主として目下つぎの点にしばって検討をすすめている旨報告した。

1) 教員養成を目的とする大学の修業年限は、4年以上とすべきこと

2) 教育系学部の統一基準をつくり、教育水準の確保につとめるべきこと

3) 今後の教育学部のあり方(位置づけ)



について

- 4) 後継者(研究者)の養成と今後の問題  
について

⑧ 教養課程に関する特別委員会(小塚委員長報告)

この委員会は、設置以来約2年半、その間2回のアンケートによって意見を調査しこの程別紙配付資料16の「大学における一般教育と教養課程の改善について」のとおり一応の意見をまとめた。

ついては、明後日の総会でこの報告をするがその上でこの委員会はこれを以って解散するか或いは存続し、引続いて検討するかを決めてほしい旨述べられ、このことは協議の結果、総会終了後、次の理事会で協議の上決めることとした。

なお、大学設置基準の改訂について、別紙(配付資料17)のとおり要望書を提出してはと考えるが、ご審議願いたいと提案があり、要望書(案)の全文を朗読の上、その内容について説明があり、討議の結果、文案の一部に修正を加え、本日午後2時から開かれる第1常置委員会でさらにその扱い方等を検討して貰うこととした。

⑨ 医学教育に関する特別委員会(丁子主事報告)

前総会以後、大学病院のあり方について検討中である。

⑩ 図書館特別委員会(丁子主事報告)

前総会以後、図書館設置基準や改善要項について検討中である。

以上で、本日の理事会を閉じた。

## (2) 理事会議事要録

日時 昭和44年12月19日(金)午後1時

場所 国立教育会館中会議室(虎の門)

出席者 本川、和達各副会長

柳川、秋月、加藤、小塚、宮島、馬場  
今西、前田、藤本、稲荷山、坂本、中塚、広田各理事

後藤第5常置委員会委員長

細谷、横田各監事

会長欠員のため、和達副会長より前任の学長である本川副会長に議長をお願いしたい旨の提案があり、本川副会長が議長となって開会。

本川議長議席につき開会の挨拶があつて後、前理事会後における理事、常置委員長の異動について、次のとおり報告があり、紹介された。

役職名	旧	新
理事	奥田学長(京都大)	前田学長(同大)
第5常置委員長		町野学長(鹿児島大)
		後藤学長(大分大)

### 議 事

#### 1. 会長選任について

本川議長より奥田前会長が、去る12月15日京都大学学長を退任されたのに伴い、当協会会長も同日付をもって退任されたので、後任の会長を会則に従い互選を願いたい旨が述べられ、ついで、事務局長より関係規則の説明があり、本日欠席の理事から委任状(会長の互選について一切の権限を議長に委任する)5通とほかに中川理事からの投票(選挙の際その席上で開封することを前もって依頼されてあるもの)があるが、委任状は議長に決定

権を委任したものと解されるので問題はないが、中川理事の投票は前例もないし規則にもないので、どのように管理するかについて諮られ、実質的には不在投票と思われるが、手続が不備で、認めるとすれば規則を定めてからのほうがよいではないかなどの意見もあり、議長より認めるとすると前例にもなると思う、今回だけ認めて今後新たな問題として取り上げることとするかどうかと諮られたが、結局、手続きにも疑義があるので、この問題は今後検討することとして、今回は認めないこととし、議長より中川理事にその旨を伝えることとした。

ついで、投票の方法について、議長より、投票は単記（大学名を書く）無記名により行ない第1回目に過半数を得られなかった場合は、上位3名について改めて選挙を行ない、若しそれでも決まらない場合はもう1回上位3名について行ない、それでもなお決まらない場合は2名にしばり投票を行なう案が出されたが、協議の結果、先ず投票を行ない、その時問題が生じた場合に、改めて相談することとし、なお選挙管理は監事と事務局長が当たることとして第1回の投票を行なった。

理事会出席者17名（理事・常置委員長25名の過半数が定員数）につき理事会成立。

うち理事出席数 15名（欠席6名内委任状提出者5名その他1名）

投票数 15票

第1回投票の結果、東京大学が過半数を占め、加藤理事（東京大学長）が会長に選任された。

## 2. 会長の新任挨拶

加藤新会長より、会長就任の挨拶があり、同会長主宰の下に議事に入る。

## 3. 理事退任について

小塚理事（東京芸術大学長）より、来たる12月20日付をもって、東京芸術大学を任期満了により退任することとなり、本協会の理事その他関係役員も同日付をもって退任することとなるに際し、多年の交情を謝し、退任の挨拶があった。これに対し会長より、8年間にわたるご協力に対し感謝の辞が述べられた。

（5分休憩の後、議事再開）

議事に先だち、前回の議事要録を朗読し、一部字句の修正があって、承認された。

## 4. 会務報告

### (1) 要望書等の提出について

第45回総会において決議された「大学における一般教育と教養課程の改善について」および「一般教育に関連のある大学設置基準の改訂に関する要望書」を去る11月25日文科大臣あて提出し、奥田会長、和達副会長、小塚教養課程に関する特別委員会委員長、柳川第1研究部会長、近藤第6常置委員長が天城文部事務次官（村山大学学術局長同席）に面談して要望した。なお、その際第1常置委員会の「大学院制度の改善について」の（第一次中間報告）案については、目下各大学の意見をきいているものであるが、中教審等の関係もあるということで、予め文部省に届けることに総会で了承を得たので目下各大学の意見をきいているものであることを説明し、文部次官に手交した。

### (2) 総会のあとの記者会見について

以上の文部省に対する要望懇談のあと、奥田会長ほか上記の役員が、総会において決定された要望書等を配付し記者会見を行なった。

### (3) 大学改革問題の申し合わせの各大学送付に

ついて(資料4)

第45回総会において決定された「各大学における大学問題の改革について」の申し合わせ」およびこれに関する総会における会長の提案ならびに趣旨説明の要旨および質疑応答の要旨を添付し去る12月4日各大学に送り、改めて協力方を依頼した。

(4) 大学問題研究部会中間報告案のとりまとめ  
予定について

会長より、大学問題研究部会の中間報告案のとりまとめについては、目下各研究部会で検討されているが、今後の予定その他について、第1研究部会長より各部会を代表してご報告を願いたい旨が述べられた。

柳川第1研究部会長より、各研究部会の中間報告案は、予て3部会で申し合わせしてある一応の原案の切り期日は、各部会の報告案は12月20日、学生問題についての報告案は1月末日までになっていたが、第1研究部会では多少提出が遅れる見込である。なお、他の部会も同様の事情にある旨の報告があった。

ついで、事務局長より、報告案は、3部会のもを一括して印刷する予定であり、また、公表のこともあるので出来次第事務局へ送付されるよう依頼された。

なお、この中間報告は、中教審が1月中旬に報告書を発表する由であるので、その前に公表することが望ましいという多数の意見があったが、この点については、会長に一任することになった。

5. 協議事項

(1) 常置委員会の教員委員増員について

第45回総会において各常置委員会の教員委員2名を3名に増員することに決定されたがその増員の方法について、会長より次のよう

な提案があった。

常置委員会の教員委員は、会則第22条第2項第2号(規則集5頁)により「理事会が国立大学の教員の中から選任した者若干名」となっており、また、その選任については、「国立大学協会会則第22条第2項第2号の委員選任要領」(規則集15頁)により、理事会において選任することになっている。

ついで、今回の増員1名については、たまたま各常置委員長が理事会の構成員になっておられるので、各常置委員長より候補者をご推せん願ひ、理事会において選任することとしたいと思うが、この方法でよろしいかご意見を伺いたい。

なお、選任の時期は、必要に応じ成るべく早く補充の方がよいと思うが、このためにその都度理事会を開くのもご多用中如何かと思うので、1案として、常置委員長より候補者の推せんがあった場合は、文書で各理事の賛否を伺うようにさせて頂きたいと思うが、如何か。と諮られ、了承された。

(2) 前会長後任学長の所属常置委員会について  
前会長の後任学長である前田京東大学長の所属常置委員会は、慣例により新会長(加藤東大学長)の従来所属していた第6常置委員会とすることに了承された。

(3) 特別委員会委員の補充について

下記のとおり決定した。

委員会名

新設大学拡充特別委員会

(旧) 玉山学長事務取扱 (福島大)

(新) 野村学長事務取扱 (同 大)

研究所特別委員会

(旧) 奥田学長 (京都大)

(新) 前田学長 (同 大)

なお、事務局長より、加藤学長の会長就任に伴い、大学運営協議会の関東甲信越地区選出委員（加藤委員、会長就任により）の後任の選出を5地区にお願いすること、特別会計制度協議会は会長が議長となるので加藤委員の後任を同協議会で選任すること。また、科学技術行政特別委員会、入試期特別委員会は、会長として入ることとなる旨の説明があり、以上の交替についても異議なく了承された。

第2常置委員長より、入試問題についてアンケートをとって調査中である旨の報告があり、調査の関係上急を要するので重ねて至急提出して下さいよう依頼された。

なお、大学によっては、各学部の意見が一致しないところもあり、大学一本の意見をまとめることは難しいと思われるので、そのような場合は、学部併列式でもよいし、記述式にしてもよいこととして回答を急いでもらうこととした。

#### (4) 図書館特別委員会報告（丁子主事報告）

目下小委員会を設け、問題点について検討中である。

### 6. その他

#### (1) 総会公開等について

前総会直後の11月26日の朝日新聞紙上に、①国大協首脳部が総会にはからずに文相らを懇談会に招いた、②会議の公開要求を総会が取上げない、などの記事が出ていて、総会非公開の決定および学長懇談会開催決定に関する手続について誤り伝えられている点があったので、これについて当日の議事審議の経過について別紙配付資料6（国立大学協会の総会公開および常置委員会の教員委員増員等の要望に関する審議経過）を朗読の後、意見の交換が行なわれた。（会報47号80頁参照）な

お、学長懇談会については、第40回の総会で議案として審議決定され、実施に移されたものであって、その処置に何等誤りはないものであることが確認された。

(2) 総会公開問題の今後の取り扱い方について  
会長よりこの問題については、非公開とすべき意見が殆んど大多数を占め、従前どおり運営することになったが、奥田会長も、前総会において更に理事会に諮って検討する旨を述べており、個人としては、国大協の組織なども検討の必要があると思われるので、次回総会までに、理事会でとりあげ検討したらどうかと思う旨述べられ、これに関連して要は、教官に協会の実状が伝わっていないことにあるかと思う、情報を知らず方法として会報の発行部数を増すほか、各大学において情報の伝達を徹底させることが必要である旨の意見が述べられた。

なお、この問題は、引き続いて審議してほしいとの要求があったものとは受けとれないが、今までは今まで、今後は今後としてほしいとの意見もあり、結局総会間ぎわでなく、それ以前の適当な時期に検討することになった。

#### (3) 第6常置委員会委員（教員）の辞任について

広中第6常置委員会委員（東北大学教授）より、総会公開の問題に関連して同委員より辞任したい旨申出があり、止むを得ないこととして了承された。

#### (4) 「教養課程に関する特別委員会」の存続について

「教養課程に関する特別委員会」は、前回の理事会（44.11.22）において小塚委員長より、委員会としての検討事項は一応とりまとめ、総会にも報告することになったので、こ

れを総会に報告した後は一応所期の目的を達したものと解散してもよいのではないかと提案され、総会後の理事会で検討することになっていたのに、会長よりこれが存廃について諮られ、教養課程に関する問題は、未解決で重要な問題例えば、外国語教育の問題、保健体育の問題などなお検討すべき問題も残っており中教審答申等対外的な関係もあり、また、広島大学等より存続してほしいの希望もあるので、今後当分の間存続することに了承された。

(5) 記者会見について

本日理事会終了後、会長、副会長がこの会議場において新聞記者会見を行なう旨報告された。

**(3) 第45回総会議事要録 (第1日)**

日時 昭和44年11月24日 (月) 午前10時～午後12時15分

場所 学士会館 210 号室 (神田)

出席者 各国立大学長

奥田会長主宰の下に開会。

1. 挨拶その他

(1) 会長より、開会の挨拶があった後、琉球大学長池原貞雄氏がオブザーバーとして出席された旨紹介があった。

(2) 代理出席について

会長より、本日の代理出席について、次のとおり紹介があった。

北海道大学堀内学長に代わり伴教授

小樽商科大学実方学長に代わり桑原教授

東北大学本川学長に代わり平野教授

愛知教育大学伊藤学長に代わり隅元教授

名古屋工業大学山田学長事務取扱に代わり足立教授

大阪大学釜洞学長に代わり桜井教授

高知大学久保学長に代わり青木教授

(3) 会議資料および会議日程について

丁子主事より、一昨11月22日開催の理事会において協議した本総会の日程(資料3)につき説明があり、併せて配付資料について説明があり、会長より日程について諮ったところ提案どおり承認された。

2. 会務報告について

会長より、次のとおり会務の報告があった。

(1) 学長の交替について

前総会以後の学長の交替について、資料4により次のとおり紹介があった。

大学名	旧	新
茨城大学	徳江 徳 関	誠一
東京医科歯科大学	太田 敬三	清水 文彦 (事務取扱)
東京工業大学	加藤 六美	加藤 六美 (事務取扱)
一橋大学	村松 裕次	馬場啓之助 (事務取扱) (事務取扱)
横浜国立大学	水戸部正男	越村信三郎 (事務取扱) (事務取扱)
新潟大学	長崎 明	長崎 明 (事務取扱)
名古屋工業大学	城戸 久	山田 保 (事務取扱) (事務取扱)
大阪大学	本城市次郎	釜洞醇太郎 (事務取扱)
大阪教育大学	黒崎 達	山崎荘三郎 (事務取扱) (事務取扱)
島根大学	梶田 茂	坂本 四郎

		(事務取扱)
徳島大学	長谷川万吉 鈴木 幸夫	
		(事務取扱)
九州大学	谷口 鉄雄 入江 英雄	
		(事務取扱)
九州工業大学	妻木 徳一 葛西泰二郎	
熊本大学	忽那 将愛 六反田藤吉	
		(事務取扱)
鹿児島大学	町野 碩夫 中村 末男	
		(事務取扱)

(前総会と本総会との間の事務取扱の異動は含まない。)

## (2) 理事、委員長の交替について

学長の交替によって、理事は一橋大学が馬場学長事務取扱に、島根大学が坂本学長事務取扱に交替された。また、常置委員会においては、第4常置委員長が柳川弘前大学長に交替され、医学教育に関する特別委員会の委員には清水東京医科歯科大学学長事務取扱が互選された。

一議事の都合で会務報告を後にまわして協議題の学長懇談会について先に審議する一

## 3. 協議

(1) 学長より、さきほど日程の説明の際申しあげたように、本日は午後1時から4時まで文部大臣その他文部省当局を交えた学長懇談会を行なうことになっているので予めこれについて協議したい。

学長懇談会は配付資料12のとおり、文部省側との意思の疎通をはかる意味で、学長会議のない秋の総会の第2日目に開催することが、第40回総会において決定されているが、昨年は秋の定例総会も、都合で通常通り行ない得なかった関係もあって、懇談会も取りやめとなったが、今回は文部省側の都合で本日午後

行なうことにした。なお、懇談会の座長は前例に従い会長または副会長があたり、議題は特に決めずに当面の問題について懇談するようになりたいと述べられ、了承された。

## (2) 総会公開の要望について

会長より前回の総会において、東北地区国立大学教官団連合より、①国立大学協会の会員は、各国立大学であるが故に、国立大学協会総会は、国立大学教官に対し、公開すること、また、②公開の形式としては、例えば学長のほかに各大学1、2名の教官をオブザーバーとして出席させる等の形も考える旨の申し入れがあったことについて諮ったところこの問題は次回の総会までに理事会において検討することになっていたもので、その後、慎重を期するため構成員に教員の委員が加わっている大学運営協議会を11月21日に開催してこの問題を諮り、ついで11月22日に理事会を開催して、この問題について慎重に討議を行った。その結果大学運営協議会および理事会の意見としては、①総会の公開については従来どおり公開しないこと、また、②教官がオブザーバーとして総会に出席することについても同様従来通り出席されないことになった旨を報告し、了承を得たい旨が述べられた。なお、常置委員会の教員委員を増員されたいという意見が他の方面から出たので、このことについても11月22日の理事会で協議した結果、現在、会則の附則6により教員委員の数は学長委員の数の3分の1以内ということになっており、各常置委員会の学長委員の定員は、10名乃至11名に対し教員委員の数は現在2名であるので、会則に従い教員委員を3名置き得よう今後次のように改めることにしたいのでこの点も了承されたいと述べら

れた。

「各常置委員会において、必要ある場合は会則第22条第2項第2号の委員を3名置くことができる。ただし、次期改選期日までの間は、地区選出の割当等については考慮しない。」

これに対し、林宮城教育大学長から、総会の公開・非公開が理事会限りで決定できるものかならびに非公開にした理由および文部省側との懇談会について、第40回総会の決定があるからといって、大学法が提案されて文部省との関係が当時とは変っている今日果たして適当かどうか質問があり、会長より、協会としては、総会に諮る前に理事会で審議することが常例となっており、本問題は、学長だけの集りではと考へ、相当数教官の方が参加している大学運営協議会の意見もうかがい、それを理事会に諮って決めたこと、懇談会は大学法との関連でもつものではなく、第40回総会決定にもとづいて催すものである。したがって懇談の内容は各位のお考えによるものであることを説明し、また、事務局長から従来非公開にすることに決まっていた理由やそのいきさつ、昨年の懇談会がやめになった理由等について詳細な説明があった。

なお、この説明に引き続いて、つぎのような意見や質疑応答があった。

- ① 学長以外の教官の意見は、教員委員の増員、あるいは、各大学において必要ある場合は予め教官の意見を聞くなりして、規則としては明記されていないが運用によってかなり教官の意見をとり入れることが出来るのではないか。
- ② 協会としては、現在会報を年4回発行し諸委員会および総会の議事要領を載せてあ

るので、総会そのものは非公開であっても実質上は公開されている筈である。

- ③ 学長以外の教員の参加が大幅に多くなると運営上旅費等の面においてかなり制約される懸念もある。

大体上記のような意見があり、最後に会長より、この問題は理事会で検討したことを本日の総会にご報告して了承を求めるものであるが、他にご意見はないかを確認められた後、総会非公開の件および教員委員増員の件は理事会決定のとおり了承された。

なお、会長よりこの問題について今後ご意見があれば申し出られたい旨を付け加えて述べられ、ついで、林宮城教育大学長から、本日は報告事項の場であるから意見を述べることはどうかと思うが、公開問題については本格的な体質改善に取り組むことが欠けているような気がする。また、本日の午後懇談会を開催することにしたことは「大学法」に対する協会側の考えが変わったためか、第40回総会の懇談会開催に関する決定事項の説明だけでは、開催の理由が不十分のように思う旨が述べられた。

#### —会務報告再開—

- (3) 前総会以後の主な事項の報告と追認について
- (イ) 要望書の提出等について

昭和45年度予算に関する要望書(資料6)、大学保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについての要望書(資料7)ならびに大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書(資料8)

以上の要望書を去る10月11日、文部・大蔵両大臣宛会長名をもって提出したので、

取敢えずその詳細については書面(資料9)をもって、各大学長宛報告しご了承を願ったが本日改めてこの件について追認願いたい旨説明があり、承認された。

#### (ロ) 大学問題の調査研究について

会長より大学問題の調査研究については前総会において従来の大学問題研究部会を3つの委員会に改組することについてご報告し、ご了解を願ったがその後各研究部会においては別紙(資料10)のとおり泊りこみ作業を行なう等積極的に審議が進められ当初の予定よりは若干遅れたが、このほどある程度のとりまとめをみるに至ったので去る11月21日大学運営協議会を開いて各研究部会から経過報告的な中間報告を行なった。

この報告は、各研究部会が現在までに行なった調査研究の結果を一応とりまとめて大学運営協議会に報告したもので、まだ確定的な成案というべきものでなく、各大学の改革案の方向を追いながら現在の問題点を一応指摘するという意味での中間的とりまとめに止まり、今後も事態の推移により修正補充されるべきものである。従って現在は大学運営協議会の正式の報告をする段階ではないので各研究部会より経過と概要をご報告願うことにしたい。なお、この報告について予めご了解を得ておきたいことは、学生の地位、参加等学生問題については各研究部会においてそれぞれ関係項目についてある程度は触れているが、さらに補足すべき問題点については、現在各研究部会に第3常置委員会および第4常置委員会から、委員長、専門委員等の参加を願ひ合同部会で検討中であり、これが完成した時

は今回報告の分を追加補充することになるので、この点お含みおき願いたい。

なお、この際お礼を申しあげておきたいことは、例の大学改革案に関する各大学間の連絡強化についてであるが、お陰をもって各大学のご協力により今日までに改革案等をお送り願った大学は15大学22種に及んでいる。

大学運営協議会としては、既にこれらの大学問題資料を各大学に送り、貴重な検討資料として活用されていることを申添えてこの点各大学のご協力に対し感謝申し上げる旨が会長より述べられた。

ついで、各研究部会長より資料10および11により大要次のとおり各部会の審議経過と報告が行なわれた。

#### ○ 第1研究部会(柳川部会長報告)

第1研究部会の担当事項は大学全体に関連する管理・運営の問題を採り上げ検討しているが、その方針としては、

- ① 一応現行法に基き、現状に即して改革が出来るかどうかの利害得失を検討し、その結果について各大学が管理運営問題の改革を行なう時の参考となるものを作成している。従っていわゆる国大協路線を出さないよう注意している。
- ② 大学の自治に関しては、さきに国大協から公表した「大学の管理運営に関する意見」を基本とし、これを骨子とし、作案に当たっては第2、第3の研究部会とも関連するので調整して作業を進めているが、学生問題についてはなお問題が残る3つの部会では処理出来ない面があるので、これらについては別に検討することになっている。報告の時期については12月20日頃を目途とし、



学生問題については1月末頃を予定している。また、報告は、大学運営協議会の意見をきいた上で処理したいと考えている。

○ 第2研究部会（小塚部会長報告）

第2研究部会は延べ9日間開催し、資料11のとおり一応A、B、Cの3つの事項につき検討したが未だ成案には至らず検討中の段階である。

報告検討の主な事項としてAは、教養教育の問題に比較的焦点をおき、Bは専門教育に焦点をおいた。またCは、現行制度下の大学改革案について各大学の改革案をサーベーターしたものである。なお教養教育問題については「教養課程に関する特別委員会」の結論をまっけて、また大学院の問題は、第1常置委員会の検討をまっけて出来るだけ早い機会に第1次中間報告としてまとめる予定である。

○ 第3研究部会（中川部会長に代り秋月委員より報告）

第3研究部会は「大学と社会」という広範な問題のため焦点を次の3つにしぼって検討した。

- 1 制度と社会
- 2 研究と社会
- 3 教育と社会

何れも結論としては決定的な意見はでてこないがその検討の方向としては、(1)出て来ている問題についてその派生の由来、原因をさぐり、これを捉える、(2)社会の要求に対し、各方面からどのような意見が出ているか、できるだけサーベーターした、(3)それらの意見についてその利害得失を論じた。

また大学教育改革の方途についても、創造的の大学教育、研究組織の確立、情報交換等について検討をしているが、結論的なものは出

していない。なお採り上げるべき問題点があると思うので、お気付きの点をご指摘願ひ、早く成案を得たいと考えている。

以上の報告に対し、会長からそれぞれの報告は、本年末を、また学生問題については来年1月下旬を目途に中間報告としてまとめ、それについて各大学の意見を聞くことはせず、勿論国大協としての意見をまとめるのではなく、あくまでも各大学に改革のための参考資料として提供する趣旨のものである。報告書の発表の方法については運営協議会で場合によっては理事会との合同会議で協議して決定することにしたいと考える。学長に1部送るかあるいは大学での必要部数を限定出版として配付することも考えられる旨説明があり、これに対し、①研究部会の作案の態度について質問があり、各部会それぞれ現状に重きをおいたもので、多少将来も考えたものもあるがそれらの考え方を紹介し、それについて述べられているものと思う。作案の過程において学術会議での問題なども取りあげている。また、②現実性をもったものについての議論でないという意味はないか、③基本的なものなら利用できるようにされることが望ましい、特に秘とするようなものがあれば別だになるべく外部に出してもいいような方法で願ひたい。中教審でも中間報告が発表されると思うし、国大協としても、いつまでも非公開でいけるものでもないと思う。など質疑応答があり、発表については、大体の傾向としては、所要部数を大学に配布することにされたい旨の意見が多かった。

(ハ) 各大学における大学問題の改革についての申し合わせ(案)について

まず、事務局において次の申し合わせ(案)

を朗読し、会長から次のような提案ならびに申し合わせの趣旨についての説明がありついで各会員から次のような質疑応答があった。

### 各大学における大学問題の改革についての申し合わせ（案）

各大学の改革案のうちには次の三つのものがあると思われる。

- (1) その大学固有の問題
- (2) 他の大学に関連して影響を及ぼす問題
- (3) 法令その他制度上各大学に共通の問題

このうち(1)と(2)の区別は必ずしも明確ではないが、各大学において(2)にあたると考える問題については、国立大学協会大学運営協議会を通じて情報および意見の交換を行なうことが望ましい。

また、(3)については、国立大学協会大学運営協議会において各大学の意見を取りまとめ必要な法令・制度の改正の実現をはかるよう努力するのが適当である。

#### 1. 提案説明要旨

ご承知のとおり、現在多くの大学において大学問題の改革について検討され、あるいは既に一部改革が行なわれている向もあるやに聞いておりますが、この機会に国立大学全体としての態度の大筋を予めご協議願っておく必要があると思ひまして、去る21日の大学運営協議会と一昨日の理事会において協議いたしましたところ、各大学の改革案等が決定されないうちに、別紙の程度の申し合わせを総会にお諮りしてお決め願っておく必要があるということになりました。なお、この申し合わせの案は、先程申しあげた大学運営協議会および理事会において了承を得た案であります。本日の総会で十分ご審議願いたいと思

います。

なお、この案が本総会においてご了承を得た場合は、あらためて各大学にご通知する予定であります。その場合各大学におかれては、今後この申し合わせの趣旨によりご協力を願うこととなりますので、この点もお含みの上何分のご審議を願います。

#### 2. 申し合わせの趣旨説明要旨

この申し合わせの(1)と(2)の区分は、ここに示されたように必ずしも明確ではないが、例えばカリキュラムの編成等については、既にある程度改革が具体化されている向きもあるやに聞いているが、このような問題は各専門分野でも違いがあるので、各大学固有の問題であるように思われる。また教養課程の問題についても各大学共通の問題もあるが、教養部と学部の地理的關係などから、かなりその大学特有の問題もあろうかと思う。

次に、(2)の問題としては、例えば評議会の公開などは、かなり各大学に関連した問題で他の大学にも影響をおよぼす問題のように思う。

また、申し合わせの(3)の問題については、改革に際して現行法令上必ずしも実行可能でない問題もあると思う。このような問題を各大学が個別に他の大学の意見をきき、また関係方面と交渉することは実行上困難であり、このような場合は、寧ろ国立大学協会が各大学の意見を取りまとめて関係方面に交渉することが必要ではないかと思われたので、このような案を準備した次第である。

以上、この申し合わせの趣旨についてその大要を説明したがこれについて忌弾のない質問なり意見なりを伺い十分ご審議を願いたい。

### 3. 質疑応答の要旨

- 趣旨はよくわかったが、(2)に該当する問題について大学運営協議会を通じて情報や意見の交換を行なうことは、望ましいことではあるが、具体的には大学運営協議会として、どういう形でこれを取りあげ、またどういう形でこの問題を処理することになるか。

(2)の問題の具体的取り扱いについては例えば大学において(2)の問題と判断して、自分の大学ではこう考えているが、他の大学ではどう考えるかを国大協に問い合わせがあれば、国大協としては、それが大学運営協議会の研究部会で検討している問題であれば、そこにきて回答し、研究部会に全く関係のない問題については、運営協議会の小委員会なりで、他の諸大学はどのように考えているかを照会してそれをお知らせすることにしたい。

75もある個々の大学が情報意見の交換をしあうことは事実上困難であるので現在各大学の改革案をお世話しているように、審議中途の段階で国大協に照会していただければ、他の大学の考えを取り次ぐようにしたい。なお、(3)の問題については、各大学の意見に基づいて国立大学全体としての意見を決定することになるが、(2)についてはこのような決定的なものでなしに、大学相互の情報交換のお世話をするようなことを具体的に考えている。

- (2)の運営方法については、十分検討され慎重を期すようお願いしたい。例えば、国大協の意見を聞いて見ないと何ともいえない

など国大協の運営協議会に責任が転化されることになりかねないし、また介入と誤解されるようなおそれもある。さらにまたある大学では(2)の問題とは意識しないが、他の大学では(2)の問題と意識して考えるということもあろうが、それらの場合の処理については、微妙な問題がある。情報および意見の交換とする以上は、その線を徹底しておかないと誤解を生ずるおそれがあるので、この点慎重に願いたい。

仰せのとおり。国大協としては情報および意見を交換するお世話をするというので、ご意見のような方針でこの問題を処理したいと考えている。なお、この問題は、国大協ばかりでなく、各大学側におかれても、この(2)の趣旨を十分了解され、他大学のこともお考えいただきご協力をいただかなければ実行が困難であるので、何分のご協力を願いたい。

- 趣旨には賛成である。ただ具体的に実行に移される場合には、慎重に願いたい。(1)と(2)との判断は大学により少しは違うかも知れないが、(3)については、法改正の実現まではかるとなると、これが実現した場合は全大学がこれに規制されることになる。この場合全部の大学がこれに賛成であればよいが、根本的な点でこの改正に賛成しない大学があり得るとすれば、そのような場合その大学も規制を受けることになるので(3)の場合については、大学運営協議会や理事会のみでなく、是非総会において十分慎重に検討を重ねられるように願いたい。

ご意見のとおり。(3)の問題については、各大学の意見を十分聞き、案を得

れば更にこれを総会に諮るなど慎重に検討したい。今までは中教審などから意見が出て、それから国大協がおくれて意見を出し、あるいは反対するなど国大協として積極的にこうしてほしいとの意見を出したことは少なかった。積極的に改正を要求し努力することが本来あるべき姿であり、実行上はかなり困難を伴うと思うが、国大協の態度としては、このようにありたいと思う。比較的簡単な例えば単位数の計算などについては、各大学とも容易に意見の一致を見ることもあろう。しかし、問題によってはその取りまとめに相当困難を伴うと思うが、ご意見のように慎重な態度で十分審議をつくした上で処理したい。

- (2)の問題として、「情報および意見の交換」とあるが、特に情報の交換について、希望を述べたい。各大学の改革案は国大協を通じて配布を受け非常に参考になっているが、ある大学では実行に移されているもの、例えば、カリキュラムの編成に学生の意見を聞くとか、また学長・学部長の選考に学生の意見を適宜反映させるとかということが実際に行なわれている例もあるようである。勿論新聞その他で情報がわかることもあるが、実際に行なわれた場合に、どのように行なわれ、どのような状態であったか、またその結果はどうなったか、われわれとして知ることができれば今後の案を考える場合に大いに参考になる。案だけでなく、こうした実際に行なった状況についても情報を知らせてもらうようにして欲しい。

ご要望のことは、皆さんにご協力をいただき、各大学から情報をいただかないと、国大協としても、こうした情報をお知らせすることもできない。また国大協として報告を求めるにしても強制はできないので、この申し合わせの趣旨に添って各大学が積極的に情報の提供に努めることによってはじめて目的を果たすことができることになる。事務局としては、従来より新聞記事その他の情報によりその大学に照会して知ることに努力しているが、同時に各大学においても案だけでなく、実際行なった状況についても、国大協を通じて相互に情報交換の実をあげ得るようご協力をお願いしたい。

以上をもって討議を終え、本「申し合わせ」を原案どおり承認された。なお、会長より改めて、「この申し合わせは、討議の際のお話しにもあったように、各大学におかれては、この申し合わせの趣旨を十分ご了解願ひ、その実現について何分のご協力をいただくよう重ねてお願いしたい。」旨を要望された。

以上で午前中の会議を終了した。

#### (4) 第45回総会議事要録(第2日)

日時 昭和44年11月25日(火)午前10時

場所 学士会館210号室(神田)

出席者 各国立大学長

開会の初めに当たって、林宮城教育大学長より、昨日の総会の運営に疑問があり、体質改善の必要を痛感した。東北地区国立大学教官団連

合からの申し入れをこの総会に諮ってほしい。総会公開の問題が、要望を満たされず従来どおりの方針で行なうことになったのは極めて不満である。この問題は重大なことであるので理事会だけで（今回は大学運営協議会と理事会で協議した）決定することなく総会に諮って十分審議の上結論を出すべきものとする。また、今回は従来例を変えて文部省関係官を交えての学長懇談会を総会第1日目に開催した昨日の総会の際の理由の説明も不十分で納得し難い。目下一部に国大協は体質改善をすべきだとの声も聞かれるので、この際、もう一度本日の総会で審議してほしいと発言があり、この問題を中心にして次のような意見の交換が行なわれた。

- 会長より公開の問題は、前総会で東北地区国立大学教官団連合の申し入れについて協議した結果、この問題は理事会で検討しその結果を次の総会に諮ることになり、その後理事会（大学運営協議会にも諮った上）において慎重審議の結果、総会は従来どおりの方針で行なうことの結論であったので、その旨昨日の総会に報告し、これについて諮ったところ理事会報告のとおり既に了承を得ている問題であるので若し問題があれば新たな問題として本総会終了後適当な時期に理事会を開いて諮った上処置したい旨を述べられた。（さんせいの発言あり）。
- 昨秋の総会は、最初例年のとおり開催する予定であったが、急変事情があって会場の都合がつかなくなったため止むを得ず中止したので、総会2日目に開催の予定であった学長懇談会も開催することができなかつたのが実情である。（事務局）
- 大学の改革問題等について、各大学がお互いに情報交換を行なうという意味は、例えば、

大学法に反対の声明をされたことは事実であるにもかかわらずそのことに対し今回の総会で一言の発言もなかった。そういう状態が重大だと思った。国大協としては情報交換の場で十分に論議をしないことにしているのか（宮城教育大学長）

- 国大協としては、大学法に対しては既に意見を表明しており、現在もこの方針で行動しており、別にこのことを論議しないというわけではない（会長）
  - 最近起った東北大学の機動隊導入の問題は第3常置委員会でとりあげ、検討してほしい（宮城教育大学長）
- 以上のような意見の交換が行なわれたが、この時林宮城教育大学長から、総会公開問題その他についての国大協の考え方は自分の考えと到底相容れないところがあるから、国大協の中に止まることは出来ない。教授会の議を経なくてはならないが、私は、これで退席したい旨の発言があった。（よって林学長に対し暫らく退席を思い止まるようにとの意見が出た。）さらに続けて次のような意見の交換が行なわれた。
- 公開の問題は、今後の問題とすることは賛成であるが、今直ちに公開する必要はない。
  - 東北大学の機動隊導入の問題は、東北大学だけの問題として受け止めておけばよいという考え方はおかしい（宮城教育大学長）
  - 国大協の体質改善を検討することはよいが総会の公開は必要がない。常置委員会に学長以外の一般教官を多く入れてやっていく方向が好ましいと思うが、それによって体質改善ができるものとも思われぬ。また、東北大学の今回の機動隊導入の問題は、大学法が制定され、同法の圧力によって今回のようなこ

とになったとは考えられない。林宮城教育大学長が、議事進行の不満から退席されるのはどうか、それだからこそそのために退席は思い止まって、むしろ今後国大協の体質改善といった方面に努力して頂きたい。

- 一般的に、国大協が学長の集りであるから古い伝統で運営されているのではないかというように考えられる向があって誠に残念である。これらの点について国大協としても再検討をする必要はないか。

大略上記のような意見があり、続いて東北大学長代理より先程話の出た同大学の機動隊導入の件は同大学自らの問題として考えており、またこのことは大学法とは無関係である旨の説明があった。

なお、最後に林学長が大学の代表者として退席されることはどうか、むしろとどまって今後国大協の体質改善等に努力してほしい。また、個人として退席されるものとすれば、個人の意見を主張してほしい旨の意見が出されたが、同学長としては、大学の代表者としてではなく個人として退席し、帰任後学内の教授会に報告し、その意見に従がいたいと述べられ退席された。ついで、日程により事業報告および各委員会の報告等についてそれぞれ協議が行なわれた。

## ○ 事業報告

丁子主事から、当協会の第43回総会以後の事業報告について配付資料5によって説明があり、了承された。

### 1. 各委員会報告

#### (1) 第1常置委員会 小塚委員長

第1常置委員会としては、学術審議会の「大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方」については、大学運営協議

会第1研究部会でとり上げるということで、もっぱら大学院制度について検討した。その結果、このたび「大学院制度の改善について」と題する第1次中間報告(案)をとりまとめた。これはあくまで中間報告であり、本総会の了承が得られれば各大学にお送りして意見を伺い、それらの意見に基づいてさらに第1常置委員会で検討して最終的にとりまとめた。その主な点の第1は、大学院大学あるいは大学院に比重を置いた大学の問題をとり上げており、ある程度現実的に書いている。第2は、研究と研究者養成に関する新しい構想について大学院全般にわたる改善策を述べているが、部分的には実現の可能性が薄いと思われるものもある。第3は、博士課程と修士課程の問題に触れており、修士課程は博士課程とは異った目的をもってきているので、修士課程の目的を明確にし、博士課程と性格を分けて検討する必要のあることと、博士課程では予算、人員等の問題、院生の処遇、修業年限の中等画一的規制の排除の問題等さしあたって改善すべき点を述べ、特に予算については、学生当積算校費を修士課程で10~30万円、博士課程で50万円程度にすること。院生の経済的生活を保障するための考慮をする必要のあること。一つの研究室に固定することなく、他の研究室でも研究できるような方策を講ずること等を述べている。

以上のほかに今後大学院問題を検討するにあたっては、教養課程と専門課程等学部との関係、学術体制委員会、日本学術会議、中央教育審議会等の報告や答申も加えて検討してゆきたい。なお、用語として適当でないと思われるものもあるが、他に適当な言葉も見当らなかったのものでそのままにしたので、御意見

を伺いたい。最後に、中央教育審議会でも年末にはこの問題について答申を出すようにきているので、御了承願えれば各大学に送るとともに、中間報告である旨を十分に申し添えて関係方面に提出したい。

(2) 第2常置委員会 秋月委員長

第2常置委員会からは入試制度改善に関するアンケートを各大学にお願いしたい。中央教育審議会でも入試の改善について検討しており、本年末には結論が出されるようにきているので、12月20日までに御回答いただきたい。

また、入学試験期日の一期、二期校の問題に関しては、すでにさきの総会でその方針が決定され、その実施について入試期特別委員会において検討されていたが、その後、今日の大学問題に関連して入試制度を抜本的に第2常置委員会で検討しなおすことが必要であるということになったので、すでに決定された「入試期の決定に関する方針」は、本総会で一応留保していただき、そのうえで本委員会として入試の問題について基本から考えなおすこととなった。よって初めに基本的な問題について各大学にアンケートを送付することをお認め願いたい旨説明があり、了承された。

(3) 図書館特別委員会 波多野委員長

本特別委員会は、現行の大学図書館基準および同改善要綱はよくできているが、これが制定されてから年月が経過しているので、電子計算機を導入すること等時代に即応した新しい基準を作ることを今後検討することになった。

(4) 第3常置委員会 井上委員長

学生の課外活動について検討しているが、

特に文化系サークル部室の新営に関する基準案について各大学へアンケートして作成した。なおこの基準案ができてサークル部室については、各大学が自主的に管理運営することは当然である。なお、国大協としては、昭和45年度の概算要求が始まっているので、本総会のご了承が得られれば、この基準案を文部省に提出してこの方面の理解を深めたい。

次に、従来、国公立の各団体間で大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期等に関する申し合わせを行っていたが、実際には理科系の74%、文科系の57%はこの申し合わせの推薦選考開始時期である10月以前に就職が内定している実情にかんがみ、第3常置委員会としては、6月以降は就職の推薦選考を自由にしてはとの案があり、この考え方で各大学にアンケートしたところ、大部分の大学がこの案に賛意を表明してきた。一方、私立大学でも同様の考えから7月以降就職の推薦選考を自由に行なうことをほぼ了承しているようなので、今後国公立の各大学が協議して新たな申し合わせを作ることになっている。については、就職の推薦選考の時期が6月以降になるか7月以後を自由とするかは、協議の結果をまってみなければわからないので、その点は会長および委員長に一任することで了承された。

なお、学寮問題について検討したいが、第4常置委員会でも検討しているので、場合によっては、合同委員会を開いて討議したい。

(5) 第4常置委員会 柳川委員長

第4常置委員会は、前回総会で文案および提出時期を会長と委員長に一任されていたので「保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについて」の要望書を作り理事

会の下承をえて関係各方面に提出した。なお要望書の提出に際して、所長に教授の定員が配当できない場合には、助教授の定員を教授に振り替えてほしいこと、およびセンターに事務官の定員を配当されたい旨を口頭でつけ加えておいた。なお、従来は年間4大学の割合で保健管理センターが設置されてきたが、昭和44年度は9大学に設置されており、来年度は21大学に設置されるよう概算要求中である。しかし来年度の要求のうち医学部をもつ大学の保健管理センターには定員の配当がないということであるので、この点は今後の善処方を文部省に要望した。

学部および大学院の奨学制度の拡充についての要望書も、前回総会でその取扱いが会長および委員長に一任されていたので、理事会の下承を得て関係各方面に提出した。これに関連して日本育英会と懇談した際、日本育英会としては学部の奨学生については、人員は現在のままとするが、貸与金額は一般貸与3,000円を4,000円に、特別貸与の8,000円を1万円に引き上げること。修士課程の学生については、奨学生の割合を50%まで増加させたい。現行の貸与金額1万3千円を2万円に引き上げ、博士課程の学生については奨学生の割合を90%まで増加させたい。貸与金額1万8千円を3万円にすることで概算要求していること。また、国立大学では全学生の40%が奨学金を受けているが、私立大学ではわずか7%であるので、その是正も考えているとのことであった。なお、紛争大学の奨学生の取扱いについては、昨年は3月末に成績の出ない者でも6月までまって成績の出た場合には4月に遡及して奨学金を支給し、6月以降になった場合はその翌月から支給する

方針であったが、これでは6月までに成績の出ない大学、学部の学生は折角授業を継続していても、4月から成績決定の翌月までは奨学金を支給されないことになるので、その善処方を要望したところ、成績決定が6月以降になった場合でも成績が決定した翌月から1年間支給するという方針になったということであるので、いずれ文書で各大学に通知があると思われる。

学生の災害保障については、その実態を各大学に照会中であるので、その回答をまって作案に着手したい。

なお、第4常置委員会としては、今後は保育所、学寮の問題についても併行して検討してゆきたい。

#### (6) 第5常置委員会 後藤委員長

6月に委員のほとんどが交代されたため、今後の方針について4回にわたって検討した結果、過去2年間余りにわたり検討して来た外国人留学生の問題についてはある程度の成果をあげることができたので、今後は大学相互間の教官の交換・交流・単位の互換性の問題、内地研究員および在外研究員の問題、客員教授受入れの問題、国交未回復国の大学との交流の問題、学会および国際会議に関する問題、留学生教育の改善の問題、文献センター設置・利用の問題を主にとり上げてゆくこととなった。また、昭和45年度に国費留学生に対する日本語学校等の要求も出ているので、これらに関して検討してゆくとともに、私費による留学生の資質向上の問題にもふれたい。

一方文献センターは、現在東京大学法学部の外国法文献センター、同大学東洋文化研究所の東洋学文献センター、一橋大学経済研究



所の日本経済統計文献センター，京都大学人文科学研究所の東洋学文献センター，神戸大学経済経営研究所の経営分析文献センターの五つがあるが，日本学術会議からもその利用状況予算，人員，施設等が十分でない旨指摘されているが，今後はその充実，利用方法等検討したい。なお今後は，国内留学制度，非常勤講師の旅費等の問題も併せて検討してゆきたい。

(7) 第6常置委員会 近藤委員長

第6常置委員会としては，教官等の定員削減と昭和45年度予算に関する問題を取扱った。

定員削減問題については，かねて要望書に関係方面に提出してきたが，一方，昭和45年度予算に関しては例年に倣い要望書の作成および提出時期等について会長および委員長に一任されていたので要望書作案にあたり45年度予算要求の重点について文部省より話をきき，また各地区，各委員会から寄せられた意見に基づいて要望書を作成して関係方面に提出した。なお，予算に関連して，大蔵省には特に「紛争を理由として要望書に述べられている経費が制約されるようなことがあれば，角を矯めて牛を殺す結果ともなり，問題の解決をいたずらに延ばすばかりでなく，現在当面している大学の研究教育はもちろん，その運営にも重大な支障をきたすことになるのでそのようなことのないよう配慮されたい」旨を口頭で申し入れた。また，文部省に対しては，昭和44年度に削減された教官の定員は，講座および学科目の整備充実等の方法をもって充当されるよう要望した。

なお，10月24日付の一部新聞紙上に教官の定員削減がさらに強化されるような記事が登載されていたが，文部省等に問い合わせたと

ころまったく事実無根であったので，その旨各大学に連絡した。

(8) 第7常置委員会 鎌田委員長

第7常置委員会としては，教員養成制度に関して現段階ではとりあえず現行法の枠内で改善を考えるべきであるという態度のもとに次の点を検討している。

現行の大学設置基準について例えば小学校教員課程では，教科と教職の単位76単位のうち，教職が32単位で残り44単位で人文，社会自然科学の全般にわたる教育を行なわねばならず，非常に浅い教育しかできないので，4年制度でも容易ではない。49年度以降の児童激増期に関連して小学校教員養成を安易に考えることには賛成出来ない。また，教育学関係学部では，学部の設置基準がないので，これを早急に作成する必要もあるが，これは大学改革との関係もあるので，とりあえず教員養成の基本を考え，それに基づいて教育の充実施設・設備の充実を考え，併せて卒業即教員免許状という制度を考え直し，資格認定の制度も考えてよいと思う。

またこれとは別に教育学部をもつ総合大学については，研究教育の面でどの程度他の学部と連繋が保たれているか等の問題と，教育を専攻する者を養成する部門（大学院など）が必要であるという点等についても今後検討したい。

(9) 教養課程に関する特別委員会 小塚委員長

従来一般教育，教養課程の問題については国大協でも過去3回にわたって特別委員会が設置されてそれぞれ成果を上げてきた。本特別委員会でも今般各大学にお願いした2回のアンケートや大学制度改革に関する種々の資料に基づいて一応の見解をとりまとめた。そ

の全体の考え方としては、一般教育は画一的規制を排除し、各大学の自主性を尊重してよりよい教育ができるようという配慮はしたがこれという絶対の方法がみあたらない。また本見解では、一般教育については、大学全体の協力が必要であるという立場をとりながらも以前すでに報告書等の出ている部分は重複をさせている。

各大学から寄せられた意見に対する考え方としては、①一般教育の理念を明確にされたということについては、簡潔に定義づけることは困難な問題であるので、ごく簡単に触れた程度にとどめた。②一般教育の理念があるとして、その具体化の方策に触れられたいという意見、教官・予算・施設の不足打開の具体策を提示されたいという意見、教養部のあり方を示せという意見については、現段階で具体的な方策を国大協が明確に示すよりは各大学の自主性に任せるといった態度をとった。ただ、具体化のための資料はこの報告に載せてあるので、各大学でも参考にされて十分研究されたいが、今後の問題として考えたい。③基礎教育の概念を明確にされたいということについては、現在基礎教育という言葉の中には基礎専門的な意味と基礎教育的な意味があると思われる。したがって基礎教育的なものは教養課程に、基礎専門的なものは専門課程に編入することができるのではないかという前提のもとに、この報告では基礎専門的教育という考え方で、専門教育の一部としてとらえている。④教養課程の取得単位数を30単位以上ということにされたいということについては、各専門分野の特色によって弾力的に行なうのがよいということで、64単位、場合によってはそれ以上を一般教育とし、4

年間で取得する単位数を124単位から140単位の間で各大学が自主的に定めることにとどめた。⑤その他に教養問題だけ切り離さずに専門教育、職業教育等とも関連させて大学教育を総合的に考察されたい。一般教育の単位の問題だけとり上げることをせず、総合的に根本から単位制度を再検討すべきである。予算、定員等について大学内で教養課程が差別されることのないよう規制が必要である等の意見もあったが、これらの意見に対しては他の機関で検討されているものもあり、教養課程に関する特別委員会という制約からもふれられなかった事項もあるので、ご了解願いたい。また、学内の教養課程と専門課程の関係については、制度上峻別しない方向であるので、全学的な理解と協力を全面的に進めることが必要になると思う。なお、外国語教育、保健体育の問題が今後に残っている。

最後に一般教育に関する大学設置基準の改訂についての要望書の主旨は、現在、画一的である基準をとりあえずある程度弾力的にとり扱えるようにということで、これは上記の中間報告の主旨をふまえて現行法の中で早急に改善すべき事項を述べたものである。なおこれに対してカリキュラムを弾力的に行なうことは、一般教育が圧迫されるという疑念もあるが、むしろ各大学の判断によって行なうのがよいと思う

ついで、本報告は、完成したものとしてでなく、現場での意見のまとめとして新聞記者会見で発表することが承認され、文部省へも送ることとされた。また発表の際は14頁3行目から9行目までを削除することとして承認された。

なお、現在は流動的な時期で、大学改革に

についても総合的に考えるべき時であるので、本特別委員会を更に在続させるか否か理事会の決定事項ではあるが、一応総会にお諮り願えれば幸いである。

本問題は、重要な問題で新たな問題も含んでいるので、在続の方向でよいかどうかについて意見を徴されたが、在続したい意見が多かった。本件については改めて次の理事会で協議することになった。

なお、以上の説明に対して、中間報告と要望書の関係、中間報告の内容について質疑応答があった。

#### (10) 医学教育に関する特別委員会 清水委員長

本特別委員会は、最近ほとんど開かれていなかったが、医学教育の問題は重要であるので、積極的に研究してゆきたい。とりあえずは、医学教育の問題は種々の機関で検討されているがまとまったものがないので、それらの総合整理の問題から検討に着手したい。なお、前回の委員会の報告は、私が欠席したため座長を務められた飯島委員にお願いしたい。ついで飯島委員から次の報告があった。

前回は、文部省の大学病院の基本問題に関する特別委員会から中間報告が出されたのでその審議経過や結論について意見を交換した。その後今後の方針について協議した結果医学部の問題については、各大学とも将来の展望的な意見が出ていないので、国大協として、これらについて統一的、積極的に筋道をつけたい意見や、医学部の問題は特殊視されがちだから総合大学の中での医学部の実質的な位置付け等も活発に検討してゆくという態度をとることになった。

なお、専門化した教育は卒業後にある点なども検討してほしい。また根本問題もさるこ

とながら派生するところが広いので各方面から検討してほしいなどの希望があった。

#### (11) (新設大学拡充特別委員会、科学技術行政特別委員会、研究所特別委員会、入試期特別委員会からは、報告事項がなかった。)

以上各委員会から報告ののち、会長より第1常置委員会の「大学院制度改善について(第一次中間報告)」を各大学に送付して意見を求めると同時に、中教審の報告が12月に出されそうだが、種別化の方向に進みそうであるので、文部省等関係方面にも提出すること。第2常置委員会から提案の入試に関し各大学よりアンケートをとること。第3常置委員会の「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」を文部省等に提出することと、卒業生の就職推薦選考時期を自由にする件については、6月にするか7月にするかを会長および第3常置委員会委員長に一任することについて諮られ、いずれもその取扱いが了承された。また、第4常置委員会の「大学保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについて」および「大学および大学院の奨学制度の拡充について」の両要望書と第6常置委員会の「昭和45年予算に関する要望書」を理事会の了承を得て関係方面へ提出したことについては、いずれも追認された。また、教養課程に関する特別委員会の「大学設置基準の改訂について」の要望書および「大学における一般教育と教養課程の改善について」の報告書はいずれも承認され、要望書を関係各方面に提出することおよび報告書を委員会名で公表することがあわせて了承された。

#### 2. その他

大学の改革の方向、教官の定員削減に関する問題、その他人事院勤告の完全実施につい

での希望などを根強く訴えることの必要および問題に直面して取り組んでいるものとしての意見もとりあげ各大学がそれぞれ意義をもって要望することの必要なことなどについて意見の交換があった。ついで、閉会にあたり会長から学長としての任期満了に伴う会長退任の挨拶があり、これに対して和達副会長から、会長在任中のご尽力に対する謝辞が述べられて本総会を閉会した。

## (5) 第12回事務連絡会議議事要録

日時 昭和44年11月26日(水)午前10時

場所 学士会館 210号室(神田)

出席者 各国立大学事務局長

午後事務連絡者として文部省より、  
村山大学学術局長、須田庶務課長、犬丸人事課長、柏木計画課長、角井技術教育課長外関係官

鶴田事務局長より開会の挨拶があり、続いて奥田会長は来たる12月15日付をもって京都大学長を退職され、国大協の会長も同日付をもって退任されることとなった旨の紹介があり、奥田会長より、多忙の折柄の出席に対し謝意を表され、総会の審議の内容については、鶴田局長の報告によりご承知願いたい、自分も12月15日をもって退官することになっているので、会長としてお目にかかるのは今日が最後である。大学の紛争はまだ所々に起っているが、大学の数がふえ教育が大衆化した今日、大学自体も体質改善の必要があろう。また外国の知識を取り入れていた日本が、今では日本自体が自力で進み得ることとなりながら、大学が昔のままの考を捨

てきれない所にも問題があろう、自分も在任中何もし得なかったが、皆さんの努力により開かれた社会の大学として発展することを期待する旨の挨拶があった。これに対して、東京大学藤吉事務局長から各国立大学事務局長を代表して会長の功績をたたえ、今後のご活躍とご自愛を祈る旨の御礼の挨拶を述べた後全員起立して先生の健康を祝して万才を三唱してお送りした。

続いて、丁子主事から会議資料についての説明があり、ついで鶴田事務局長より、11月24、25の両日開催された第45回総会の会務報告および協議事項について、次のとおり報告があった。

### 1 オブザーバー出席について

池原琉球大学長オブザーバーとして出席を紹介。

### 2 総会当日の代理出席者

大 学	代理出席者
北海道大	伴 教授
小樽商大	桑原 教授
東北大	平野 教授
名古屋工大	足立 教授
愛知教大	隈元 教授
高知大	青木 教授
大阪大	桜井 教授

### 3 学長の交替について(前総会以後)

会議資料4のとおり交替した。

### 4 理事の交替について(前総会以後)

一橋大学 馬場啓之助 (前村松 裕次)  
島根大学 坂本 四郎 (前 梶田 茂)

### 5 常置委員会委員長の交替について(前総会以後)

第4常置委員会委員長 柳川昇(弘前大学)  
前、太田敬三(東京医歯大)

### 6 特別委員会委員長の交替について(前総会以後)

医学教育に関する特別委員会委員長 清水  
文彦（東京医歯大） 前，太田敬三（東京  
医歯大）

## 7 会務報告

鶴田事務局長より，前総会以後の事業について次のとおり報告があった。

### (1) 昭和45年度予算に関する要望書（資料6）

今回は，特に大学における教育と研究の整備充実に関し重点的に予算措置を講ぜられるよう要望書を10月11日に文部・大蔵両大臣宛提出した。なお，その際44年度の定員削減について45年度予算において配慮されるよう強く要望した。

### (2) 大学保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについて（資料7）

10月11日に，文部・大蔵両大臣宛上記の要望書を提出した。

### (3) 大学および大学院の奨学制度の拡充について（資料8）

10月11日，文部・大蔵両大臣および日本育英会長に対し，奨学金貸与額の大幅な増額と奨学生採用者の増員をはかれるよう奨学制度の拡充について要望書を提出した。なお，その際大学紛争の際の奨学金取扱いについて善処方を要望した。

### (4) 大学問題に関する各研究部会の検討状況について

この問題については，大学運営協議会の中に，第1研究部会（管理運営），第2研究部会（研究と教育），第3研究部会（大学と社会）の3部会を設けそれぞれ担当部門に従い，去る8月以降度重なる会合を開いて審議検討した結果，この程ようやく中間報告として一応の案がまとまる見通しがついた。然しこの報告案はなお，一部に再検討を要するところあり，発表するまでには至っていないが，その内容は，大体次のような問題について意見をまとめている。（資料11）

#### 第1研究部会（管理・運営）

「人事に関する問題」と「学内機関に関する問題」に大別して検討。

#### 第2研究部会（研究・教育）

A，B，Cの3案に大別して次のように問題点を分けて検討。

##### A案

- ① 国立大学のあり方についての前提と原則
- ② 国立大学の研究教育組織
- ③ カリキュラムの編成

##### B案 専門大学の構想

- ① 改革の理由と基本的方向
- ② 改革案の目標
- ③ 教育の学習組織

##### C案 現行制度下の大学改革案

#### 第3研究部会（大学と社会）

「総説」，「制度」，「研究」，「教育」の各部門に分けて検討

なお，この中間報告は，いわゆる国大協路線を出すことは避け，各大学の改革案をとりあげ，その方向を追いながら，それを整理し，よりどころとなる資料を作ることを目途としており，学生問題については，合同研究部会において目下作業中である。これが完成の上は，各部会の中間報告を1括して印刷し各大学にもくばり公表してはなどの意見もあり，いずれ決定次第お知らせすることになる。ここで一言お礼を申しあげたいことは，各大学の改革案を国大協で取り次ぎ，希望に応じて印刷してお届けしているが，15大学から22種類のものを頂いている。それぞれ活用され

ていることと思う。項いた大学に対し厚くお礼を申し上げる。

序ながら、大学の管理運営上における事務局の地位が、とかく忘れられ勝ちなのはいかんであり、今回はこの点について第1研究部会で(6)として取り上げてあることを申し添えたい。

(5) 各大学における大学問題の改革についての申し合わせ(資料18)

この問題について総会において協議の結果別紙資料18のとおり申し合わせをした。「申し合わせ」および「申し合わせ」の提案ならびに趣旨説明要旨、質疑応答の要旨会報47号77頁参照)

(6) 総会公開の問題について

東北地区、国立大学教官団連合より総会の公開について①国大協の総会は国立大学教官に対し公開されるべきである②公開の形式としては、例えば学長のほかに各大学1・2名の教官をオブザーバーとして出席させる等の形も考えることの申し出があったので、前総会の際協議の結果、この問題は次回総会までに理事会に諮って公開するか非公開にするかその態度をうかがい、これを総会に諮って了承を得ることになっていた。その後或る教授から協会の組織および改善に関する同様の意見が出されたので、これも併せて先日の理事会および大学運営協議会で検討した結果、従来どうりの方針でいくことに意見がまとまったので今回の総会にこのことを報告し、諮ったところ審議の結果、結論としては従来どおりの方針で運営することとし、なお教員委員については現在各常置委員会に学長以外の教員が2名参加しているが、必要があれば2名を3名に増員(現規定で増員可能)するこ

ととし、なるべく学長以外の教員の意見も反映できるような方法を考えることとなった旨説明があり、関連して、昭和38年組織整備特別委員会を設けて、協会の機構運営等について再検討された当時の審議の内容について詳細にわたり説明があり、結果としては公開しないこと、そのかわり会報を従来の1,200部から10,000部に増刷して一般教職員に周知させるよう、また教員委員の参加を認め更に教官の意見は文書で申し入れることもできるように改められた点について特に説明された。

(7) 国立大学長懇談会開催について

国立大学協会総会開催の際、文部省関係官を交えての学長懇談会の開催のことについて今回の総会の際問題となったが、このことについては去る第40回総会(昭和42年11月30日)において下記のとおり既に申し合わせをしていることを総会に報告し、再確認した旨報告があった。

記

(1) 開催の時期

- (a) 総会と同一の時期に学長会議が催されな  
いときに開催すること。
- (b) 総会を2日目の午前中に閉会し、午後を  
国立大学長懇談会にあてること。

(2) 国立大学長懇談会開催の際の各委員会

総会を2日間開催する場合は、第2日目の午前中各委員会を開催し、午後総会を再開するが、国立大学長懇談会開催の場合は、総会期間中は委員会を開催しないこととし、委員会は総会前日以前に開催すること。

(8) 各常置委員会報告

① 第1常置委員会

主として大学院制度の改善について検討してきたが、この程一応の意見がまとまっ

たので、第1次中間報告として別紙「大学院制度の改善について」（資料13）を立案されこれを各大学へ送付して意見を伺い第2次中間報告案をまとめた考えである旨報告があり、なおこの問題についての進め方を知らせる意味から、本中間報告を中教審や文部省へ非公式に渡すことについて了解を求められ、了承された旨報告。

(2) 第2常置委員会

主として入試改善について検討を続けてきた。政党でも中教審でも本問題を取り上げ結論を急いでいるようでもあり、第2常置としても今回さらに調査したい事項があるので、近日アンケートを出したい。調査を急いでいるので12月20日頃までに是非回答を願いたいとのことであり、速達で届けるのでよろしくと依頼された。

③ 第3常置委員会

主として、次の問題について審議検討した。

イ 「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」（資料14のとおり一応のまとめがついたが、さらに目下検討中）

ロ 大学卒業予定者就職推せん選考開始時期等に関すること（申し合わせの違反事例についてアンケートによって調査した）

④ 第4常置委員会

大学保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについての要望書（資料7）大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書（資料8）が提出され、関係の筋へそれぞれ要望された。なお、紛争についての奨学金の扱いについて特に慎重を期せられるよう当局に申し入れがあった。

⑤ 第5常置委員会

主として大学間の協力の問題について検討した。

⑥ 第6常置委員会

イ 昭和45年度予算に関する要望書（資料6の1）を提出

ロ 国立大学教官の定員削減に関する去る10月24日の新聞記事について（資料6の2）、このことについては、早速文部省その他関係方面について調査し誤報であったことをたしかめ文書で各大学長にお知らせしたとおりである。

⑦ 第7常置委員会

主として教員養成大学のあり方と問題点となるべき事項の検討をしている。

以上で午前の会議を終わる。（午後1時30分開会）事務連絡会議を一時中止し、文部省関係の事務連絡がつぎのとおりあった。

○ 事務連絡（文部省より）

須田庶務課長の司会により開会。先ず、村山大学学術局長より、大学紛争の解決に当たって大学側の尽力に対して感謝の意を表わされ、なお、今後積極的に情勢の連絡と協力を望みたいと挨拶があった。ついで、大学紛争は、大勢としては次第に減少しているが、一面に新しい紛争を生じた大学もあり、また、最近高等学校にまで及んできたことなど現状についての説明があり、つづいて大学問題の検討のために、文部省部内に「臨時大学問題審議会」を設けて、当面の問題と基本的改革案の検討にとりかかり、今年末までにはあらすじをきめ、来春頃までに一応の結論を出す積りであり、庶務課に分室を設けてこれに当たることとした旨報告があり、その他中教審の今後のスケジュールと進め方（方針）について、また新構想大学の一環として「放

送大学」を設置するかどうかその準備調査会を設けて検討を始めたこと、筑波学園都市についての文部省の考え方、大学の附属病院特に医療制度、医師の資格など、その他入学試験、紛争による被害に対する考え方等々について説明し善処方を要望された

○ 人事課長よりの事務連絡

11月13日の公務員ストは、参加校も参加人員もかなり多く、勤務時間に喰い込んだところもかなり多かった。公務員のこの種の違反者に対する措置および今後の対策について善処方の要望があった。

○ 会計課よりの事務連絡

① 昭和45年度予算について

予算編成の日程は年を越すことが予想されるが国立学校特別会計は極めて見通しが悪く、看護要員の増員には力を入れるようだが助手定員の削減など定員と機構の問題については延びが悪く見込が薄いようである。学園の正常化が進んでいるが、そのあかしを立ててほしい。

② 決算について

昭和43年度の会計検査院の報告は今週中にまとまる予定である旨および予想される問題点および指示事項等について説明があった。

③ 国有財産の土地の売買について

問題となっている件は逐次片づいてきた。

④ 学生の加害行為、傷害行為の処理および損害賠償について

紛争による損害は、現に報告があるものだけで約8億2千万円あり、その他最近のものを合わせると全体で10億円程度の見込であるが、これらに対する損害賠償等出来

得る限り善処されたい。

⑤ 本年度予算執行についての報告

特に紛争大学に関する学生経費について説明。

⑥ 入試に関する経費

本経費については本年度は特に事前に事務的の連絡を願いたい。

⑦ 病院収入について

全体で約10数億の減収であるが、これについては、各大学連帯で考えてほしい。

⑧ 国立大学経理部長会議を12月15日に開催することを考えている。

⑨ 昭和44年度予算は、初め節約なしてスタートしたが、事情によって節約することの方針が変更された。

以上で文部省側の連絡および説明を終わり、ついで、次のような質疑応答が行なわれた。

① 違法行為に対しては厳正な態度で臨み、告訴すべきものは、ちゅうちょなく告訴すべきであるという方針については文部省側から公式に学長或は学部長に対して話して貰ったのか。(この際事務局長より改めて学長へ伝えて貰いたい。(文部省)

② 各大学により処分の足並みが揃わないと不公平になる。教育公務員特例法も再検討の要があるのではないか。この点は確かに不合理だ、不利益処分の手続は慎重を要する。行為に対する処置に差別はないものとする。

③ 文部省より事務局長に指示又は連絡する事項のうちには、事務局長において処理できる問題と問題の性質によっては学長、評議会或は教授会に諮るような問題がある。前者については問題はないが、後者については、事務局長としては学長にその旨を取り



つぎ大学として処理することになるので、事務局長としても能力に限界がある。この点について互に了解する必要があると思う。などの意見があった。

(文部省関係官退席)

事務連絡会議を再開  
午前引続いて委員会報告を行なう。

## 8. 特別委員会報告

### ○ 教養課程に関する特別委員会

予て、大学における一般教育および教養課程のあり方について検討していたが、今般別紙「大学における一般教育と教養課程の改善について」(資料16)のとおり一応の見解がまとまったので、総会の承認を得、これを公表し、なお別紙資料17のとおり文部大臣宛大学設置基準改訂の要望書を提出した。なお、公表した分について必要であれば、所要部数を実費でお届けしたい。

## 9. その他

### ○ 国立大学長懇談会(資料12)(文部省関係官を交えてのもの)開催日程を変更した経緯について

鶴田局長より、11月24日に開催された標記懇談会は、一部に大学立法と関連して催されたものの如く誤解されているようであるが、この懇談会は資料12のとおり、第40回総会において審議決定されたものであり、昨年は総会の会場が使えなくなるなどで総会が中止となり懇談会も中止となった。今回は文部省の都合で申し合わせによる2日目開催を変更し第1日に繰り上げたことについて事情の説明があり、なお当日の懇談会の模様について報告された。

以上で事務連絡会議を終わる。引き続き各事務局長の間で国立大学事務局長会議を設

けることについて意見の交換が行なわれた。

## (6) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和44年11月22日(土)午後2時~午後4時

場所 総合図書館3階会議室

出席者 小塚委員長

堀内(代伴)、宮島、藤岡、小野、前川  
広田各委員

中川(秀)臨時委員

中川(敬)専門委員

小塚委員長主宰の下に開会

小塚委員長より「大学院問題に関する第一次アンケート」について、報告書としてまとめるにあたっては、時間的制約もあって止むをえず一部委員、専門委員に諮り、また種々の資料を参考にして、とりあえず第一次中間報告として配付資料の「大学院制度の改善」にまとめたので、これについてご審議願いたい。なお、意見を伺った上必要があれば、この第一次中間報告をもとに第二次、第三次とさらに案を練ってみたい旨述べられた。

ついで、「大学院制度の改善」について、各項目ごとの問題点、特に

○ 外国における大学院の例

○ 学部から大学院への聴講の問題

○ 大学院における在学年数の問題

等について活発な質疑応答があり、字句・表現等一部修正することで承認された。

なお、総会にはこれを配付し、全文の朗読は省略して口頭によって趣旨内容を報告することとした。

## (7) 全国普通科高等学校長会大 学入学試験制度委員会と第2 常置委員会との懇談会議事要 録

日時 昭和44年10月4日(土)午後1時～4時

場所 学士会分館

出席者(高校側)

西村理事長, 吉田委員長

伊藤委員

幸田事務局長

渡辺全国高等学校長協会事務局長

(国大協第2常置委員会)

秋月委員長

横田, 村井, 藤本, 五嶋, 飯島各委員

秋月第2常置委員長座長となって開会。

開会にあたり, 秋月委員長より, 入学試験問題については, 予てより高校側との懇談会を開いて意見の交換を行ないたいと考えていたが, 本日はその機会を得たので, 入試に関する問題を中心に話し合っていたきたい旨の挨拶があり, 続いて高校側から, 西村理事長と吉田委員長の挨拶があったのち, 各出席者の紹介があった, 懇談に入った。

### 入学試験の問題について

初めに, 高校側の西村理事長より高校側から見た入学試験の現状と問題について次のような説明があった。

(1) 高校教育のあり方は, 現在のような大学入試方法を改めない限り正常な姿に戻すことは極めて困難である。最近高校卒業者の大学進学希望者は年増加の傾向を示し, 高校卒業

者の約30%は大学に進学している。然し大学にはそれぞれ入学定員があるので, 自分の志望する大学に入学するためには, どうしても受験勉強をしなければならないので, 高等学校としても止む得ず予備校的にならざるを得ない事情に追いこまれている。

(2) 現在の大学の入学試験は, それぞれの大学の立場で独自の試験を行なっているので, 果たして大学に入学して学ぶにはどんな資格が要求されているのかがつかめない。また, 評価の考え方が決まっていないので, 高校として対策が立て難い。

このようなやり方がよいかどうか疑問がある。

(3) 現在の試験制度では, 将来社会人として役立つような学生を入学させるというねらいではあっても, 現実には, 大学教育を受けるにふさわしくないような者がかなり入学している。こういうことでは入試制度そのものにも疑問がある。

(4) いわゆる有名大学への入試合格者の現状は現役よりも浪人組の合格者が多く, このことは高校の真の教育方針にそって教育をすれば入学率が低下する結果ともなるので, 止むを得ず高校側としてはゆがめた教育方針となり, 予備校的な教育になる傾向がある。浪人組合格者は, 追跡調査の結果でも, 高校から順調に入学した者にくらべ劣っているという事実が現われている。

(5) 高校側から提出する内申書特に身体検査・学力の総合判定の建て前が守られず, とかく軽視されている。高等学校と大学間のパイプが通じていない。

以上のように, 現在のような入学試験の方法が続く限りは, 高校教育のあり方を本来の姿に

戻すことは無理であるという意見が述べられた。

続いて、各委員の間で次のような意見の交換や質疑応答があった。

- 現在は、受験技術の上手な者が入学できるような試験方法であるので困る。入学試験勉強をしなくても、現役組がすなおに入れるような試験の方法に改められたい。また、1割程度居るとされる真の意味の大学進学不適格者の入学を防ぐような方法も考えて貰いたい。
- 調査書は、どの程度信頼感がもてるか。学校間の格差は現実には存在しているので、その公正な判断は容易でない。選考の重点を内申書におくとすれば、受験対策的な不信な調査がでてくることを恐れる。
- 調査書は、大学側の心配されるようなものではなく信頼性は十分ある。ただし、現在の調査書は、④を大学教育を受けさせるにふさわしい者としているが、追跡調査によると、現実には④がかえって合格率が悪い。それは④の者は実力で入学するから④からはずしておくとの考え方だとの話も出ている。

大学側と高校側と密接な連絡があれば、調査書重視の選考もある程度可能である。然し調査書だけによる入学決定には問題がある。不信感をカバーする方法を考える必要があり調査書について再検討を要する。
- 成績判定をする場合、全国的統一スケールとするか、或いは地方化したスケールを設けることは考えられないか。
- 推せん入学制度を採用する場合、どの学校は上から何%というように、予め枠を決めることも考えられる。
- 入学試験科目を減らすことはどうか。

- 資格試験的なものはどうか。資格試験に合格した者に対しては学科試験を行なわないようにしたい（大学側は反対意見）
- 大学に格差が現実にあるので、この格差をなくすることを大学として考えるべきではないか。
- 大学側では、その一つの方法として、特色のある大学をつくって格差を無くしようと考えている。
- ローカルな大学が幾つか集まって学生を募集し、後で各大学に合格者を配分する方式はどうか。
- ○○大学の卒業生であるとのレッテルを、はらないようにすることはどうか。
- 高校側でも、内申書だけで入学させようとは考えていない。その他の方法を併用した選考を考えている。
- 高校側で受験指導をする場合、ネームバリューによって指導されがちである。
- 現在の入試の方法では、高校生に次のような悪影響を招くおそれがある。
  - a) 受験生は、試験科目だけ勉強したがる。
  - b) 試験科目以外の科目に対しては、関心がうすく、勉強もしない。
  - c) 3年生は、殆ど受験技術の習得に力を注ぐようになる。
  - d) 高校が予備校的になる。
  - e) 多数の大学進学者が出る高校は、クラブ活動が少なくなる傾向がある。
- 学科試験は、選考し易い便利さがあるので止めない方がよいと思う。問題の出し方などを改めたらどうか、例えば、試験の方法と試験問題の内容により、論文試験・辞書持ち込み試験、面接試験などの方法で行なうことはどうか。

○ 大学紛争によって入試を行わない大学や入試を行なっても、合格者の登校を待機させている大学があって、入試の混乱を来たして困っている。

以上のような意見の交換があって、最後に高校側の渡辺事務局長より、近日中に、入学試験問題に対する所見集ができるので、各大学が国大協に送付する予定になっているのでご覧を願いたい。なお、まじめに学習を積んでおれば入学できるような試験方法を考えてほしい旨の要望があり、続いて、秋月第2常置委員長から、入試問題についてはさらに適当な専門委員を増員して今後十分検討する考えであり、また、できれば本日のような懇談の機会をつくりたいと考えているのでよろしくお願ひしたい旨の挨拶があって閉会した。

## (8) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和44年11月11日(月)午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 秋月委員長

横田, 村井, 入江(代, 塚元教授)

安倍各専門委員

安藤, 肥田野各東京大学教授

秋月委員長主宰の下に開会

委員長より開会の挨拶があつてのち、本日特に東京大学の入試関係問題についてのお話しをお願いしたところ、東京大学安藤教授同肥田野教授のご出席を得、また新たに専門委員をお願いすることになった安倍東京外国語大学教授が出席された旨の紹介があつて、議事に入った。

### 1. 入学試験の問題について

初めに委員長より、この問題については予てから第2常置委員会で検討しているが、中数審においても本年末頃検討の結果を公表する予定とのことであるが、国大協としてもその頃までに一応の意見をまとめておきたい。ついては、本日先ず東京大学の安藤教授にお願ひし、東京大学の入試制度についての考え方について説明を聞き、本委員会の参考としたい旨述べられ、同教授より別紙参考資料「入試制度をめぐる問題点」により、次の点について詳細な説明があつた。

- ① 東京大学の入試制度調査委員会(入試委員会・入試制度委員会を含めて)の設けられたいきさつとその後の経過
- ② 同委員会の構成
- ③ 現行入試制度の問題点(入試の本質・現行入試制度の欠陥・東大「改革」と入試の関係)
- ④ 入学者決定方式の基本的諸類型(全員入学方式・抽せん方式・推せん方式・調査書(内申書)方式・学力テスト方式(競争試験)・学力テスト方式(資格適性試験)・併用方式(健康上の不適格者の取扱い)
- ⑤ 学力テスト改革の具体策

以上のような点について検討した結果を、最終的なものではないが、一応とりまとめて学内に配付し、目下積極的に意見を求めている。また、入学試験科目についても文科系と理科系の間に多少の傾斜を置くことや、2次試験に論文的なものを課する等のことも検討している。

続いて、つぎのような意見や質疑応答が行なわれた。

- 答案(特に論文)の採点方法・公平性の問題などについての実際上の方法はどうか。
- 集団をつくって統一試験(予備試験)をや

ることは賛成だが、高校が主体となるなら、12月でよいが、大学が主体となると3月に施行することでよい。高校長側では、大学と共同で統一問題を出したいとの意見がある。

- 能研テスト（特に○×式）は賛成できない。
- 全大学を同一問題にすることは、特殊性の強い大学もあるので無理ではないか。
- 東大案は一応現行の教育制度を基にして考えている。
- 内申書に重点をおくことを公表した場合、その後の高校側より提出される内申書の信ぴょう性を守る方策があるかどうか。
- 内申書の適・不適を2年位試験的行なってみたらどうか。
- 論文試験を行なうとすれば、その題目はどんなものにするか。（一般的の論文にするか、または各教科別の論文体のものにするか）
- 内申書のみによることとなるとよほど慎重に調査しなくてはならない。
- 試験の方法例えば辞書などの使用を認める方法を考えることはどうか。
- 出題者が毎年同一人では出題傾向がわかるので、変更させた方がよい。
- 国立大学の入試は、理想としては全国一斉一回とすべきだ。  
(以上のような意見や質疑応答があつて後、安藤、肥田野両教授退席)

## 2. 第2常置委員会の総会報告案と入試問題についての今後の検討方針について

委員長より、第2常置委員会においては、予てから大学入試の1期校・2期校の振分け問題を検討してきたが、種々困難な問題があつて、未だ結論は得られず、この問題は入学試験制度

全般に亘って根本的に再検討をしなければ解決は困難であるので、第2常置委員会で、この検討のために必要な基本的資料として各大学にアンケートを行なつて調査したいがどうか、また総会への報告はどうするかと諮られた結果、アンケートを出すことに意見が一致し、総会には、前総会以後の経過と今後の検討方法（アンケートをとることを含め）を委員長から口頭をもって報告し了承を得ることとした。

続いて、前回に引続いて入試の問題点となっている

- ① 高校よりの内申書のチェックの問題（ブロック別のチェック・県別のチェック等）
- ② 東日本と西日本に分けた国立大学の募集定員による1期校・2期校の振分け案。
- ③ 現在の大勢は、学科試験と内申書の併用意見が多い。
- ④ 出題方法を変えることによって或る程度は改善される。
- ⑤ 大学以外の機関を設けて入試を行なう。

大略以上の点について意見の交換があり、各大学へ送付するアンケートの案は、本日の意見を考慮に入れ、委員長の下で立案し、これを至急本委員会の委員に郵送して意見を伺い、その意見に基づいて案文をまとめることで了承された。

なお、このアンケートは、理事会および総会に委員長より口頭をもって報告し、その承認を得た上で、各大学に発送することになった。

## (9) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和44年10月17日（金）午後1時～午後3時

場所 国立大学協会

出席者 井上委員長  
広橋委員  
総山, 三島, 佐藤(博)各専門委員

井上委員長主宰の下に開会。

### 1. 卒業予定者の就職時期について

初めに委員長より、この問題は、例年のことながら求人側と大学側との申し合わせが守りきれず、一部には申し合わせ廃止論さえある位でアンケートによる調査の結果を見てもはっきりと違反の実状が現われている。先般文部省主催で大学側の懇談会を開いて、現状と今後の方策について話し合ったが決定的な改善案も得られず、来たる10月25日再び同問題に関する懇談会を開いて検討することになっている。また、文部省からもこの問題について各大学団体の意見を照会してきているが、本委員会としてどう考えるか検討してほしいと述べられ現状についての説明があった。

続いて、討議に移り、次のような意見があった。

- 就職の事務開始と推薦時期、技術系と事務系の区別をなくし、全部6月1日開始に踏み切るか或いは全然枠を外すかその何れかに踏み切ることはどうか。
- 大学は就職あっせんを行わないとはっきり打ちだすことはどうか。
- 大学から就職事務を切り離すことは困難であるので、むしろ各大学の自由に任せたらどうか。
- 現在のような状況では、事務系・技術系を6月と7月に区別する意味も殆んどないので、すべて6月1日(事務開始・推せん事務共)からと改めた方がよい。
- 従来からの申し合わせは、例え完全に守れ

ないとしても、あった方がよい。

以上のような意見があつて、討議の結果、本日の第3常置委員会としては、技術系・事務系を問わず6月1日から就職あっせん事務を開始するように改めてもよいという意見に一致した。

よつて、このことについて各大学にアンケートを出しその結果を来たる11月の総会に報告することとした。

### 2. 専門委員の退任・新任について

下記のとおり、専門委員の退任および新任の報告があつた。

専門委員名	退任・新任の別
長谷川 修 一 (東京大学学生部長)	退任
綿 貫 芳 源 (東京教育大学教授)	新任
佐藤次郎 (東北大学学生部次長)	同上
佐 藤 博 (茨城大学学生部次長)	同上

### 3. 「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」の修正について

初めに、委員長より、基準試案ができあがるまでの経緯について説明があり、続いて三島第3常置小委員長より、昨16日の小委員会で原案の検討を行なった結果、各大学の意見をとり入れ、別紙のとおり一部字句の修正をしたと全文を朗読しながら説明があつて了承を得た。

ついで、委員長より、この基準試案の今後の取り扱いをどうすべきかと諮られたところ、この案は、末だ大学によって誤解されているところもあるので、本日了承を得た「基準試案」と各大学から寄せられた試案に対する意見のまとめである別紙『「文化系サークル部室の新営に

関する基準試案』についての各大学の意見』を文書にして改めて各大学へ基準試案をつくった趣旨を添え、送付することとした。

添書きの文は三島小委員長に作案を願い、同小委員長の作案した文案を朗読、説明があつて了承された。

なお、各大学へ送付する『「文化系サークル部室の新営に関する基準試案』についての意見』には、回答大学の名称は削除し、単に回答大学の数だけを記載することとした。

なお、この基準試案は第3常置委員会として次回の総会においてこれを報告することとした。

#### 4. 学寮問題について

初めに、事務局において、去る9月17日開催した第3・第4合同常置委員会の議事要録を朗読し、2頁3行目「調理士なみで」を「調理士の形で」に、同下から5行目「寮費は光熱等の外は、すべて総額として」を「寮費は、すべて総額で」に、同下2行目「1年生以外は寮に入れないかとか」を「1年生だけ全寮制にするとか」に、3頁6行目「最大限度」を「最小限度」に、同7行目に「あつて」を「ある。」に、同下から5行目「東京水産大学」を「東京商船大学」に、同下から4行目「目下一部に」を「目下学生の一部に」にそれぞれ修正のうえ了承された。

続いて、寮問題について①文部省では、学寮を課外活動の一環とする考え方で検討していること。②学寮は全寮制度でなければ教育的施設と言ひ難い面もある。③現在の状況下では、少なくとも新設は見合わせるべきだ等の意見が出て検討されたが結論は出ず、今後の継続検討問題とすることとした。

以上で、第3常置委員会を閉じ、引続いて第

3常置委員会と各研究部会との懇談に移った。

### (10) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和44年11月22日(土)午後2時

場所 東京大学附属図書館集会室

出席者 井上委員長

佐山、鐘ヶ江、池田、後藤(代、酒井)、広橋、葛西各委員

綿貫、総山、三島、佐藤(博)、各専門委員

井上委員長主宰の下に開会。

#### 1. 文化系サークル部室設置基準の今後の取扱いについて

はじめに、委員長および三島小委員会委員長より、「文化系サークル部屋の新営に関する基準試案」が前回の本委員会で承認されるまでの経緯が詳細に述べられ、ついで委員長より、この「基準試案」を今後をどのような取り扱うべきかと諮られたところ、大学によっては、この「基準試案」に対して誤解されているところもあり、再度、各大学の意向を確かめる等、細目についてはなお引き続き検討するにしても、大綱については承認されているので、おつて文部省等関係当局へは、この「基準試案」の大綱を文書で提出し、文化系サークル部屋の一層の拡充整備を計るよう申し入れることが了承された。

#### 2. 就職推薦選考開始時期について

委員長より、卒業予定者の就職推薦選考開始時期については、従来から就職事務は技術系については6月1日から、事務系については7月1日から、それぞれ開始することとし、推薦事務については10月1日から開始する、との申し合わせで今日に至っているが、現実にはこの申し合わせ事項も形骸化しており、大学教育上由

々しい問題でもあるので、なんらかの方策を講ずる必要がある。文部省では、この問題について国大協の意見を照会してきており、また、各事業主に対してもアンケートにより意見を求めており、その回答結果が来年1月にはまとまる予定であると聞いている。

ついては、前回の本委員会で、この問題につき慎重に審議したところ、大学の就職事務および推薦事務は、各大学の自由に任せたらどうかという意見もあったが、地方大学の事情、事業主の協力関係等現在の状況では教育に及ぼす悪影響が強く、従来からの申し合わせ事項は、それはそれで意義を有しており、ただ、事務系・技術系を6月と7月に区別する意味はほとんどないので、事務系・技術系をとわず、就職推薦事務はすべて6月1日から開始するよう改めた、という意見に全員一致した。

一方、本委員会では、各大学に対して推薦選考時期等に関する意見調査をしたところ、11月21日現在、回答33大学のうち、23大学の多数が本委員会の結論と同意であった旨説明があり、種々意見の交換があったのち、現在の状況では、前回の結論をくつがえす特別の理由もないので大学卒業予定者の推薦選考開始時期については、事務系・技術系または就職事務、推薦事務等の区別を一切なくして、すべて6月以降とすることが承認された。

### 3. 学寮問題について

委員長より、学寮問題については第4常置委員会と合同会議を開き、意見の交換を行なっているが、各研究部会とも密接な連絡をとり、第3常置委員会としての意見をまとめたいと考えている。

ついては、臨時に第3常置委員会を開催してご意見を伺うことがあるので、あらかじめご了

承願したい旨説明があり、異議なく了承された。

ついで、同問題について各委員の間に意見の交換があり、学寮は、大学の教育施設であるのか厚生施設であるのかは、議論の分れるところであるが、学寮を大学の組織から切り離すべき時期にきているのではないかと、という意見があった。

## (11) 文部省主催就職問題打合せ 会概要報告

- 1 日 時 昭和44年10月25日(土)午前10時  
～12時
- 2 場 所 溜池 明産ビル
- 3 出席者 国公立各大学団体関係者  
文部省石川学生課長、小岩同補佐

- 文部省石川学生課長主宰により開会。
- 前回(9, 24)の会合の際の申し合わせに従い次の各項目について各大学団体の意見が述べられ種々懇談が行なわれた。  
就職推薦選考開始時期の申し合わせのうち
  - (1) 技術系と事務系の就職事務開始を6月からと7月からとに別けることについて
  - (2) 「就職事務」は6月または7月開始ということと「推薦」は10月以降ということになっているが実際には混同されている。この取扱いをどうするかについて
  - (3) 早期化防止の申し合わせのみで、学生の勉学専念確保の実効が果してあがっているものかどうかについて
  - (4) 業界側との今後の話し合いの基本線についての意見
- 国大協よりは去る10月17日開催の第3常置



委員会の意向を伝えた。当日の意見は、技術系と事務系の区分についてこれは何れも6月1日に統一してはどうか。また「就職事務」と「推薦」についても6月1日から開始することにしてはどうかとの意見が強力に述べられた。然しこのことは従来からの申し合わせの線を変更することになるので、国大協としては国立大学にアンケートすることになっている。なお(3)の学力強化については学部学科等専門によって事情がちがうので、それぞれの場合において、教官と学生が協議し適当な方法で勉学の強化をはかるのがよいとの意見がある。また、申し合わせの話し合いには、企業側にもなるべく早くから参加を求めて話し合いの責任を分担すべきだとの意見である。

- 私大連 すべてを7月1日に統一したい。なお企業側との話し合いについては、別紙(2)の提案に示すとおり、申し合わせを大学側と業界側との申し合わせとするよう業界各団体に申し入れることが必要だと考える。またその裏付資料として、別紙(2)にあるとおり業界各企業に対してアンケート調査をすることを文部省にお願いしたい。
- 私大協 7月1日に統一することに賛成である。申し合わせによる期日は本来は遅い方がよいのだが、申し合わせは実質的に形骸化している実情だ。然し申し合わせはある程度は効果はあると思われるので、野放しにすることには賛成しない。
- 懇談会 一本化することに賛成。時期は遅い方がよいが止むを得なければ7月1日(夏休みにも入るので)とするのがよい。企業側との話し合いは、無汰のようでも続けてやることがよい。
- 公大協 公式には未定だが、大体従来と変

らない考え方だ。理想論としては学校卒業後にすべきものであろう。

- 石川学生課長より、本日の結論として
  - ① 各団体とも来年度も申し合わせはやることに賛成と考える。
  - ② 時期は遅い方がよいとする意向だが、事務的には6月または7月に統一するという意見も有力のようだ。文部省としては、工業教育協会の意見も近く打診してみることにする。
  - ③ 私大連盟提案の業界側の意向調査については、各大学団体とも賛成のようだから、この趣旨に沿って文部省からアンケートを出すことにする。照会する企業先は、日経連とも協議して、大体毎年申し合わせの趣旨徹底方依頼している主要企業400社位に出すことになるだろう。そのとりまとめまでには、2ヶ月位かかると思われるので、1月になると思われる。その前にもこの会合の次回を開催したい。その日時は国大協の総会(11, 24, 25)、私大連盟理事会(12 9)以後に各大学団体の都合を聞いた上で決定したい。と述べて散会。

#### 大学生の就職推薦選考開始時期に関する提案

日本私立大学連盟

##### 「提案」

最近の学生就職の現状にかんがみ、今後も学生の就職推薦選考開始時期を一定化することが必要であるとし、かつ、それが守られるものに行うとするならば従来のような大学側諸団体の申し合わせでは、これまでの経験に徴して全くその効果が期待できない。したがって大学側のみ「申し合わせ」によらず、業界側も参加する大学側と業界側との「申し合わせ」とすべ

きである。そのために大学側から業界各団体に対して、この「申し合わせ」に参加するよう強硬に申し入れることが必要である。

「提案のための裏付資料の整備」

業界各企業（約4,000社）に対して現行大学側の「申し合わせ」について、アンケートを求め、その結果をまとめて「申し合わせ」問題について新たな角度から検討することが必要である。そのアンケートの内容は少くとも次の事項であることが望ましい。

1、「申し合わせ」を存続することの可否。

（答）

イ あった方がよい    ロ ない方がよい    ハ あってもなくてもよい    ニ わからない

2、1の回答の理由を次にご記入下さい。

3、1の回答で「あった方がよい」に○印を付けた方は「申し合わせ」を守るための具体的方法を是非次にご記入下さい。

4、1の回答で「あった方がよい」と回答した方は申し合わせの推薦選考開始期日を何時がよいか、次にご記入下さい。

月            日            頃

5、1の回答で「ない方がよい」に○印を付けた方は、貴社における今後の求人はどのような方法で行なうかその予定を下記にご記入下さい。

（註） 1～4の問いは、全大学に対しても回答を求める。

以 上

## （12） 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和44年10月23日（木）午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 柳川、香月、井上、小池、中塚委各員  
寺沢、宮田、各専門委員

先ず、二宮主事より本日の会議予定について説明があり、話し合いにより委員長の決定まで井上委員に議長を依頼することとした。

### 1 委員長の互選について

井上議長より、本日は委員12名の中、出席者5名で委任状は6通来ている旨報告があり委員長の選出について諮られた結果話し合いにより、柳川委員が委員長に選任された。ついで、柳川委員長主宰の下に議事に入り、委員長より新しく専門委員をお願いした寺沢教授の紹介があつて後、二宮主事前回（9月17日（水）午前）の議事要録、並びに、同日午後開催の第3、第4合同常置委員会の議事要録を朗読して承認された。

### 2 要望書の提出について

柳川委員長より、去る10月11日次の要望書の本川副会長、近藤第6常置委員長、加藤東京大学長と同道して大蔵、文部両省事務次官並びに関係官に面接の上、それぞれ提出し要望した旨の報告と説明があつた。

- ① 昭和45年度予算に関する要望書
- ② 大学保健管理センター設置の促進と所長を教授することについての要望書
- ③ 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

なお、上記③の問題と関連して、紛争のため単位取得不足奨学生に対する日本育英会の取扱いについては、今年も昨年同様の予定であるとのことであるので、大学の事情を説明し、実情を調査して結果がでるまで「取扱要項」は発表しないようにと申し入れた旨の報告があつた。

### 3. 単位取得不足の奨学生の取扱いについて

このことについては、昭和44年度の学業成績（取得単位）の判明する時期についての各大学の実情を至急調査する必要があるとのことで、寺沢専門委員から、東京大学の貸与の実情について説明が行なわれ、さらに、そのことについては、同専門委員の原案に基づき、各大学宛になるべく早く照会し、実情を把握の上、これを日本育英会に申し出ることとなった。なお、各大学への照会文には、日本育英会より各大学長に宛てた育奨総第225号（44，3，25）並び同第79号（44，8）の通知を参考にされるよう並記し、さらに昭和44年5月8日付国大協議第59号をもって、奥田会長より森戸日本育英会長宛に申入れたメモの「写」を添付することとした。

### 4. 災害事故対策のアンケート案について

二宮主事、原案を朗読してその様式について説明し、原案作成者井上委員と各委員の間で質疑応答が行なわれて、検討の結果原案どおり承認され、本アンケートは理事会の承認を得る必要がある。明24日（金）に会長に事情を説明して事後承認の措置を進めていただくよう承認を得た上で、各大学に送ることとして了承された。

### 5. その他

学寮の問題について、教育的施設か厚生施設かなど話し合いがあり、最後に第4常置委員会としての第45回総会における報告事項について諮られたが、このことについては、事務局において一応報告事項を纏めて委員長に連絡することとし、今回は11月22日（土）午後1時より開催することとして閉会した。

## (13) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和44年11月22日（土）午後2時

場所 国立大学協会会議室

出席者 柳川委員長

阿部、清水、井上、平、小池各委員

寺沢、小倉、宮田各専門委員

説明者

（日本育英会）緒方理事長、妹尾理事、上野奨学部長、細田調査役

柳川委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があった後、本日、日本育英会から緒方理事長、妹尾理事、上野奨学部長、細田調査役の4氏が来会され、今後の奨学生の扱い等について説明される旨の紹介があった。

#### 1 今後の奨学生の扱い等について

緒方理事長より、今後の日本育英会の方針が次のとおり説明された。育英会としての奨学生の扱いについて本年度は、43年度の学業成績が3月末日までに提出されなかった場合でも、6月末日までに提出された場合は、4月にさかのぼって交付し、提出が7月以降になった場合は、4月以降の奨学金を停止し、学業成績が提出された翌月から、来年度の3月末日まで奨学金の交付を復活するという方針で実施してきたが、来年度は3月乃至6月に条件を満たす学校においては、問題ないがそれ以外の学校で学業成績の提出が、7月以降になった場合には、提出された翌月から、1年間、奨学金を交付し、その1年内の学業成績が提出された場合には、その後も引き続き奨学金を交付する方針にしたい。

以上の説明の後、各委員から(1)大学院生の奨学金の貸付けについては学部からの継続にしてほしい。(2)奨学金の停止措置は慎重にしてほしい等の要望があった。

なお、委員長より奨学金の返済期間短縮が新聞紙上で報ぜられている点を質したところ育英会側よりこれは事実無根である旨を述べられた。

ついで緒方理事長から、日本育英会は来年度普通学生については増員を据おくが、単価については2、3割増額を、又大学院学生についてはマスターコース50%、ドクターコース90%増員をめどにして、単価はマスターコース1万3千円を2万円に、ドクターコース1万8千円を3万円に増額することを政府に予算要求している旨を、また現在の特別奨学生の採用原則を変更し、従来の予約を半減してその分を一般奨学生に振向ける方針である旨を述べられた。(育英会関係者退場)

ついで議事に入り、委員長から今後の奨学生の扱いについては、過般各大学に照会し、調査願っている回答を整理したうえ委員会を開催し対策を検討することとしたい旨を述べ了承された。

## 2 大学保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについて

委員長から、大学保健管理センターの増設について当局に要望すると同時に、センターの所長は教授または助教授をもってあてることになっていながら、現状は助教授の定員しか配置されていないので、是非とも教授の定員が配置されるよう、文部省・大蔵省の事務次官など関係者に事情を説明し、要望した旨の報告があった。

## 3 学生の災害保険について

中川主事より「学生の災害保険について」(調査)の朗読があり、今後は各大学に依頼したアンケートの回答結果を見て、更に検討を加えることとなった。

## 4 総会報告事項について

11月24、25日に開催される総会に委員長より、次の事項について報告することとした。

- (1) 前総会以後の委員会開催日
- (2) 前総会以後に提出した要望書の報告
- (3) 学生災害保険についての検討経過報告

## (14) 第5 常置委員会議事要録

日 時 昭和44年10月1日(水) 午前10時

場 所 国立大学協会会議室

席 者 藤島、岡田、越村、岡元、後藤各委員  
三橋、白倉、松本各専門委員

説明者

文部省吉川留学生課長

同情報図書館課上島学術資料係長

町野委員長欠席のため、後藤委員が委員長代理となって開会。

初めに、後藤委員長代理より、本日は議事に入る前に文部省吉川留学生課長から、留学生の現状と今後の問題点について、また、情報図書館課の上島係長からは、文献センターのことについて説明を聞き、その後、それぞれの問題について意見の交換を行ないたい旨挨拶があり、文部省係官の紹介があった。

続いて、事務局において前回の議事要録を朗読し、文部省側より次のとおりの説明があった。

### 1. 外国人留学生の諸問題について

初めに、吉川留学生課長より、外国人留学生に関して、別紙会議資料によって次のとおり説明があった。

(1) 国費外国人留学生制度の概要

外国人留学生は、この制度創設以来約60カ国より2,000人を越す学生を受け入れているが、その74%は東南アジアからの学生である。

留学生の種類は学部留学生・研究留学生・臨床研修生・工場実習生の4種類であって、学部入学希望者は、文科系にあつては、東京外国語大学留学生課程に、理科系にあつては千葉大学留学生部へ入学させ、原則として3年間日本語教育および一般教育を行なった上、志望大学へ入学させる方法をとっている。研究留学生の場合は、日本語の能力がある者は直接大学へ入学させるが、日本語の能力に欠ける者は大阪外国語大学留学生別科において半年ないし1年の日本語教育を行なって入学させることとしている。

奨学金は、現在各留学生とも月額33,000円であり、将来は60,000円程度に引き上げたいと考えているが、とりあえず本年は、学部学生45,000円、研究留学生50,000円に引き上げるよう大蔵省へ要求中である。

(2) 私費留学生について

近年私費留学生の数が年々増加し、その受入、教育指導方法、卒業などのことに関していろいろと問題があり対策が必要となってきた。その対策の一つとして、入学の際統一試験を行なって一応の基準を設けて評価を行なうこととした。また、私立大学だけに限ったことではないが、日本に留学した学生は、本国へ帰ってから他の外国へ留学した学生にくらべ実力がなくて困ると不評を被っている話

があるが、こんな点も日本の大学では今後十分留意する必要があると思われる。

なお、このことに関連して同課長より現在文部省に外国人留学生関係の委員会があるが第5常置委員会から委員を1名推せんしてほしい旨の希望があった。

(3) 日本語学校と日本語教育研究施設

昭和45年度より、留学生の日本語教育等の効果をあげるため、日本語学校と日本語教育研究センターを設けるよう概算要求を出した旨、本日配付の参考資料によって説明があった。日本語学校は1年間の日本語教育を主とした補習教育であつて、明年4月入学者は明後年3月修了の上、4月から各大学の1年へ入学させる制度になっているので、各大学ではできるだけ協力願いたい旨述べられた。

続いて、この問題に関し、

① 新しいこの制度は、未だ各大学への周知方が徹底していないので、予め了解させておく必要があるのではないか。受入れの時になって入学できないなど紛きゆうするようなことになっては困る。

また、日本語ができて講義の内容が理解できるかどうか、更めて入学試験をやるのか、あるいは入学させて別クラスで教育するのか、他面そのための教官はどうなるのかなど、前もって考えておく必要はないか。

(文部省) 現在は、概算要求の段階だから何れ予算措置が明らかになれば、その際PRするなど適当な措置をとる予定である。

② 現在までの調査によれば、この制度で受入れてもよいという大学が75%あり、残りの25%が意見の保留ないし反対的(数大学

だが大きい大学が多い)意見であった。

- ③ 外国人留学生に対しては、日本語が十分わかるようにして貰いたい。なお、日本語の外に、日本の高校程度の物理・化学・数学等の力をつけさせてほしい。

以上のような意見があり、この問題については今後文部省留学生課と第5常置委員会とが互いに連絡をとり善処することとした。

## 2 人文・社会科学文献センターについて

このことについては、文部省情報図書館課上島係長より、設立の主旨、各部門の文献、資料所蔵状況、その他現状について別紙参考資料によって全般的説明があったのち、委員との間で次のような意見の交換や質疑応答があった。

- 一般に文献センターについての関心が薄いようだが、このセンターの重要性にかんがみ文部省よりの要望でなく、むしろ国大協あたりで積極的に予算措置・要員の確保と養成・施設の充実等について要望してほしい。(文部省)
- 文献センターのPRが足りない。今の段階では、いかにすれば、ひろく利用されるかを考えることが先決と思うので、第5常置委員会あたりでPRすることもよいと思う。  
(第5常置委員会の今後の検討事項とした)
- 文献センターの共同利用のことについては約2年前文献センターの会議で検討した際、法令上の位置づけを考えたことがあるが、反対意見があって保留したままとなっている。
- センターを学部、研究所から独立させることには、いろいろと問題があるにしても、研究所に共同利用のものがあるように、学部、研究所の研究施設に共同利用のものがあるこ

とも意義がある。

- 今後設置するとすれば、できるだけ中央につくり、利用者側の便利を考えてほしい。今のようなあり方では実際には利用できない。
- 現在の現状は、どこにどういうセンターがあるかさえもよくわからないほどである、PRが先ず先決問題であり、申し込み手続きなど利用者側で知っておくべき点を知らせるなど、文部省としてもこの点を検討してほしい。

以上をもって文部省側の説明を終わり、(文部省側退席)議事に入った。

- 1 文献センターの問題については、来たる11月の総会までに第5常置委員会としてどう取り扱うかPRの点も含めて検討し方針を決めて総会に報告することとした。
- 2 大学相互間における教官の交換・交流および協力の問題について

この問題は、都合により次回委員会に回し町野委員長主宰の委員会で検討することとし総会前の理事会開催日の前後の日を選んで開催することとした。

なお、この問題について意見があれば、次回委員会開催日前に委員長宛申出て貰うこととした。

## 3 その他

- (1) 昭和45年度予算に関する要望書について  
鶴田事務局長より、明年度予算に関する要望書を近日中に国大協として提出することになったが、第5常置委員会関係のものでは、在外研究員の増員の要望が採りあげてある旨の報告があった。
- (2) 新しい大学像の中における図書館の役割について宮崎大学の津田図書館長より、標記の

ことについて第5常置委員会で検討してほしいとの希望を寄せられてきたが、このことは内容から判断して「図書館特別委員会」で検討して貰うのがよいと考えられるので、そちらへまわすこととした。

(3) 文献センターの見学について

昼食後、一同東京大学に設置されている外国法文献センターおよび東洋学文献センターを見学し、係官の説明によりセンターの実際を見聞し、今後の検討の参考とし散会した。

## (15) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和44年11月22日(土)午後2時

場所 東京大学総合図書館集会室

出席者 藤島、岡田、石川、芦田、梶田、後藤  
各委員  
三橋専門委員

委員長の後任が未決定のため、後藤委員を臨時委員長に推薦して開会。

初めに、事務局において前回の議事要録を朗読し、2ページ下から4行目「外国人……」を「私費外国人……」に修正のうえ承認された。なお、続いて事務局から議事要録にも述べてあるように、文部省より「昭和45年度私費留学生統一試験実施委員会」の委員を国大協から1名推薦方の依頼があり、第5常置委員会にこれが選考を付託されたので選考願いたいとの説明があり協議のあと本日は欠席されているが、白倉専門委員にお願いしてはどうかとの提案があり異議なくこれを承認、よって後日委員長から、同専門委員の承諾が得られるよう連絡をとることとして了承された。

## 1 委員会の方針について

委員長から本委員会では、従来、留学生問題を主に扱ってきたが、さらに大学相互間における教官の交換・交流および協力の問題、文献センターの問題等も検討していくことが前回の委員会で確認されているので、これらの問題についてご審議願うこととしたい。

大学間の協力については、42年6月、本委員会で各大学にアンケートを求めることについての記録があり、若干論議されたようであるが、その後進展していない。

大学間の協力の内容は、施設、設備の共同利用、教官の交流、資料の交換等があると思うが明後日の総会には今後の委員会の審議の方針なども報告することとなっているので、これが方針を固める方向で議事を進めたい旨の説明があり、次のような点が論議された。

(1) 大学相互間(国内、国外)における教官の交換・交流の問題について各委員から大学の実情が述べられ、今後、検討を進めるための資料の集収を図ることとし、流動研究員、内地留学生制度については、日本学術振興会および文部省の資料により、その他ドイツ、アメリカ等の諸外国の大学コロシウムに関するデータなども調査することとした。

(2) 非常勤講師の制度および、これが招へいに要する旅費手当等の問題について

非常勤講師に対する旅費、手当の不足が指摘され、各委員から非常勤講師制度や予算措置についての検討の必要を強く要望された。

(3) 大学間における単位の互換性について

教育面から教官の交流に代えて学生が学籍を移さないで、他大学で講義が受けられるような制度も考えられてよい。この場合には大学間で単位を互いに認め合う必要があり、こ

の点について検討したい。

#### (4) 文献センターの利用の問題について

大学に置かれている文献センターが十分活用されていないことは前から指摘されているので、PRを活発に行ない、同時に今後更に文献センターを充実すべきであるとの意見が出された。

なお、このPRの資料として、文部省で各文献センターの予算、人員構成、業務内容、各分野の動向ならびにその将来計画などについて目下印刷中であり、12月中旬頃には各大学へお届けする予定である旨事義局より報告があった。

以上の後、委員長から総会には前総会報告以後本日までの本委員会の審議事項ならびに今後の審議の方針について報告したい旨を述べ了承された。

#### 2 委員長の選出について

本日は欠席の委員が多いため、予定された委員長の選出は総会当日（第一日）の昼食後休憩時に行なうこととした。

### (16) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和44年10月14日（火）午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 鎌田委員長

中川、垣下、波多野、伊藤、武居、  
稲荷山、田中、池田、藤吉各委員  
徳広専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より、明年度予算に関する要望書の提出に当たって、第6常置委員長に対し第7常置委員会として、特に教員養成学部の整

備拡充について要望した旨の報告があり、続いて九州地理学会会長の宮崎大学下村教授より、現在の教員養成系大学・学部の地理学は非実験学科目であるが、これを実験学科目として取扱われるよう努力してほしいとの要望があったがこのことは文部省によれば既に実現する段階にあるとのことであるので、本委員会としては、改めて取り扱わないこととした旨述べられ、了承された。

ついで、前回（9月8日）の議事要録を朗読し、承認されて議事に入った。

#### 1 教員養成を目的とする大学は、4年制大学を建前とすることについて

このことについては、

① 2年の短期養成とする大学制度を、今後も続けて存置しておくことが望ましいかどうか。

② 「初等教育学科」新設の申請があると聞いているが、このことには、かなり検討すべき問題があるのではないかと。

以上二つの問題を中心として意見の交換が行なわれたが、2年の短期養成制度は、このまま固定化されては困り、また、教員資格を2年で与えることには反対的意見が強く、結論としては、矢張り教員養成を目的とする大学は、4年制を建前とすべきであるとの意見について一致した。

#### 2 教員養成の教育基準について

（国家試験および検定試験について）

委員長より、従来は教員養成を目的とする大学を卒業すれば、卒業と同時に教員免許状を付与される制度になっているが、最近この制度を止めて、卒業と免許状を全然別箇のものとしたらどうかと、また、教員免許状は、国家試験・検定試験制度を制定して合格者のみに与えたら



どうか等の意見があるが、本日はこれ等の点について検討してほしいと述べられ、つぎのような意見の交換があった。

- 国家試験を行なうことになれば、「教育実習」や「級別の試験」をどうするか、原則としては所定の単位は取得せざるを得ないと思う。
- 国家試験は、合格者だけが教員の資格を得、不合格者は卒業できても教員になれないので、すっきりしている点はよいが、統制的になるので受験生の反対は免れないであろう。
- 教員養成の教育基準の問題と「国家試験」と「検定試験」の問題とは、関連したものではないので、国家試験と検定試験の問題は「教員養成の基準の設定」の問題とは別に考え、今日の議題とは別箇にした方がよいのではないか。
- 国家試験と検定試験の問題は、今後の段階では小委員会で検討することはよいが、第7常置委員会の正式な議題とすることは適当でない。
- 教育基準の設定は必要と思うが、その場合相当高度の professional minimum を基準とすべきである。

以上のような意見があり、本委員会としては基準の設定については賛成的であった。

なお、議題の括弧内にある、国家試験及び検定試験については、本日の正式の議題とはしないこととした。

### 3. 大学における一学部としての教育学部の得失について

このことについては、各委員より、つぎのような意見があった。

- 学部の多い大学ほど、教育面において困難の度が増してくるようだ。例えば教官組織の

面でもだんだん狭められる可能性がある。

- 教員養成学部は、他学部の学生も教育しており、学部の主体制が弱く、研究面においても財政的にあつ迫されているようだ。
- 総合大学は、学部が多いので、学生にとっては勉学の好条件にめぐまれプラスの面もあるなど総合大学には総合大学なりの利点もあるが、単科大学的な単独の教育学部の大学があってもよいのではないか。
- 大学によって事情が様々であるので、得失の実態も様々である。
- 将来、スタッフの後継者の養成も必要となるので、このことも考慮に入れて教員養成学部のあり方を考える必要がある。全国的な視野に立って、抜本的な計画を考えなくてはならない。

### 4. 次回委員会開催日

次回委員会には、本日の議題について引続いて協議するとともに、小委員会において総会報告の作成について協議することとした。

日 時 昭和44年11月10日（月）

午前10時～12時（小委員会）

午後1時～4時（委員会）

場 所 国立大学協会

議 題 (1)教員養成のあり方について

（本日の議題についても引続き検討）

(2)総会報告事項について

### (17) 第7常置委員会議事要録

日 時 昭和44年11月10日（月）午後1時

場 所 学生会分館

出席者 鎌田委員長

中川、林、伊藤、武居、稻荷山、池田

藤吉各委員  
徳広専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

## 1 総会報告事項について

初めに委員長より、本委員会は前総会以後、7月14日、9月8日、9月25日（小委員会）、10月14日、11月10日（小委員会）の5回にわたり主として教員養成のあり方についてフリートーキングの形で、いろいろな角度から検討し、問題点を採り上げてきたが、本日開催した小委員会では、来たる11月24日、25日の両日開催の総会には、つぎの四つの問題点を中心として目下検討中の段階であると報告してはどうかという意見があったので、本日はこのことについて検討願いたいと挨拶があった。

（問題点）

(1) 教員養成を目的とする大学の修業年限は、4年以上を建前とする。2年の短期養成制度は、漸次廃止の方向で検討する。

(2) 教育基準の確保について

{ 卒業認定と資格認定の問題  
 免許法の改正（教員の質的向上）

(3) 大学における教育学部の位置づけ。

(4) 教員養成学部における大学院のあり方。

ついで、前回（10月14日）の議事要録を朗読し、承認された、前記検討事項の内容について、つぎのような質疑応答や意見の交換が行なわれた。

(1)の問題について

○ 「2年の短期養成制度は漸次廃止の方向で」という表現は弱すぎる。「短期養成」については、再検討を行ない、もし、廃止ができない場合は、これについて早急に適切な処置を講じられたい。

○ 修業年限を4年以上とすることは、特に強く打ち出してほしい。短期養成で正規の教員資格を与えることは問題である。

○ 短期養成制度の廃止は賛成であるが、国大協として廃止という言葉を使う表現は強すぎる感がある。

以上のような意見の交換があつて、総会報告の際には短期養成制度の廃止問題については触れないこととした。

(2)の問題について

○ 卒業と免許状は別箇にすることが望ましい。教育大学だから免許状をとらなければ卒業させないという考え方に問題がある。

○ 教育実習を必修とすることの可否、教育学部、学芸学部の名称変更の問題

○ カリキュラムは必修の単位を義務づけるような組み方は避け、なるべく選択を多く取らせるような組み方でありたい。

○ 教育基準を設ける場合は、学部としてそなえるべき施設・設備の最少基準を設けておくべきである。

○ 基準が出来た場合、基準に満たない大学はどうするか問題になる。

○ 「教育基準」の呼称が誤解され易いので適当な名称に変更することが望ましい。この「教育基準」の意味は、「望ましい教育学部の基準」の意味であるので「教育学部基準」としたらどうか。大要上記のような意見の交換があつて、協議の結果、「教育基準」の名称を「教育学部基準」と改めその内容については、今後の検討事項とすることとした。

(3)の問題について

○ 他学部との格差の問題

○ 教育学部と文理学部出身教員の問題

(4)の問題について

- この問題については未だ本委員会ではあまり討議していないので、今後の検討問題とする予定であると報告したい。
- 大学によっては、現在の学部の上に、一律的な大学院を設けることは反対で、むしろ現在の学部の充実が先決であるとするところもある。

以上のような意見があつて、総会の報告案は、本日の委員会での話し合いを考慮に入れ徳広専門委員に提案を願うこととした。

## 2 次回委員会開催日

11月23日(日)午後5時

会場は後日決定すること(学生会分館に決定)

## 3 常置委員会に学長以外の教官参加の問題について

林委員より、国大協の各常置委員会に、学長以外の教官の参加(現定員の同数程度)を認め、専門的な意見を入れるようにしてはどうかと提案があつたが、委員会としての結論は得られなかった。

## (18) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和44年11月23日(日)午後5時~8時

場所 学生会分館会議室

出席者 鎌田委員長

武居, 山崎, 稲荷山, 田中各委員

徳広専門委員

鎌田委員長主宰のもとに開会。直ちに総会報告事項についての審議に入り検討の結果、次の

とおり報告することとした。

本常置委員会は、教員養成制度の改革に関連して教員養成の存り方について検討を進め、前回の委員会で取りあげた問題点の中から

- (1) 教員養成を目的とする大学の在学年限について
- (2) 教育基準の設定について
- (3) 教育学部の位置付けについて
- (4) 教育研究者(後継者)の養成と大学院について

の4点について報告し、更に本委員会の審議を進める上の態度について、即ち、現行法規の枠内で拡大解釈できる範囲で、今日までの教員養成につくして来た実績をも分析評価しながら、かつ前向きな発展性をもたせて教員養成大学の在り方について検討を進めたいことを一言つけ加えることとする。なお、上記の問題点については、第1の教員養成を目的とする大学の在学年限については、例えば小学校課程教員の現履修単位76単位の内、教職32単位で残り44単位に理科も社会も全部が含まれている状態で、これでは十分な教育はできかねる。短期大学でもよいなどとの話も聞くが、教育実習も合わせて4年制度でむしろ不足する位であり、教員養成を目的とする大学は4年以上を建前としたい。第2の教育基準については、設置基準を上回る教育基準を確保すること、当然これに伴って教員の質と量の確保と同時に施設設備の充実も考えねばならないし、優秀な教員を確保するためには教員の資格認定の問題についても検討が必要となろう、第3の教育学部の位置付けについては、他学部から受ける知的影響もあるが、果たして緊密性もたれているかどうか、現状での利<sup>害</sup>得失を分析して、その位置付けを考えたい。第4の問題については、教育を研究する教

育学部として後継者の養成について如何なる方法をとるべきか、大学院の問題にふれて見ることとしたい。以上自由討議ながら問題点をまとめたことを報告することとして閉会した。

## (19) 教養課程に関する特別委員会 会議事要録

日時 昭和44年10月23日(木)午後1時

場所 東京大学附属図書館会議室

出席者 小塚委員長

樋口(代関教授), 加藤(代大内, 向坊各教授)

秋月, 波多野, 今西, 飯島, 前川各委員

小塚委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より「大学における一般教育と教養課程」の問題については、本特別委員会設置以来2年半にわたって検討し、その間2回のアンケートをとって調査検討した結果、別紙「大学における一般教育および教養課程の改善について」の見解をとりまとめたので、本日はこれについて審議願ひ、了承を得れば、これを総会に報告して承認を得れば一応この特別委員会は結末をつけたいと述べられ開会の挨拶があった。

次いで、会議資料の説明と新委員の飯島広島大学長、代理出席の岩手大学の関教授と東京大学の大内教授の紹介があり、続いて前回の議事要録を朗読し、承認され、議事に入った。

### 1. 特別委員会の総会報告草案について

別紙「大学における一般教育と教養課程について」の見解の草案を朗読しながら各項目にわ

たって説明があり、続いて報告案について種々意見の交換が行なわれた。その主なるものは次のとおりである。

○ 検討事項の多くは、学部によっても、また専門分野によっても非常に事情が違うので、意見を画一的にまとめることは無理であった。(委員長)

○ 実際問題として教養部を廃止することは人の問題で困難である。例えばその大部分が文理系学部へ振り分けることになるとしても、困難な問題が生ずる心配がある。

○ 制度の改革には、現在の法律の下では不可能なこともある。この報告案の中にも現在の諸規程ではできないこともありうる。(委員長)

○ 現状では、この案でよいと思うが、将来の姿としてはかくあるべしという各大学の共通的な考えもあるのだから、委員会としてサジェストしたらよいと思う。

○ 進学者が年々増加の傾向にあるが、増加すればするほど学生の質的低下は免れないようになる。

大学側の方針が大学教育を受けるにふさわしい能力のある者を対象とするか或いは幅広く多くの人を対象とするか、このことを先ず決めなければ根本的な方針がたてにくい。

その他、キャンパス分散の問題、施設設備の問題、予算措置の問題、外国語センター設置問題、制度上の問題点などについて意見の交換が行なわれ、討議の結果、この案は本日の意見により一部字句の修正を委員長に一任することで了承を得た。

2. 「一般教育および教養課程の改善について」の見解に関する要望書提出について  
委員長より、只今了承を得た「大学における

一般教育および教養課程の改善について」の見解が決定された場合は、これに関連して別紙案のとおり大学設置基準の改訂についての要望書を提出したいがどうかと諮られ、別紙「要望書（案）」を示され、全文を朗読の上説明があった。

審議の結果、要望書を提出することとしたがその内容に、大学間の格差の問題やキャンパスの問題などもとり入れて要望してほしいとの意見もあった。

最後に、文案の修正は委員長に一任することとした。

なお、要望書の原案は出来次第総会前に各委員に送付して、改めて意見を伺うこととした。

### 3. 教養課程に関する特別委員会の解散について

委員長より、この委員会の目的は、一応今回の総会で検討結果の報告をすることによって任務が終了するので解散したいがどうかと諮られた承があったので、その旨を今次の理事会で承認を受け、総会の際報告することとした。

## (20) 医学教育に関する特別委員会 会議事要録

日時 昭和44年10月23日（木）午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 柳川、香月、飯島、中塚各委員  
松本、堀口各専門委員

議事に先だち、二宮主事前回（43.10.29）の議事要録朗読し、承認され、続いて、丁子主事より川喜田委員長退任後、委員長が今日まで空席となっているので、本日はまず委員長を選任していただきたいと思うが、その決定まで委員

のうちから座長を決めて頂きたいと発言があった、飯島委員が選ばれ、同委員が座長となって開会した。

### 1. 委員長の互選について

本日は委員出席数が半数に満たなかったので選挙は行わず、協議の結果、書面投票によって選出することとした。

### 2. 大学病院の基本問題に関する調査研究中間報告について

初めに、堀口専門委員より先般、文部大臣の諮問機関である「大学病院の基本問題に関する調査研究会」から、中間報告として別紙「大学病院の基本問題に関する調査研究中間報告」が発表されたが、国立大学の病院長としてはどんな態度をとったらよいかと「大学病院のあり方委員会」を作って目下検討をしているという報告があり、なお、この中間報告に対して同専門委員から次のような感想が述べられた。

- ① この報告は、一つのたたき台であるとのことであるが、現在の制度に捉われすぎているようで、もう少し今後のあり方をとり入れてほしかった。
- ② 講座制が、診療とマッチせず、いろいろの面で運営を妨げているので機能の面で分離するなど根本的に考えなおす必要があること。
- ③ あまりにも画一的で教育方針が低調になる感がある。大学の病院はそれぞれ特長のあるものをつくってもよいと思う。
- ④ 現状に立っての要員でなく、臨床検査部を充実し、診療設備を整備した上で、それに見合う診療要員の増員が急務であること。

以上のような意見を述べられ、続いて松本専門委員より、この中間報告のまとめられた経緯とその内容について次のとおり説明があった。

○ この大学病院の基本問題に関する調査研究

会の委員については、初め臨床教育に当たる大学病院側からばかりでなく、広く各方面から出してほしいと希望したが、結局、文部省で任命した35人の委員で構成された。

○ 報告のまとめは、将来のビジョンに重きを置けば実現性に乏しく、また、現在の姿に基準を置くと新鮮味がなくなり、そのとりまとめは容易でなかったのが、最終的には、現状に即した形で徐々に今後改革しようとする案になってしまった。

○ 報告にとりあげた問題点の検討も十分ではなく、また、基本問題に関する調査研究の中間報告と言ってもその一部分だけしかとりあげることができなかった。続いて、この報告は、当初諮問のあった事項のうち、中間報告として先ず初めに、次の6事項だけを採りあげ、これについて報告することとした旨説明があった。

- ① 医学部卒業後の医師の研修に対する大学病院の役割について
- ② 大学病院の医局のあり方について
- ③ 大学病院と関連病院との提携について
- ④ 大学病院の受け入れ患者数および病床数について
- ⑤ 大学病院における診療要員について
- ⑥ 大学病院における保険診療について

なお、この中間報告作成の段階で、将来の大学病院は、公社的のものにして大学から外せという意見や医学部附属としないで大学附置とすべきであるという意見もあった（その主なる理由は、第1に診療要員が定員の枠で絞られることから脱却するということと第2に財政面において枠にはめ込められないような独立採算制にしたい）と附言された。

以上の報告があったのち、各委員の間で

① 大学病院の基本的なあり方に関する問題はこれまで各方面でいろいろの意見があるがバラバラでは力が弱いので、国大協としてとりまとめることはどうか。

② 改革案を押し進めるには、大学（私立大学も含めて）全体としてペースを整えるような方法をとる必要があるのではないかと。

③ どこかで基礎的な資料を整理して、統合的にまとめるほかないのではないかと。

④ 大学病院長会議で、はっきり方針が決まったことについては、積極的に推進して貰うバックが必要である。

⑤ 大学病院の改革案を実現するためには今後この委員会に適当な専門委員を増員するなりして、各方面の意見を検討するようにしてほしい。等の意見の交換があり、最後に松本専門委員からさらに中間報告の各項目にわたって詳細な説明があって、本日の会議を閉じた。

## (21) 図書館特別委員会議事要録

日 時 昭和44年11月10日（月）10時

場 所 図書館会議室

出席者 波多野委員長

細谷、加藤、鈴木、田中各委員

松田専門委員

説明者

文部省立松情報図書館課長

波多野委員長主宰の下に開会

先ず、丁子主事が前回（5月8日）の議事要録を朗読承認の上、議事に入る前に次の話し合いが行なわれた。

松田専門委員より、文部省資料「大学図書館関係法令基準集」について、この資料はその後絶版となっていたものであったが今度文部省で最近のものまで補足して完備したものであるとの披露があり、具体的には更に、これから検討を要する点もあるとして、その重要な点について説明があった。

次に、委員長より立松情報図書館課長を紹介し、同課長より大要次のような説明があった。

1 大学の附属図書館は、大学全体としての共用施設であって、研究教育のために使用されるべきものであり、その目的を達することが出来るように便利でなければならない。従って、その組織、運営等についても従前の規程を補足してしっかりした基準を作る必要があると考えている。

2 図書館関係の昭和45年度の予算要求について

- 最近の図書館活動の機械化に伴い、また、資料の増大と人手にも限度があるので、将来の問題としては当然機械化を考える必要がある。
- 経費の面についても、図書購入費の配分について検討し、学生用の図書購入費を増すようにしたい。維持費の増額についても同様である。
- 図書館の夜間開館に必要な経費についても予算の要求をしている。
- 速報業務に要する経費を新しく組んでいる。
- 図書館職員に要する経費を新しく組んでいる。
- 図書館職員のグレード改正のための経費も要求している。
- これからの図書館業務にふさわしい人の養

成を重視し、図書館専門職員に対して、現在4日間の講習を実施しているが、それにプラスし、4週間の長期研修を計画している。

- 施設を整備するとともに、図書館の近代化に適わしい図書館員を養成する目的で3箇月間の外国留学の経費を要求している。
- 目下定員削減の時代ではあるが、全国立大学に図書館職員を最低1名、増員の要求を提出している。など。

以上の諸点に関係して種々話し合いが行なわれこれをもって文部省側との話し合いを終った。

ついで本日の議題の審議に入った。

1 委員長より、本日の議題、(1)現行大学図書館基準・国立大学図書館改善要綱の再検討について、(2)大学図書館の改善に関する諸問題について、を一つにして、松田専門委員より説明して欲しい旨の挨拶があり、同専門委員から、国大協の会報第37号掲載の記録に基づき、図書館の改善策としての問題点を提起され、説明がなされた。

- 図書館の性格は単なる書蔵庫のようなものであってはならない。最近の情報の速やかなる伝達等脚光を浴びた高い業務を行なうところであるから、職員の質の問題もさることながら、必要な施設、設備の整備充実が大事である。
- 図書館の閉鎖性はよくない、共同利用的な施設、開かれた図書館であるべきである。
- 大学内における図書館の位置づけが出来ていない憾みがあるので、再検討を要する。
- 指定図書の充実を優先的に考慮する必要がある。
- 学生が主たる利用者であるが、そのためには冷房施設等も完備することが望ましい。な

ど。

委員長より、学生がよく図書館を利用するようにするために、別に聴覚装置の設備等についても再検討の必要がある旨述べられたが、これについては文部省においても、そのような装置の設備も考えている由である旨が述べられた。

(午後1時40分再開)

委員長より、午前中色々問題点の指摘を願ったが、更につけ加えることはないものか。総会後また、何回かにわたり、検討したい旨が述べられ、松田専門委員より「大学図書館関係法令基準集」の中のⅢ改善要項編の(一)(二)あたりから御検討を願いたいとの発言があった。

続いて、次のような諸点について意見の交換が行なわれた。

- 図書館は大学改革の焦点にもなっていて、学生の関心も深いので賢明に対処する必要がある。
- 図書館長の地位等について東京大学の実情の報告があった。
- 大学中央図書館についての啓蒙が必要である。

## 2 専門委員の増員について

目下、専門委員は松田、日高両教授の2人であるが、これから報告書作成等のためにも、1、2名増員の要があるので、候補者を総会の頃までに決めて、次回から出席を願うように進めることを了承した。

なお、総会には報告の必要があれば、本日の審議の線で報告するにとどめ、次回の総会において、詳細な報告をするようにとり運ぶことを了承した。

次回は12月15日(月)10時半より開催することとして閉会とした。

## (22) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和44年12月15日(月)午前10時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 波多野委員長

細谷(代、柏倉教授)、加藤(代、小松教授)、広橋、谷口、鈴木、田中各委員

松田、日高、森口、深川各専門委員

説明員

文部省立松情報図書館課長、田保橋係長

波多野委員長の主宰の下に開会。

初めに、鶴田事務局長より、図書館特別委員会が設置されるにいたった経緯について説明があり、続いて前回の議事要録を朗読これを承認し、次いで委員長より新たに専門委員をお願いした森口(東京大学教授)、深川(東京学芸大学教授)両専門委員ならびに本日代理出席の柏倉教授(山形大学)および小松教授(東京工業大学)の紹介があった。

議事に入る前に、現在政府において実施の段階にある定員削減の問題について、文部省において図書館職員についてとられた定員削減除外の措置について質問があり、田保橋大学図書館係長より図書館の司書官職は余人をもって代え難い特殊の業務であるから、削減の枠から除外してほしい旨を総理府人事局へ申し入れている事情について説明があつて後、委員長より現行の図書館基準・国立大学図書館改善要項は今日の時代に即応しない点も多いようである。これを現実に即して改善してほしいと思われるのでこの点について、立松課長より文部省としての考えをうかがわれ、立松課長より、



昭和27年6月に大学図書館基準が出され、図書館改善要項が出来たが、当時としては非常によく出来ていたが、時代の進展につれて、大学の図書館に要求される事項が、情報流通化の進展に伴って、国際交流の面にまで及んで、図書館に課せられた役割が質の高い高度のものとなってきた。国内国外の情勢を必要に応じて何時でも正確に且つ敏速に伝える役割が大学図書館にも課せられ、この目的を果たすための態勢を整えることが必要となり、同時に国・公図書館間の流通体勢化が必要となって来た。また他面、国会図書館、科学技術情報センター等との連絡態勢も必要となり、それに即応するための図書館の組織・機構・管理・運営の合理化等が必要となって来た。具体的には、大学内においても本館と分館との関係、部局図書館と研究室との関係などの緊密化、一般的には情報化社会に対応する図書館の体勢を整えなければならず、こうした高度の活動を考えた場合、これに対する図書館業務処理の近代化と、コンピューターの導入などこれに要する施設設備の整備充実と、これに要する予算的措置専門職員の質の向上をはかるなどの要素が加わって来た。他面教育面における図書館の機能についてもふりかえって見る必要もあると思う旨説明があった。(文部省説明員退席)

次いで本日の議事に入り、

鶴田事務局長より、大学の改革問題について中教審でも審議されており、国大協でも先日は「大学における一般教育と教養課程の改善について」を発表して中教審にも送った。「研究・教育」の面についても目下、国大協の第2部研究部会で検討され、単位制の問題もとりあげられているが、学生は一体どこで勉強するか、図書館での勉強が当然問題となろうと思うが、そ

の点についての図書館の在り方、受け入れ態勢の強化などについてはふれられていない。この点について本特別委員会で検討されてはどうかそれをふまえての図書館基準も考えられると思う旨の発言があった。

この鶴田局長の発言は適切な発言である。各大学の改革案を見ても、図書館の問題にふれているものは少なく、例外の形で頭を出しているに過ぎない。こうした意味での図書館の必要性を訴えるのも必要である。こういう問題も含めて、本委員会での審議を早め、具体的な問題点を大つかみに拾いあげて検討することとし、緊急に検討すべき問題点として

- (1) 図書館の制度・予算の問題について
  - (2) 情報化の進展に対応する図書館業務の処理について
  - (3) 情報化に伴う図書館職員の在り方について
  - (4) 一般教育における図書館の役割について
  - (5) 定員削減と図書館職員について
- の諸問題がとりあげられた。

委員長より、本日昼食後以上の諸問題について検討の上成案を得たい。出来ない場合は次回にこれをまとめることとしたい。その前提として、急速な情報化に対応するための具体策について、森口専門委員に、図書館の職制等について深川専門委員に、一般教育における図書館の役割について日高専門委員にそれぞれご意見をうかがうこととしたい旨述べられ、

森口専門委員より、図書館にコンピューターは必要であり、利用したいと考えるが、この問題は全般の体勢の中の位置づけが必要であり、①図書館業務の機械化、②学術情報の蓄積の二つのからみあいにおいて後者を考えながら前者を考えていく必要がある。図書館業務は、末端の面での処理がたやすくできることが大切であ

り、それには離れた場所から共用するといった方法が進んで来たので、強力なものを中央に備え、末端の処理を敏速にするために適所に散在させることが必要となる。とかく本体のみを考えて末端をおろそかにするうらみがあるが、例えば、本体は1台が500万円であるが、これに必要なパンチ台が10台必要となると1台100万円として1,000万円となる。このような点に注意が必要である。将来は普通のタイプで打ったものを読みとらせることも可能となろうが、要は仕事をする人(図書館職員)と機械との接点と経済的諸条件の認識が必要である。かかる問題点を考えたい。

深川専門委員より、大学図書館についての印象として、①教官の意思と職員の受けとめ方に断層があること、②学生の要求に対する受けとめ方が稍おくびょうである。その理由は結局、③職員の質の問題に帰するようである。この質の問題は④大学事務局全体から孤立している点にあると思う。これが改善方法として考えられることは①基礎的教育による専門職員の養成②現在の職員への専門教育の導入③専門制とその高等技術に見合う進路の確立にあると考える。

日高専門委員より、昨年12月19日の総会に中間報告を行なったが、3頁にわたる短いもので必要があれば写を用意したい。内容は特にきわだって目新しいものはなく、今後の審議の参考にする程度のもので、一般教育に対する図書館の使命と職能、これに基づく有効的な利用方策について述べたものであり、①文献関係の整備充実②優秀な参考掛の導入③視聴覚室の整備充実④施設および環境の改善により親しみ易い図書館とすること、以上4点の実現を要望したものである。なお、一般教育自体が狙上へのぼっている今日、図書館の思いつきの改善は避

けるべきで、あくまでも改革の方向を勘案しながら独自の考えを出すべきであると思う。

(昼食後再開)

緊急に措置すべき問題について審議に入り、

### 1. 定員削減と図書館職員について

本問題は、政府全体から見れば病院職員(看護婦)が削減から除外されたほかは、既定方針を改めるわけにもいかない問題であろうが、大学における問題としての措置は可能であるから定員を図書館にふりむけるよう大学の考え方を啓蒙することが必要である。司書職は特別職員だから何とか特別な扱いをしてほしいものである。ただ一般の事務には残業があるが図書館の仕事にはそれが無いこと、また図書館には事務職員が多いから一般職員と考えられ勝ちである点がある。本問題は、図書館協議会でも審議しているが、国立大学協会として検討し強くおしてほしい。

### 2. 図書館の予算について

図書館には独立した予算が組まれていないので、是非図書館固有の予算が組まれることを要求したい。それには当面の対策よりも、正当な価値を維持するための必要条件を考え、これに基づく予算を要求することが大切であり、情報科学の振興とこれに伴う図書館予算の要求は当然必要である。何れにしても従来図書館が果たしていた役割とは格段の差があり、新たに発達して図書館が横にのびて来たものと考えねばならない。この考え方に立つての新構想の予算が要求されるべきであり、今年には要求の時期を失わないよう措置したい、そのためには情勢に応じて動ける態勢をとるために在京の委員と専門委員による小委員会を要望書なり意見書なりを立案することとしてはとの意見があり、承認された。

### 3. 図書館の改善について

目下、国大協で大学問題について検討中で、その第2研究部会において作案中の中間報告に図書館の改善についての問題点をとりあげてもらってはとの発議について、松田専門委員より図書館の問題は、図書館長会議でも新しい図書館像をとりあげ検討して来ており、下地があるので、国大協側で取りあげてもらうとなれば時間をかけなくてもできると思うので、タイミングの上からは都合がよい旨発言があり、委員長より今日までに審議検討した問題点を整理して、研究部会とタイミングをあわせて提出できるように措置したい旨諮られ、了承された。

次回は、1月19日（月）10時30分から14時までを予定し、それまでに専門委員会、小委員会を開いて問題点等について予め検討することとした。

### (23) 大学運営協議会議事要録

日時 昭和44年11月21日（金）午前10時

場所 如水会館（神田）

出席者 奥田会長、和達副会長

秋月、井上、柳川、近藤、鎌田、加藤池田、小野、五嶋、藤吉、（代、広田宮崎大学長）、宮島、今西、前川各委員  
團藤、武田各臨時委員  
伊藤、小野、総山、三島各専門委員

奥田会長主宰の下に開会。

会長より、開会の挨拶があつて後、藤吉委員の代理として出席された広田宮崎大学長の紹介と新たに委員となられた下記の委員の紹介があ

つた。

第4常置委員長の交替により 柳川弘前大学長

研究部会の設置により、臨時委員として

今西岐阜大学長、前川香川大学長、宮島東京教育大学長、中川金沢大学長、伊藤愛知教育大学長、野田三重大学長、松田東京大教授

同じく専門委員として

雄川、小野、柿内各東京大教授、沢田東京工業大教授、綿貫東京教育大教授、佐々木東北大教授、清野京都大教授、成川東京芸術大助教授、三島鳥取大学生部長、総山東京医歯大教授

続いて、会議資料の説明と去る7月26日に開催した「理事会・大学運営協議会合同会議」の議事要録および10月27日に開催した「大学運営協議会研究部会全体会議」の議事要録を朗読し、承認の上議事に入った。

#### 1 大学問題の調査研究の経過について

会長より、大学問題の調査研究については、過日、大学問題研究部会の改組を行ない、新たに設けられた、第1、第2、第3の各研究部会においては、その後配付資料4に示すとおり泊り込み作業を行なうなど集中的に審議を進め、当初の予定よりは若干遅れたがこのほどようやく或る程度のとりまとめが出来たので、本日本協議会を開いて各研究部会から経過報告的な中間報告を行なって貰うこととした。しかし、この報告は各研究部会が現在までに行なった調査研究の結果を一応とりまとめた報告であり、未だ確定的な成案ではないので、各大学の改革の方向を追いながら現在の問題点を一応指摘するという意味での中間的とりまとめに止まり、今後事態の推移によって修正補充されるべきもの

であるので、この点をお含みおき願いたい。また、この報告について予めご了解を得ておきたいことは、学生の地位、参加等学生問題については各研究部会がそれぞれある程度は触れているが、さらに補足すべき点がかかり残っているので、これらについては各研究部会に第3常置委員会および第4常置委員会から委員長、専門委員等の参加を願い目下検討しているが、これが完成の上は、今回の中間報告にこれを加えることにしたいと検討状況の説明があった。

なお、この問題に続いて、会長より、予て申し合わせをしている大学改革案等に関する各大学間の連絡強化についてその後の経過をつぎのように説明があった。

この件については、各大学の協力により今日までに15大学から22種の大学改革案をお送り頂いたので、大学運営協議会より大学問題検討資料としてその都度、これ等を各大学へ送ったので各大学では検討資料として十分活用されていることと思う。

## 2 各研究部会の経過報告

各研究部会より、配付資料4および5の検討事項に基づいてそれぞれ各部会の審議経過と概要をつぎのとおり報告があった。

### ○ 第1研究部会（柳川部会長報告）

配付資料5によって、第1研究部会の担当部門を説明し、度重なる討議の結果、一応の意見がまとまったが、未だ未完成である。また、第1研究部会では、現状を前提とするという立場で検討したものであり、第2、第3部会とは多少そのとりあげ方に相違があり、従って部会間の調整などについても話し合っている。学生問題については多く触れなかったが、この問題は、現在の第1、第2、第3の部会にそれぞれ分けて取り入れることが適当でない点もあり、

別枠で扱ったらと目下検討中であること、および報告案の概要について説明があった。

### ○ 第2研究部会（小塚委員長報告）

第2研究部会の検討方針は、必ずしも現状に基盤を置いたものでなく、最近各大学から出している大学改革案をサーベし、問題点を拾いあげてその可能性などを整理した。改革と現行法については或る程度施行令等の改正などが伴うものもあるような考え方で検討している。目下、資料5に記されてある問題点をとりあげて意見をまとめているが、未だ中間報告までに至らず草案の段階である旨の報告があった。

### ○ 第3研究部会（武田主査報告）

第3研究部会の担当部門は「大学と社会」という題目で、テーマが漠然としているので焦点があてにくく苦労した。進めていく方向としては、むしろサーベと指摘に徹した方がよいと考え、問題としてとりあげ検討したのは、資料5に記載されてあるとおりで制度と社会、研究と社会、教育と社会について政界財界、私立大学その他の意見をサーベし、それに対して考え方を述べた。その内容は、まだ十分検討を尽したとは言い難く、なお今後他部会との調整や字句の修正を要するところがある。

## 3. 中間報告の今後のとりまとめについて

このことについては、事務局長より別紙資料6によって、説明があり、協議の結果、つぎのような方法をもってとりまとめることとした。

(1) 今回の大学運営協議会および総会において各研究部会の中間報告に対し意見があった場合は、各研究部会においてさらに検討し中間報告案を完成する。必要により、その間に研

究部会または全体会議を開催して調整をする。

(2) 一方学生問題に関する合同研究部会の審議と作業を進め第1, 第2, 第3研究部会にそれぞれ加えるか, 或は学生問題合同研究部会としてまとめるかについては, 研究部会全体会議において協議し, 前項の中間報告にこれを追加補充し, その成案をもって一応中間報告の決定案とし, 各研究部会より正式に大学運営協議会に対し報告をする。

(3) とりまとめの日程は, つぎのとおりとする。

a) 前項(1)の中間報告案の完成目標は, 1月20日頃。

b) 前項の学生問題を追加補充した中間報告の決定案の目標は来年1月末日頃。

c) 前項 b) により, 決定された中間報告案を審議する大学運営協議会の開催期日は, 作業の進行状況をまっけて決定する。

#### 4 編集方法その他について

事務局長より, 別紙資料6によって編集方法その他について説明があり, つぎの二点については, 後日決定することとし, その他は原案どおり承認された。

#### 記

(1) 中間報告をする場合, 国立大学協会大学運営協議会とするかまたは, 各研究部会の連名とするかについては, 本日きめないでこれを含んで進めてもらいたい後日決定することとした。

(2) 原案の「(5)各大学に配付するかどうか。」について協議した結果, 配布部数は, 学長1部だけでなく, ある程度の部数を希望する意見があったが, このことについては, 総会の意見をきくこととした。

#### 5 各大学における改革案の決定について

初めに, 会長に代り, 事務局長より, 各大学において改革案を検討し決定する場合, 各大学それぞれの自主性によることを建前とすべきだが, 一方, 国立大学としてその改革案があまりにバラバラであっては将来差支えがおこってくる場合もあるのではないかと, ある程度共通的な考え方を申し合わせておくのもよいのではないかと問題提起の理由説明があり, 配布資料7の原案を披露し, 本日このような申し合わせの了承を得れば明後日の総会に諮られることとなるのでこれに対する意見を伺いたい旨説明があった。

ついで, 各委員から①標題の「各大学における改革案の決定について」の文中「決定」を「申し合わせ」に改めたらどうか②総会の提案には異論はないが, 実行はむずかしいのではないかと, ③原案の(3)は当然国大協でやるべきだが(1)と(2)の区別は, 必ずしも明確でない, ④案の(2)は, 情報交換を密にすることはよいが, 国大協でコントロールすることは困る⑤案文の下から3行目, 例えば以下の文章を, 次のとおり改めてはどうか。「例えば, 当該大学が各大学の意見を聞いて統一するか, または, 大学運営協議会と密接な連携をとりつつその大学における最終的な決定をする等の方法にすることが望ましい」(6)案文の最後に, 「なお, (1)および(2)のいずれかに属する問題であるが, 各大学において他の大学その他諸般の事情を考慮して, 自主的に決定することが望ましい」とつけ加えたらどうか。

以上のような意見があつて, 討議の結果この問題は, 本日の意見を考慮に入れ案文を事務局において修正の上, 明日の理事会で検討して貰うこととした。

#### 6 総会公開の要望について

初めに、会長より、前総会の時からの懸案となっている総会公開の問題について、別紙配付資料 8<sub>1</sub>、8<sub>2</sub>、8<sub>3</sub> をご覧の上、公開の是非についてご意見を伺いたいと述べられ、続いて事務局長より上記資料によって、前総会後の状況と国大協が従来からとってきた総会運営方法について経過的説明があったのち、各委員から、つぎのような意見があった。

- 国大協は大学が会員であり、総会には各大学の意見を代表して、大学の代表者である学長が出席するという現在の方針を変える必要はない。この場合教官をオブザーバーとして出席させること自体に問題がある。
- 従来、総会は非公開であったが、議事録にはその内容を載せて実質上は公開されている。
- 総会は、従来どおりの方針で行ない、運営の方法で教官の意見を反映させるような工夫を考えたい。
- 常置委員会に教員委員を増員するか、または専門委員を増員することはどうか。
- 運営上経費の面でも問題が出てくる。大要以上のような意見があって、最後に会長よりこの問題は、本日話し合った意見と明日開催される理事会の意見を聞いた上、総会に諮ることとされた。

## (24) 第3回研究部会全体会議 事要録

日時 昭和44年10月27日(月)午後1時  
場所 東京大学附属図書館大集会室  
出席者 奥田会長、和達副会長  
柳川第1部会長、今西、小野、  
田上(主査)各委員

伊藤、雄川、沢田各専門委員  
小塚第2部会長、細谷、宮島、松田(主査)各委員  
柿内、綿貫、成川各専門委員  
秋月、伊藤、武田(主査)、田畑(主査)各委員  
佐々木専門委員

奥田会長主宰の下に開会。

会長より開会の挨拶があって後、本日の審議資料の説明があり、続いて前回(9月9日)の議事要録の朗読があってこれを承認し、議事に入った。

### 1 各研究部会の報告

#### (1) 第1研究部会の報告

柳川部会長より、一昨日の立案委員全体会議において、一応報告案を朗読の上意見をうかがったが、多少部会間の調整を必要とする問題があり、具体的にはまだ検討していない。本日のご意見もうかがって検討したい。

#### (2) 第2研究部会の報告

小塚第2部会長より、第2部会でも、一昨日の立案委員全体会議の際検討願ったが、なお、調整を必要とする部分もあり、各委員に報告案全体について一応お目通し願って、本日ご意見をうかがうことにしているが講座制一般教育の問題など第3部会との間に調整の必要があると思う。本日ご意見をうかがって検討したい。

#### (3) 第3研究部会の報告

田畑主査より、第3部会ではサーベアーを主眼として問題点を別紙のように整理した。全体についてご意見をうかがいたい。

以上の報告に対し、質疑応答並びに意見の交換があったが、その主な点を要約すると次

のとおりである。

○ 第2部会のまとめの方向づけが他部会とは少々違いがあること。この点は第1部会では現行制度のもとで考えられているが、第2部会では各大学の改革案や学術会議の考え方なども例示したので、方向づけるように見えるが、おしつけるものではなく、こうした考え方もあることを示したつもりである。目次のつけ方がまずくて誤解をまねいたかと思うが、この点も、他部会との調整点なども併せて或いは前書をつけて説明するなどなお検討したい。

○ 第1部会は、現状をふまえての考え方であり、現状を批判しての改革的な考えもあることにふれられていないようであるが、学生参加に対する姿勢など「変更すべきでない」意が少し強く出過ぎてはいないか。

調子を合わせるためには先ず立案の方針をはっきりする必要がある。他部と関係のある点などもう一度部会を開いて検討したい。

## 2 学生問題についての今後の進め方について

学生問題は、本報告案の核心をなす問題であり、最も関心の深い問題であるが、当然ふれてよい問題もあれば、ふれられない事情のある問題もある。処分の問題にしても先ず根本方針を明確にした上で、その手続を考えなくてはならない。根本的に究明するとなると本問題だけでも相当長い日時が必要であろう。何か共通のよりどころがないと各大学の扱いが難しいので、可能な限り取りあげることとしたい。本問題は合同部会をつくって問題点を整理し、それぞれ関係の部会でとりいれていく方法はどうか。合同部会は、各部会長と主査のほかに部会から一人宛、更に第3・4の常置委員長と所属の専門

委員の方々に構成することとし、人選については部会長に残ってもらって後ほど相談することとしたい。

(注) 本会議閉会后相談の結果、次のとおり選出した。

柳川部会長、田上(主査)、沢田専門委員  
小塚部会長、松田(主査)、綿貫専門委員  
中川部会長、武田(主査)、佐々木専門委員  
井上第3常置委員長、専門委員2人位  
第4常置委員会井上(金沢大)委員

## 3 報告案の取扱いについて

### (1) 総会への報告について

報告案は「中間報告」として報告する。学生問題については審議の経過を報告し、成案の上は第2次中間報告とするか。

報告案がまとまった上で、運営協議会と理事会を開いて、部会の意向を尊重しながら報告の方法を協議するか。

### (2) 報告案の発表について

第3部会は、もう一度部会で討議し、部会間の連絡調整や字句についても今少し時間をかけて最後の仕上げをしたい。発表は慎重を要する。もしも内容が新聞などに誤って発表されるようなことがあっては困る。中教審の発表との見合いも必要だが、(中教審の発表後になると追従と見られようが)準備しておいて発表せざるを得ない段階になった時に発表することも考えられる。今少し慎重に報告案も逐条的に審議してほしい。

第1部会は、まだ充分検討したとは言い難い、発表されると心配である。

夏期休暇中の各委員のお骨折りを、ねむらせておくことも申しわけないと思う。中教審との見合いもあるが、学長の期待も大きいと思うので、あるいは問い合わせがあればそれ

に答えることも考えられる。総会には目次を  
発表し、学長から個別に問い合わせがあれば  
答えることとするが、もう一度各部会全体会  
議を開いて、部会間の調整も含めて意見を交  
換することにはどうか。

運営協議会には、経過を報告する。運営協  
議会としては、報告を受けた段階で止めてお  
く。

調整が終われば、発表してもよいのではな  
いか、との意見もあったが、総会あたりで論  
議されるのはよいが、外部にもれるとどうな  
るか、などの意見も出された。

結局、もう一度それぞれの部会を開いて検  
討し、全体会議を開いて部会の調整を行な  
う。運営協議会には報告する。報告方法は各  
部会で検討する。

学生問題は、合同部会で検討した上、それ  
ぞれの部会に取り入れる。

総会には、運営協議会から目次により経過  
を報告し、必要によっては、個別に見てもら  
って個別に相談する。

発表方法については、今少しまとまった上  
で相談することとする。

## 2. 諸 会 合

(昭和44年10月～12月)

月	日	曜	時刻	会 議 名
10.	1	水	10時	第5常置委員会
10.	2	木	11時30分	第2研究部会
10.	4	土	13時	全国普通科高等学校長 会大学入学試験制度委 員会と第2常置委員会 との懇談会

10.	6	月	16時	第2研究部会
10.	7	火	10時30分	研究部会長会議
10.	11	土	10時30分	第2研究部会
10.	14	火	13時	第7常置委員会
10.	16	木	10時	第3常置小委員会
10.	17	金	13時	第3常置委員会
10.	23	木	13時	教養課程に関する特別 委員会
10.	23	木	10時	医学教育に関する特別 委員会
10.	23	木	13時	第4常置委員会
10.	24	金	10時	研究部会学長委員全体 会議
10.	25	土	10時	研究部会提案委員全体 会議
10.	25	土	10時	就職問題打合せ
10.	27	月	13時	第3回研究部会全体会 議
11.	6	木	13時	学生問題に関する合同 研究部会
11.	8	土	10時30分	第1研究部会
11.	10	月	10時	第7常置小委員会
11.	10	月	13時	第7常置委員会
11.	10	月	10時	図書館特別委員会
11.	10	月	13時	第3研究部会
11.	11	火	10時	第2常置委員会
11.	13	木	11時	第2研究部会
11.	21	金	10時	大学運営協議会
11.	21	金	13時	学生問題合同研究部会
11.	22	土	10時	理事会
11.	22	土	14時	第1常置委員会
11.	22	土	14時	第3常置委員会
11.	22	土	14時	第4常置委員会
11.	22	土	14時	第5常置委員会
11.	23	日	17時	第7常置委員会



- 11. 24 月 10時 第45回総会（第1日）
- 11. 24 月 13時 第2回国立大学長懇談会
- 11. 25 火 10時 第45回総会（第2日）
- 11. 25 火 17時30分 幹事会
- 11. 26 水 10時 第12回事務連絡会議
- 12. 10 水 15時30分 第3常置小委員会
- 12. 11 木 10時 学生問題合同研究部会
- 12. 15 月 10時30分 図書館特別委員会
- 12. 19 金 13時 理事会
- 12. 26 金 10時 学生問題合同研究部会
- 12. 27 土 10時 第1研究部会
- 12. 27 土 11時 図書館小委員会

### 3. 第45回総会国立大学協会 事業報告書

（注）第43回総会より今総会前まで

#### 1. 諸会合（88回）

##### (1) 第43回総会

- 44. 6. 24（火）第1日
- 6. 25（水）第2日

##### (2) 第44回総会

- 44. 8. 18（月）

##### (3) 第11回事務連絡会議

- 44. 6. 27（金）

##### (4) 理事会（5回）

- 44. 6. 24（火）
- 6. 26（木）常務理事会
- 7. 26（土）大学運営協議会と合同
- 8. 12（火）
- 11. 22（土）

##### (5) 常置委員会（37回）

#### 1) 第1常置委員会

（主要審議事項） 学術審議会の「大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方」について検討したほか「大学院制度の改善について」（第一次中間報告）のとりまとめについて審議した。

- 44. 6. 25（水）常置委員会
- 7. 9（水）小委員会
- 7. 22（火） //
- 11. 22（土）常置委員会

#### 2) 第2常置委員会

（主要審議事項） 入試改善の根本的な諸問題について審議し、また高校長協会その他と意見交換を行なったほか入試改善策について各大学にアンケートすることについて審議した。

- 44. 6. 25（水）常置委員会
- 10. 4（土）常置委員会ののち高校長協会と懇談会
- 11. 11（火）常置委員会

#### 3) 第3常置委員会

（主要審議事項） 就職あっせん時期ならびに文化系サークル部室の基準（案）について各大学にアンケートを行ないその結果について審議したほか学寮問題について検討した。

- 44. 6. 25（水）常置委員会
- 9. 17（水） //
- 9. 17（水）第4常置委員会と合同
- 10. 16（木）小委員会
- 10. 17（金）常置委員会
- 11. 22（土） //

#### 4) 第4常置委員会

(主要審議事項) 保健管理センターの設置促進と所長を教授にすることならびに大学および大学院の奨学制度の拡充について審議し、要望書を関係方面に提出するとともに学生の災害保険について各大学にアンケートしたほか学寮学生会館、屋内運動施設等について検討し、また、単位取得不足の奨学生の取扱いについて審議した。

- 44. 6. 25 (水) 常置委員会
- 7. 25 (金) //
- 9. 17 (水) //
- 9. 17 (水) 第3常置委員会と合同
- 10. 23 (木) 常置委員会
- 11. 22 (土) //

5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 大学相互間における教官の交換、交流、協力の問題、留学生教育の改善、文献センターの問題について審議した。

- 44. 6. 25 (水) 常置委員会
- 8. 19 (火) //
- 10. 1 (水) //
- 11. 22 (土) //

6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 教官等定員削減措置の問題ならびに昭和45年度予算の問題について審議し、これに関する要望書を関係方面に提出した。

- 44. 6. 25 (水) 常置委員会
- 7. 23 (水) 専門委員会
- 7. 24 (木) 常置委員会
- 9. 17 (水) //
- 9. 26 (金) 専門委員会

9. 30 (火) 常置委員会

7) 第7常置委員会

(主要審議事項) 教員養成制度の改革に関連し教員養成大学のあり方の諸問題について審議した。

- 44. 6. 25 (水) 常置委員会
- 7. 14 (月) //
- 9. 8 (月) //
- 9. 25 (木) 小委員会
- 10. 14 (火) 常置委員会
- 11. 10 (月) 小委員会
- 11. 10 (月) 常置委員会
- 11. 23 (日) //

(6) 特別委員会 (3回)

1) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) これまでの検討の結果を「大学における一般教育と教養課程の改善について」の見解としてとりまとめた。また大学設置基準のうち一般教育に関する部分の改訂に関する要望書(案)を審議した。

- 44. 10. 23 (木) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 大学病院の基本問題に関する調査研究会の中間報告を中心に大学病院の問題点につき検討した。

- 44. 10. 23 (木) 特別委員会

3) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館基準、同改善要綱の検討その他大学図書館の改善一般について審議した。

- 44. 11. 10 (月) 特別委員会

(注) 今期は新設大学拡充特別委員会、科学技術行政特別委員会、研究所特別委員会、入試期特別委員会の開催はな

かった。

(7) 大学運営協議会 (34回)

(主要審議事項) 大学問題の調査研究組織について改組を行ない、従来の作業部会である大学問題研究部会を廃止し、大学問題に関する第1, 2, 3研究部会を設け、その集中的審議により中間報告案のとりまとめを行なっている。

なお、各研究部会の委員に第3, 第4両常置委員会より委員が参加した合同研究部会において引続き学生問題について検討中である。なお、大学間の連絡強化のため、各大学から寄贈の改革案等を各大学あて送付した。

44. 7. 26 (土) 大学運営協議会 (理事会と合同)

8. 11 (月) 第1回研究部会全体会議

8. 17 (日) 第1研究部会

8. 18 (月) 第3研究部会

8. 25 (月)

8. 30 (土) //

8. 26 (火) } 第2研究部会

8. 28 (木)

8. 30 (土) 研究部会長会議

8. 30 (土) } 第1研究部会

8. 31 (日)

9. 9 (火) 第1研究部会

9. 9 (火) 第2研究部会

9. 9 (火) 第3研究部会

9. 9 (火) 第2回研究部会全体会議

9. 16 (火) 第2研究部会

9. 30 (火) //

10. 6 (月) 第2研究部会

10. 7 (火) 研究部会長会議

10. 11 (土) 第2研究部会

10. 17 (金) 各研究部会と第3常置委員会との懇談

10. 24 (金) 研究部会長委員全体会議

10. 25 (土) 研究部会提案委員全体会議

10. 27 (月) 第3回研究部会全体会議

11. 6 (木) 学生問題に関する合同研究部会

11. 8 (土) 第1研究部会

11. 10 (月) 第3研究部会

11. 13 (木) 第2研究部会

11. 21 (金) 大学運営協議会

11. 21 (金) 学生問題に関する合同研究部会

(注) 専門委員会等の開催を含まず

(8) その他の会合 (5回)

44. 6. 26 (木) 幹事会

8. 7 (木) 大学法に関し文部大臣ほか文部首脳と会長、両副会長、在京理事等と懇談

9. 24 (水) 就職問題打合会

10. 4 (土) 第2常置委員会と全国普通科高校長会との懇談

10. 25 (土) 就職問題打合会

(注) 今期は特別会計制度協議会の開催はなかった。

2. 要望書等対外諸活動その他 (7件)

(要望書・会長談話等)

44. 6. 25 大学の運営に関する臨時措置

法案（以下大学法案という）が国会に提案されたことに関連し、第43回総会の決議を経て会長談話を公表し、大学問題についての国立大学側の考え方と決意を述べて国民の理解と支援を求めるとともに、政府・国会に対し法案の取扱いについてとくに慎重を期するよう要望した。

44. 7. 26 大学法案の国会審議の状況とこれに関する各大学の反対の動向とにかんがみ、文部大臣の代理としての事務次官に会いまた記者会見を行なって会長意見を表明し、政府ならびに国会に対し法案の取扱いにつき慎重な考慮を払われるよう重ねて要望した。

44. 7. 26 教官等の定員削減措置について、大学における研究教育の組織体制の性格と教官定員の一般行政職と異なる特殊性とにかんがみ、対象から除外することならびに削減分の補充措置について要望書を、文部、大蔵両大臣、行政管理庁長官、内閣官房長官に提出した。

44. 8. 18 大学法案の成立に際し、とくに第44回総会を開催しその決議を経て大学問題に対する国立大学側の決意を表明した。

44. 10. 11 国立大学の実情にかんがみ、昭和45年度予算の編成に際しては、大学における教育と研究の整備充実に関し重点的に予算措置を講ぜられるよう、昭和45年度予算に関する要望書を文部、大蔵両大臣あて提出した。

44. 10. 11 現下における学生生活の実情にかんがみ、文部、大蔵両大臣ならび

に日本育英会長に対し、奨学金貸与額の大巾な増額と奨学生採用者の増員をはかられるよう、大学および大学院の奨学制度の拡充について要望書を提出した。

44. 10. 11 大学保健管理センターの実情にかんがみ、保健管理センター設置の促進とその所長に専任の教授定員を配置されるよう特別の措置を講ぜられたく、文部、大蔵両大臣あて要望書を提出した。

（文部当局との懇談）

44. 8. 7 文部省よりの申し出により、本日公布された大学法案について会長、両副会長、在京理事が文部大臣と会見し意見交換を行なったが、結局平行線に終わった。

（資料・連絡強化等）

44. 7. 10 大学問題に関する資料目録追加(3)を、大学運営協議会小委員会から各国立大学に参考送付した。

44. 7. 14 各大学改革案等の資料を交換し相互の連絡を強化することにより、大学問題に対し実質的に各大学共通の理解と拠りどころを得ることに資するため各大学に資料供与方依頼しているが、このたび大阪大学、広島大学から大学改革案の寄贈を受けたのでこれを各大学に送付するとともに、追加部数あっせんの希望に応ずることとした。  
（東京大学分は5月30日以後発行のつど寄贈を受けて各大学に送付した。）

44. 7. 21 東京工業大学、東京教育大学から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。

44. 7. 28 6月総会以後における大学法案に関する各大学実情調をまとめ各大学長あて送付した。
44. 8. 12 弘前大学, 群馬大学, 神戸商船大学から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。
44. 8. 18 大学法の公布に関連して同法その他大学関係の法令の解釈等に疑義がある場合, 大学運営協議会において各大学の相談に応ずることに第44回総会において決定された。
44. 8. 21 東北大学, 神戸大学, 岡山大学から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。
44. 8. 28 会報第45号に協会所蔵大学問題に関する資料の一部を登載した。

(なお会報には毎号末尾寄贈図書の欄に各方面から寄贈を受け所蔵の資料名を掲げている。)

44. 9. 5 東京工業大学(第2次分)から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。
44. 10. 15 香川大学, 一橋大学, 東京大学(シポジウム報告書)および九州大学からの大学改革案等を各大学に送付した。
44. 11. 7 神戸大学, 大阪大学(以上第2次分), 山形大学から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。
3. 会報発行(2回)  
会報第45号(44年8月), 第46号(44年11月)を発行した。

窓

単科大学の教授会

本学は, 単科大学で13学科 2,780名の学生(夜間第2部4学科 880名, 大学院生 187名, 合計 3,847名)と教職員500名がいる。

本学の管理機関としては, 評議会はない。教授会で総ての事項が決定される。ただ教授会以外に運営委員会があり, 各学科教室代表により構成され, 教授会にかかる事項を事前に検討することになっている。

本学の教授会は, 教授, 助教授によって構成されており, その人数は148名の多人数で, 従来原則として毎月1回第一水曜日に開催されていた。運営委員会はこの一週間前に行なわれる。

本学も, 昨年は建物封鎖, 授業放棄等紛争が続き, その対策のため, 毎週のように教授会が開催され, 時には深夜に及ぶこともあった。この多人数を収容する場所が大変で, 学内でこれだけの人数を収容できるところはいくつもないし, 授業特に夜間部の授業との調整があり且審議事項の内容によっては, 秘密教授会になることもあり学外で開催することもしばしばだった。幸い本学のすぐ隣接地に鶴舞公園があり, この中に名古屋市公会堂があったから, この会議室を借用した事が可成りあった。この市公会堂の教授会に, ヘルメット学生が乱入し, 会議が中断した事もあった。

私達4月から赴任した者にとって, 1年足らずの内に教授会に関しては, 毎月1回開催の計算でいけば, 既に5年分位はやったことになるだろう。

なお, 現在本学でも全学改革について, 話し合いが行なわれているが, 他大学の評議会にあたるような機関についても検討され, 近い将来管理運営が, よりスムーズに実施されるよう強く期待したい。

(名古屋工業大学事務局長 高橋 力)

# B 要 望 書

## 1. 大学設置基準の改訂について

昭和44年11月25日

国立大学協会  
会 長 奥 田 東

国立大学協会は、かねてより教養課程に関する特別委員会を設けて、大学における一般教育および教養課程の在り方について検討して参りましたが、今般、同委員会においてその結果を一般教育および教養課程の改革に関する見解としてとりまとめました。これにつきまして、別紙要望書を提出いたしますので、その速かな実現のために格段の御配慮と特別な御措置をお願いいたします。

### 要 望 書

大学設置基準の改訂について

現在、各方面において大学制度の改革が進められているが、それには現行の大学設置基準の全面的な改訂が必要となるであろう。しかしながら、大学における一般教育、あるいは教養課程の改革は、最も急を要する問題であるので、とりあえず、一般教育に関連のある設置基準の一部を、次の如く改訂するよう要望するものである。

(1) 大学設置基準第20条は、一般教育の授業科目を人文、社会、自然、の3系列にわたって指示しているが、このことは、これらの単一科目のみが一般教育の授業科目とし

て適当なものであるかの如き誤解を生み、創意工夫の必要を軽視する結果をまねき、一般教育の健全なる発展の妨げともなっているので、大学設置基準改善要綱（大学基準等研究協議会、昭和40年3月答申）のVの2の(2)(3)の如く速かに改めること。ただし、Vの2の(1)の一般教育の目標規定については、再考が望ましい。

(2) 大学設置基準第25条は、一般教育の各授業科目の単位数を一律に4単位と定めているが、総合コースや、適当な主題を選んで講義・演習を実施する上に障害となっているので、改善要綱のVIの1のうち、「一般教育科目の1授業科目あたりの単位数は各大学の定めるところによるもの」とする如く速かに改めること。

(3) 大学設置基準第32条において、卒業の要件として取得すべき最低単位数を、専門分野にかかわらず一律に規定しているが、一般教育として取得すべき単位数と専門教育として取得すべき単位数の比率は、専門分野によって異ならなければならないので、改善要綱のVIIIの2の(1)(2)および(5)の趣旨の如く速かに改めること。

要望先 坂田文部大臣

## C 資 料

### 1. 各大学における大学問題の改革についての申し合わせについて

国大協議第 185 号

昭和44年12月 4 日

各国立大学長殿

国立大学協会

会長 奥 田 東

去る11月24日同25日開催の当協会第45回総会において、各大学における大学問題の改革につき別紙(1)のとおり申し合わせが行なわれたことは既にご承知のとおりであります。これが実施につきましては、貴学内関係委員会その他学内関係方面に周知方お取り計らい願ひ、本申し合わせの実現にご協力下さるよう何分のご配慮をお願いいたします。

なお、念のため今総会の議事要録により提案ならびに趣旨説明の要旨および質疑応答の要旨を別紙(2)として添付いたしておきましたので、ご了承を願います。

(別紙1)

各大学における大学問題の改革についての  
申し合わせ

(第45回総会 決定)

(昭和44・11・24, 25)

各大学の改革案のうちには次の三つのものがあると思われる。

- (1) その大学固有の問題
- (2) 他の大学に関連して影響を及ぼす問題
- (3) 法令その他制度上各大学に共通の問題

このうち(1)と(2)の区別は必ずしも明確ではないが、各大学において(2)にあたると思われる問題については、国立大学協会大学運営協議会を通じて情報および意見の交換を行なうことが望ましい。

また、(3)については、国立大学協会大学運営協議会において各大学の意見を取りまとめ、必要な法令・制度の改正の実現をはかるよう努力するのが適当である。

(別紙2)

各大学における大学問題の改革についての  
申し合わせ(案)について

第45回総会における提案ならびに趣  
旨説明要旨および質疑応答の要旨

#### 1 提案説明要旨

ご承知のとおり、現在多くの大学において大学問題の改革について検討され、あるいは既に一部改革が行なわれている向もあるやに聞いておりますが、この機会に国立大学全体としての態度の大筋を予めご協議願っておく必要があると思ひまして、去る21日の大学運営協議会と一昨日の理事会において協議いたしましたところ各大学の改革案等が決定されないうちに、別紙の程度の申し合わせを総会にお諮りしてお決め願っておく必要があるということになりました。なお、この申し合わせの案は、先程申しあげた大学運営協議会および理事会において了承

を得た案であります。本日の総会で十分ご審議願いたいと思います。

なお、この案が本総会においてご了承を得た場合は、あらためて各大学にご通知する予定ですが、その場合各大学におかれては、今後この申し合わせの趣旨によりご協力を願うこととなりますので、この点もお含みの上何分のご審議を願います。

## 2 申し合わせの趣旨説明要旨

この申し合わせの(1)と(2)の区分は、ここに示されたように必ずしも明確ではないが、例えばカリキュラムの編成等については、既にある程度改革が具体化されている向もあるやに聞いているが、このような問題は各専門分野でも違いがあるので、各大学個有の問題であるように思われる。また教養課程の問題についても各大学共通の問題もあるが、教養部と学部の地理的關係などから、かなりその大学特有の問題もあるかと思う。

次に、(2)の問題としては、例えば評議会の公開など、かなり各大学に関連した問題で他の大学にも影響をおよぼす問題のように思う。

また、申し合わせの(3)の問題については、改革に際して現行法令上必ずしも実行可能でない問題もあると思う。このような問題を各大学が個別に他の大学の意見をきき、また関係方面と交渉することは実行上困難であり、このような場合は、寧ろ国立大学協会が各大学の意見を取りまとめて関係方面に交渉することが必要ではないかと思われたので、このような案を準備した次第である。

以上、この申し合わせの趣旨についてその大要を説明したが、これについて忌憚のない質問なり意見なりを伺い十分にご審議を願いたい。

## 3 質疑応答の要旨

○ 趣旨はよくわかったが、(2)に該当する問題について大学運営協議会を通じて情報や意見の交換を行なうことは、望ましいことではあるが、具体的には大学運営協議会として、どのような形でこれを取りあげ、またどのような形でこの問題を処理することになるか。

(2)の問題の具体的取り扱いについては、例えば大学において(2)の問題と判断して、自分の大学ではこう考えているが、他の大学ではどう考えるかを国大協に問い合わせがあれば、国大協としては、それが大学運営協議会の研究部会で検討している問題であれば、そこにきて回答し、研究部会に全く関係のない問題については、運営協議会の小委員会なりで他の諸大学はどのように考えているかを照会してそれをお知らせすることにしたい。

75もある個々の大学が情報意見の交換をしようことは事実上困難であるので、現在各大学の改革案をお世話しているように、審議中途の段階で国大協に照会していただければ、他の大学の考えを取り次ぐようにしたい。なお、(3)の問題については、各大学の意見に基づいて国立大学全体としての意見を決定することになるが、(2)についてはこのような決定的なものでなしに、大学相互の情報交換のお世話をするようなことを具体的には考えている。

○ (2)の運営の方法については、十分検討され慎重を期するようお願いしたい。例えば、国大協の意見を聞いて見ないと何もいえないなど国大協の運営協議会に責任が転化されることになりかねないし、また介入と誤解されるようなおそれもある。さらにまた、ある大学では(2)の問題とは意識しないが、他の大学では(2)



の問題と意識して考えるということもあろうが、それらの場合の処理については、微妙な問題がある。情報および意見の交換とする以上は、その線を徹底しておかないと誤解を生ずるおそれがあるので、この点慎重に願いたい。

仰せのとおり。国大協としては情報および意見を交換するお世話をするという一方で、ご意見のような方針でこの問題を処理したいと考えている。なお、この問題は、国大協ばかりでなく、各大学側におかれても、この(2)の趣旨を十分了解され、他大学のこともお考えいただきご協力をいただかなければ実行が困難であるので、何分のご協力を願いたい。

- 趣旨には賛成である。ただ具体的に実行に移される場合には、慎重に願いたい。(1)と(2)との判断は大学により少しは違うかも知れないが、(3)については、法改正の実現まではかるとなると、これが実現した場合は全大学がこれに規制されることになる。この場合全部の大学がこれに賛成であればよいが、根本的な点でこの改正に賛成しない大学があり得るとすれば、そのような場合その大学も規制を受けることになるので、(3)の場合については、大学運営協議会や理事会のみでなく、是非総会において十分慎重に検討を重ねられるように願いたい。

ご意見のとおり。(3)の問題については、各大学の意見を十分聞き、案を得れば更にこれを総会に諮るなど慎重に検討したい。今までは中教審などから意見が出て、それから国大協がおくれて意見を出し、あるいは反対するなど国大協として積極的にこうしてほしいとの意見を出したことは少なかった。積極的に改正を要求し努力することが本来あるべき姿

であり、実行上はかなり困難を伴うと思うが、国大協の態度としては、このようにありたいと思う。比較的簡単な例えば単位数の計算などについては、各大学とも容易に意見の一致を見ることもあろう。しかし、問題によってはその取りまとめに相当困難を伴うと思うが、ご意見のように慎重な態度で十分審議をつくした上で処理したい。

- (2)の問題として、「情報および意見の交換」とあるが、特に情報の交換について、希望を述べたい。各大学の改革案は国大協を通じて配布を受け非常に参考になっているが、ある大学では実行に移されているもの、例えば、カリキュラムの編成に学生の意見を聞くとか、また学長・学部長の選考に学生の意見を適宜反映させるとかということが実際に行なわれている例もあるようである。勿論新聞その他で情報がわかることもあるが、実際に行なわれた場合に、どのように行なわれ、どのような状態であったか、またその結果はどうか、われわれとして知ることができれば今後の案を考える場合に大いに参考になる。案だけでなく、こうした実際に行なった状況についても情報を知らせてもらうようにして欲しい。

ご要望のことは、皆さんにご協力をいただき、各大学から情報をいただかないと、国大協としても、こうした情報をお知らせすることもできない。また国大協として報告を求めるにしても強制はできないので、この申し合わせの趣旨に添って各大学が積極的に情報の提供に努めることによってはじめて目的を果たすことができること。

## 2. 各常置委員会の教員委員 (1名)増員について

国大協総第158号

昭和44年12月24日

各常置委員会委員長殿

国立大学協会

会長 加藤 一郎

去る11月開催の第45回総会において、「各常置委員会において必要ある場合は、教員委員を3名(従来2名)置くことができる。ただし、次期改選期までの間は、地区割当等については考慮しない。」ことが決定されました。

つきましては、教員委員の選任は、会則第22条第2項第2号により、理事会が行なうことになっておりますので、去る12月19日開催の理事会において、今回増員される1名の選任方法等について協議した結果、

- (1) 各常置委員会の委員長(理事会構成員)より候補者を推せんし、理事会において選任すること。
- (2) 選任の時期は、必要に応じなるべく早く補充することとし、前項(1)の委員長よりの候補者推せんがあり次第文書により、各理事および各常置委員長の意見をきき、選任すること。

になりましたので、各常置委員会において、増員の必要ある場合は、なるべく早く委員長より委員候補者をご推せんいただき、会長までお知らせをお願いいたします。

## 3. 国立大学協会の総会公開および常置委員会の教員委員増員等の要望に関する審議経過

I 本年8月7日付をもって、東北地区国立大学教官団連合より、総会公開についての申入れがあったので、前総会(本年8月18日)において協議した結果、当日は「大学の運営に関する臨時措置法」のため特に開催した臨時総会であり、当日の総会で、直ちに結論を出すことは困難であったので、次回総会までに理事会等で検討し、次の総会で態度を決めることになった。

その後更に、10月17日付をもって、東北大学広中教授より教員委員の増員および教員委員の総会出席について意見が出されたので、当協会としては、従来これらの申入れおよび意見については、総会に諮る前に予め理事会において審議する例になっているが、この度は、特に慎重を期し、教官委員が加わっている大学運営協議会においても審議を願うことにした。よって、去る11月21日開催の大学運営協議会および、11月22日開催の理事会に、東北地区国立大学教官団連合よりの申入書および広中教授の意見の写を配付し、両者の会議において、全く別個の立場で慎重に検討審議が行なわれた。

II その結果、上記の両会議とも同一意見であったが、結論としては

- (1) 総会公開(教員又は教員委員がオブザーバーとして出席する場合を含む)については、現行会則制定当時(昭和40年4月)に

おける公開、非公開の問題点につき再検討し、慎重審議した結果、従来通り非公開ということになった。

- (2) 次に、常置委員会の教員委員（会則第22条第2項第2号の委員）の増員については常置委員会の教員委員の数は、現行会則の付則6により、学長委員の数の三分の一以内ということになっており、各常置委員会の学長委員の定員10名乃至11名に対し、3名までをお願い出来ることになっているが現行会則施行の際（昭和40年4月1日）総会において協議の結果、当時の状況から、一応2名をお願いすることになり、今日に至った。

よって、この度広中教授の意見もあり、協議の結果、差当たり、付則6の限度の3名まで増員し得ることとし、今後の運営を次のように改めることになった。

「各常置委員会において、必要ある場合は、会則第22条第2項第2号の委員を3名置くことができる。ただし、次期改選期日までの間は、地区選出の割当等につ

いては考慮しない。」

なお、理事会および大学運営協議会において以上のような結論になった際会長より、特にこの結論は、11月開催の第45回総会に報告し、総会で了承を得れば、このように決定したい旨を述べ了承された。

- Ⅲ よって、11月24日の総会の協議題として、会長より、理事会・大学運営協議会の審議経過および結果について報告し、これについて総会に諮り、質疑応答ののち、報告の通り承認された。

- Ⅳ なお、参考までに付け加えるが、現在学長以外の教員で、当協会の各常置委員会、特別委員会、大学運営協議会等の委員、臨時委員専門委員の数は65名の方をお願いしているが今後、大学問題に関する検討事項等の増加に伴い、更に専門委員等の増員も予想される。

また、今回の改正により、各常置委員会において、教員委員を3名（1名増員）とすることになれば、大体、学長と同数の教員が何等かの形で当協会の委員会等に参加されることになる。 以上

## 窓

## 社会調査費

千葉大学の腐敗研究所に昭和42年新設された有害真菌研究部はちょっと変わった研究をしている。一言にしていうと毒カビの研究だが、それには食物に生息するカビを採集する仕事が必要になる。さし当り主食の米を中心にしているが、癌の発生率（死亡率から見て）の高い地域を設立して、その保健所や農家の協力で米、ミノ、つけものなどを採集させてもらうのである。なにしろ他人の家へ入りこんであちこち物色するのだから穏かではない。幸いにして再三の調査が行なわれてきたが、形式よりも情動的に農家の方たちにささやかでもお礼がしたい、なににするか思案の末、石けんなら実用的でよからう、ということになり、現地へ研究者がリュックにつめて運んだ。現地調達では誠意が欠ける、と考えた次第である。

たとえ、一軒一個あたりの石けんとはいえ数十軒となると金額はばかにならない。だが謝金の名目に当るとはいえ、これに逐一領収証をもらうわけには行くまい。結局自弁にすることとなったが、負け惜しみでなくそれに値する研究材料欲しき一ぱいなのである。ところが所轄附置研究所長会議の研究費関係分科会で話し合ってみると、人文社会系ではなかなかの問題点となっていることを知らされた。いうまでもなくこれは自然科学系よりはるかに調査研究が重要であるから、このような謝礼の費用の捻出に苦勞している。言語学の調査などでは数時間もテープにとるため協力を願うのだが、鉛筆2本のお礼で汗顔至極だという話もあるし、NHKなどが盛大に？謝礼をするので羨ましくも、比較されるので大弱りだそうだ。このような社会調査費が何とか予算化されないのか、と苦勞しているのを知り、われわれも他人事ならず痛く共感したのである。

（千葉大学腐敗研究所長 宮木 高明）

## D そ の 他

### 1. 学長・役員等の異動について

会報第46号報告以降、学長・役員等の異動は次の通りである。

#### (1) 学長の交替

大学名	旧	新
岩手大学	樋口 盛一	黒沢 誠
福島大学	玉山 勇 (事務取扱)	野村 正次 (事務取扱)
茨城大学	徳江 徳	関 誠一
宇都宮大学	奥野 俊 (事務取扱)	小林 隆治 (事務取扱)
東京芸術大学	小塚新一郎	福井 直俊
一橋大学	村松 祐次 (事務取扱)	馬場啓之助 (事務取扱)
名古屋工業大学	村井 忠一 (事務取扱)	山田 保 (事務取扱)
	山田 保 (事務取扱)	森島宗太郎 (事務取扱)
京都大学	奥田 東	前田 敏男
徳島大学	鈴木 幸夫 (事務取扱)	北林 義男
九州大学	谷口 鉄雄 (事務取扱)	入江 英雄
鹿児島大学	町野 碩夫	中村 末男 (事務取扱)

#### (2) 役員等の交替

##### 役職名

##### 会 長

(旧) 奥田 東 (京都大学)

(新) 加藤 一郎 (東京大学)

##### 理 事

(旧) 小塚新一郎 (東京芸術大学)

(新) 福井 直俊 (東京芸術大学)

(旧) 村松 祐次 (一橋大学) 事務取扱

(新) 馬場啓之助 (一橋大学) 事務取扱

(旧) 奥田 東 (京都大学)

(新) 前田 敏男 (京都大学)

##### 第5常置委員長

(旧) 町野 碩夫 (鹿児島大学)

(新) 後藤 正夫 (大分大学)

##### 医学教育に関する特別委員会委員長

川喜田千葉大学長退任後欠員中のところ

(新) 清水 文彦 (東京医科歯科大学) 事務取扱

第1常置委員長及び教養課程に関する特別委員会委員長は小塚東京芸術大学長退任のため欠員

#### (3) 委員，専門委員の交替

##### 1) 第1常置委員会専門委員

柿内 賢信 (東京大教授) 委嘱

成川 武夫 (東京芸術大助教授) 委嘱

##### 2) 第2常置委員会専門委員

肥田野 直 (東京大教授) 委嘱

安倍 北夫 (東京外語大教授) 委嘱

##### 3) 新設大学拡充特別委員会委員

(旧) 玉山 勇 (福島大) 事務取扱

(新) 野村 正次 (福島大) 事務取扱

##### 4) 科学技術行政特別委員会委員

(旧) 町野 碩夫 (鹿児島大)

(新) 中村 末男 (鹿児島大) 事務取扱

加藤会長は会長として委員になる

##### 5) 研究所特別委員会委員

(旧) 谷口 鉄雄 (九州大) 事務取扱

- (新) 入江 英雄 (九州大)  
 (旧) 奥田 東 (京都大)  
 (新) 前田 敏男 (京都大)
- 6) 図書館特別委員会専門委員  
 森口 繁一 (東京大教授) 委嘱  
 吉武 泰水 (東京大教授) 委嘱  
 深川 恒喜 (東京学芸大教授) 委嘱
- 7) 医学教育に関する特別委員会委員  
 (旧) 町野 碩夫 (鹿児島大)  
 (新) 中村 末男 (鹿児島大) 事務取扱
- 8) 入試期特別委員会委員  
 (旧) 村井 忠一 (名古屋工業大) 事務取扱  
 (新) 山田 保 (名古屋工業大) 事務取扱  
 (旧) 谷口 鉄雄 (九州大) 事務取扱  
 (新) 入江 英雄 (九州大)  
 (旧) 妻木 徳一 (九州工業大)  
 (新) 葛西泰二郎 (九州工業大)  
 (旧) 忽那 将愛 (熊本大) 事務取扱  
 (新) 六反田藤吉 (熊本大)  
 加藤会長は会長として委員になる。

(44年 4月) 文 部 省  
 大学問題特別委員会報告

日本学術会議事務局  
 学生の厚生援護事業に関する調査報告書

(44年 1月) 学徒援護会  
 教育学部改革に関する討議資料第1次報告  
 滋賀大教育学部

神戸大学改革準備委員会「教学問題について(第1部)」の提案 神 戸 大  
 昭和43年度学生生活状況調査報告書

徳 島 大  
 近畿大学商経学叢 No. 39 近 畿 大  
 44年度学生健康保険組合について

千 葉 大  
 産学関係に関する産業界の基本認識および提案 } 日 経 連  
 日経連産学協同海外調査団報告書 }

大学問題研究会中間報告 愛 媛 大  
 Universitas Vol. 11 No. 4

九大大学制度委員会中間報告に対する意見 九 州 大  
 大学キリスト者 37, 38, 39, 40号

大学キリスト者の会  
 大学問題検討準備委員会覚書(その2)

群 馬 大  
 大学の管理運営問題について(メモ)

鹿 児 島 大  
 一般教育のあり方について(メモ)

鹿 児 島 大  
 鳥取大学制度改革準備調査会報告書

鳥 取 大  
 明治大学大学改革準備委員会中間

報告  
 中央大学大学改革についての基本姿勢

## 2. 寄 贈 図 書

学生参加問題(資料)

民主教育協会九州支部

第1内科教室総会集約 新 潟 大  
 学内制度改革委員会の基本方針(第1次)

鹿 児 島 大

大学問題検討小委員会答申(その1)(その2)

静 岡 大

九州大学教育学部紀要第14集 九 州 大  
 大学の管理運営に関する諸提案

立命館大学大学改革のための討議

資料その1

同上

その2

関西学院大学大学改革に関する学

長代行提案

上智大学大学通信 (44. 3. 29)

芝浦工業大学全学生諸君へ

(1969. 1. 18)

私大連盟大学制度研究委員会「大

学の管理運営に関する報告の

私大連盟

件」

医学部改革案 (1969年10月)

医学部改革案における諸規程・組

織図・運営図

医学部改革委員会議事録集 (第1

回~第33回)

龍谷大学改革のための試案 (龍大弘報第

2号)

筑波新大学基本計画に関する各種委員会

報告 (第一次)

慶大  
医学部

龍谷大学

東京教育大

窓

学問教育の地——湯島——

東京医科大学の湯島地区は、かつて聖堂の地域内にあった昌平坂学問所 (昌平黌) の跡である。徳川五代将軍綱吉が元禄3年 (1690年) に上野忍岡から、ここに聖堂を移して以来、学問の中心地であり、明治になって東京昌平学校、医学校、女高師とつづき、現在の本学に至るまで、実に280年を閲すという学問教育の地として由緒の深い所である。また、この附近が「お茶の水」と呼ばれるのは、徳川二代将軍の頃、湯島台高林寺の庭内から湧き出した清水が、良水として茶に用いられ、将軍に献じられたところからだといわれるが、その井戸は、すでに形を失い、いまは、お茶の水橋の駿河台側のたもとの交番の脇に記念碑として伝えられている。(この交番は1969年の紛争で、たびたび襲われ、ガラスが破られたり、占拠されたりした。)

江戸時代、この神田川には、水道橋から昌平橋の間に橋がなく、この間の渓谷を総称して、お茶の水 (茗溪) といったようである。明治になって、お茶の水橋ができ、昭和に入って聖橋が架かって、今日の姿になった。現在では、国電中央線、総武線、地下鉄丸ノ内線さらに新しく開通した千代田線まで入って、まことに交通の要衝となった。

湯島側には本学に並んで順天堂大、さらに奥には東大を控え、駿河台側には数多くの私学が集結していることとて、学園紛争のたびに、まことに華々しい光景がくりひろげられるのである。警察にとっても神田川を境にして、かなた神田署、こなた本富士署と縄張りがあるようで、やりにくいらしい。本学の屋上から眺めるとき、二つの橋を、それぞれ挟んで、学生プラス群衆と機動隊が武装 (?) してにらみ合っている姿は、さながら江戸城攻防戦もかくやと思われる。

駿河台の坂下から見上げると、真正面に八階建の左右150メートルのビルが行手をさえぎる。近づけば、車寄せのスロープが、外来玄関に横づけとなる。ホールに入れば、国立大学では珍しいエスカレータが上り下りして患者さんを運んでいる。歯学部病院の四階には92台の歯科ユニットがずらりと並ぶ壮観が見られる。

東京医科歯科大学とは、いはば、そんな所である。

(東京医科歯科大学施設部長 川崎 正敬)